

令和3年9月1日

近畿地方整備局長

東川直正様

近畿地方整備局入札監視委員会

第一部会長 高橋 司

意見書

ジオ・サーチ株式会社（以下、「申立人」という）が令和3年7月6日付にて行った再苦情の申立てにつき、以下のとおり意見を述べる。

第1 結論

近畿技術事務所長の令和3年2月12日公示にかかる路面下空洞探査業務について、令和3年6月15日、株式会社カナン・ジオリサーチを落札者としたことは正当である。

なお、より適切な入札を行うため、第5のとおり付帯意見を付する。

第2 申立人の主張

別添1「苦情申立書」の「3 不服のある事項」のとおりである。要約すると以下のとおりである。

本件入札における技術評価点のうち評価テーマに対する技術提案のうち、評価テーマ1「空洞の発見技術」は、調査対象路線内の空洞調査において発見した空洞の個数を、既知空洞と新規空洞に分けてカウントして評価点が算出される。発注者からは、調査区間での過去の路面下空洞調査の際に把握された5箇所の既知空洞の場所や大きさ（深度、横の広がり、縦の広がり）等

のデータ等が、入札参加者に予め提供された。相入札者は、この5つの既知空洞のうち番号④⑤の2箇所について、合計13個の空洞の存在を指摘した。発注者も、それぞれ1個を既知空洞とし、他の11個を新規空洞と扱った。

これは、1個の既知空洞の発見を多数の既知空洞の発見として不当に評価されたものである。

第3 発注者の主張

別添2「路面下空洞探査業務の再苦情申立について」のとおりであり、要約すると以下のとおりである。

発注者は、番号①～⑤の過去の調査データを、「過去異状信号」があり「空洞の可能性あり」との判定結果として情報提供をしたのみであり、「空洞」との認定も、個数が「1箇所である」とも認定をしてない。また、「既知空洞である」として情報提供をしてもいない。

既知空洞の範囲内にある複数の空洞について、相入札者が申告した複数の空洞につき1つを既知空洞としその余を新規空洞としたのは、過去に異状信号データのあった範囲を「空洞の可能性あり」と情報提供している以上は1個は空洞があるかもしれないとの認識の下で調査を行うから、1個を既知空洞とし、他を新規空洞としたのである。

第4 当委員会の判断理由

1 資料3の提供と既知空洞としての提示

(1) 申立人の主張

申立人は、資料3「『路面下空洞探査業務』技術提示を求める評価テーマに係る調査区間について（通知）」（令和3年3月4日）の2頁目以下に提示された番号①～⑤が、それぞれ1つの既知空洞として提示されていたとす

る。そうであるとする、相入札者がここに複数個の空洞があると数え、発注者がそのように評価したことはそもそもおかしいということになる。

そこで資料3を検討する。

(2) 資料3と「空洞」について

調査区間の位置の指定に続き、「2 添付資料」の欄があり、そこに「③過年度に確認された異状信号箇所の調査記録データ等」とある。しかし、それが空洞であるといった記載はされていない。

上記の表紙の記載を受けて、2頁目の表では、番号①～⑤の情報の提供がなされている。KPや地先名、車線の位置などによる特定のほか、概略深度・概略縦断・概略横断などが記載されている。いずれについても、調査最終判定は「空洞の可能性あり」ととどまっており、調査最終判定としての発生深度・厚さ・縦断・横断の欄はいずれも空欄となっているのであって、空洞があるとは記載されていない。

さらに、欄外には、「調査実施後、補修されたかどうかは明示しない」との記載があり、現時点では空洞の可能性が既に解消されている場合もありうることを示唆されている。

(3) 既知性について

既知空洞については、資料2「総合評価落札方式入札説明書（個別事項）」中の「②評価テーマ【様式-8、8-2】」の「評価項目」の部分に、既知空洞の発見は0.5個と評価する旨の記載がある。申立人は、資料3の番号①～⑤が資料2にいう既知空洞であるとする。しかし、いずれの資料にもその旨は記載されていない。資料3が、資料2の既知空洞を明らかにしているとはいえない。

(4) 小括

以上からすると、資料3の番号①～⑤での情報提供が、空洞についての情報提供であり、しかもそれが資料2にいう既知の空洞であるとする申立人の

主張には、理由が欠ける。

2 空洞の個数について

(1) 申立人の主張

申立人は、資料3において番号①～⑤はそれぞれが1つの空洞とされているのであるから、そこを複数個の空洞とカウントすることもおかしいと主張する。

(2) 資料3の番号①～⑤の意味

しかし、資料3の番号①～⑤は、空洞自体を示したものではないこと、そして1個の空洞として提示されたものでもないこと、上述のとおりであるから、申立人の主張には理由がない。

(3) 空洞の個数のカウント方法について

上述の資料2「②評価テーマ【様式-8、8-2】」によれば、空洞について、1.5mより深い場合はカウントせず、厚さ10cm未満の場合もカウントしないとある。そうすると、異状信号が感知された部分の縦断方向への広がりが長い番号④(7.8m)や番号⑤(12.8m)のような場合、その全体が、この定義を満たす一連の空洞であるとは限らない。これを1個の空洞と数えるべきであるとの申立人の主張には理由がない。

(4) 資料6での説明について

申立人は、複数の空洞の申告に対して光が隣の穴に通っていなければ1つの新規空洞として扱っている旨の説明をしているところ、そのような取扱は明確に入札説明書に違反するとする。

しかし、この申立人の主張は、上記の番号④や⑤が1個の空洞であるものとして提示されているのにそれを根拠なく分割する考え方として不当である、ということを用いるものであるところ、発注者が上記の番号④や⑤を1個の空洞として提示した事実がないこと、上記のとおりであって、申立人の主張は根拠を欠く。また、資料2別添1「評価テーマの技術提案の評価に関わ

る留意事項」の第10項においては、空洞が近接して存在する可能性がある
と申告した場合について、近接した箇所が同一でないことを明らかにするこ
とを発注者が求める場合がある、としているところ、それを明らかにする1
つの方法としては合理性も認められるから、不当であるとの非難はあたらな
い。

3 評価方法の趣旨との関係について

申立人の主張に従えば、この評価方法は、既知空洞、すなわち発注者にと
って既に存在がほぼ明らかになっている空洞の存在を入札希望者に情報提供
し、それに対して入札希望者がそこに1個は空洞があったということを示す
という内容を含むということになる。しかし、それでは、いかにもシンプル
にすぎるのであって、技術的に高い者を選定するというこの手続の趣旨に合
致しない。

4 結論

以上のとおりであるので、当委員会は、「第1 結論」のとおり判断す
る。

第5 付帯意見

1 わかりにくさ

本件の申立ての前提となっている申立人の理解は、提示された過年度に確
認された異状信号箇所の調査記録における提供情報を、既知空洞と考えるこ
う点において正しいものではなく、その主張には理由があるとはいえない
。しかし、本件入札要領が既知空洞について言及をするとともにこのよう
な情報提供をしているのであって、それが誤解の原因になっている。本件入
札要領には、全体としてわかりにくさがある。

空洞の個数や既知性についても、その規定の仕方や説明方法にわかりやす
さが欠如している。特に、過去における異状信号箇所について、空洞ではな

いとしつつ、その箇所に複数の空洞が存在した場合に、1個については既知とし、他は新規とする点については、1個は既知とする点において空洞ではないとの説明との一貫性を欠き、また2個目以降を新規として1点を与える点はバランスが疑問である。

より明確な入札説明書の記載が望まれる。

2 苦情申立てに対する対応について

申立人は、発注者は入札説明書の規定では非落札の理由説明要求への回答は「書面」にて行う、となっているところ、これに反し「電話」及び「メール」にて回答を行った、としている。資料6のとおり、メールには添付ファイルにて回答内容を記載したファイルが付されており、規定から大きく逸脱する対応とは認められないものの、入札説明書記載内容に従った手続の徹底が図られるべきと考える。

また、資料6の回答内容を見るに、申立人が疑問を抱いた点へのより直接的な説明の余地を有していたのではないかとも思料される。入札手続として非落札理由への説明責任が定義されている以上、発注者はこれに真摯に対応すべきであり、申立人の疑問を汲み取り、的確かつ丁寧に説明を尽くす、という観点から、本件対応には改善の余地を認めるところである。

苦 情 申 立 書

令和3年7月6日

近畿地方整備局長 殿

入札説明書（個別）「7. 苦情申し立て」に基づき、次のとおり苦情申し立てを
します。

1 苦情申し立て者の名称及び住所

〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-37-10
苦 情 申 立 者 ジオ・サーチ株式会社
代表者代表取締役社長 雑 賀 正 嗣

連絡先：〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-37-10

ジオ・サーチ株式会社 減災事業本部

TEL：03-5710-0215

Eメールアドレス：@geosearch.co.jp

2 苦情申し立ての対象となる工事名

「路面下空洞探査業務（令和3年2月12日付け公示）」

3 不服のある事項

上記2の苦情申し立ての対象となる工事（以下「本件業務」という。）の入札
（以下「本件入札」という。）において、総合評価方式における技術評価点に
関し、入札説明書（個別）の規程に反する方法で、落札者となった事業者（以
下「相入札者」という。）の技術評価点が不当に高く付けられ、一方で苦情申
立て者の技術評価点が不当に低い点数が付けられた結果、本来であれば苦情申
立て者が落札者となるべきであったにもかかわらず、相入札者が落札者とされ

たことが不服であり、入札説明書（個別）に規程された方法に従って正当に落札者を決定するよう求める。

4 3の主張の根拠となる事項

(1) 前提となる事実

本件入札は、価格評価点と技術評価点を合計して得られる評価値が最も高い者を落札者とする総合評価方式によって実施された（資料1：入札説明書（共通）7（10頁））。技術評価点は、技術評価の得点合計が高いほど高評価の点数が付き、技術評価の得点は、①技術提案書における配置予定技術者の経験及び能力、②評価テーマに対する技術提案、③履行確実性についてそれぞれ評価が行われ、点数が与えられる。本件で問題となるのは、このうちの②評価テーマに対する技術提案で、これは、空洞の発見技術+的中率によって、技術提案評価点が算出されるものである（これらの技術評価点の算出方法の詳しい説明は、資料2：入札説明書（個別）12（6頁～7頁）参照。）。

本件における技術提案評価点は、評価テーマ1と評価テーマ2に分けて点数が付けられることとなっており、評価テーマ1は、空洞の発見技術についての評価で、調査対象路線内の空洞調査において発見した空洞の個数により点数を計算し、空洞を発見する総合的な技術力を100点満点で評価して算出される。空洞発見箇所の評価点数は、既知空洞（後述）は0.5個、新規空洞は1個としてカウントされ、100点×（各入札参加者の空洞発見個数／探査車両での調査により発見された全空洞個数）の計算結果が評価点とされる（資料2：入札説明書（個別）別紙2②）。

なお、本件入札において技術提案を求める評価テーマに係る調査区間は、過去にも路面下空洞調査が行われたことがあり、その際に把握された空洞の場所や大きさ（深度、横の拡がり、縦の拡がり）等のデータ等が、発注者から入札参加者に予め提供されていた（資料3：「路面下空洞探査業務」

技術提案を求める評価テーマに係る調査区間について（通知）。ここで示された過去の調査で把握された空洞は、上記のとおり、既知空洞として、これを本件入札における技術提案において空洞として指摘した場合、空洞発見箇所0.5個分としてカウントされることとなっていた。

評価テーマ2は、的中率についての評価で、各入札参加者が空洞であるとして申告した箇所のうち、実際に空洞であった数の割合により、50点満点で評価される（資料2：入札説明書（個別）別紙2②）。

本件入札における技術評価点は、評価テーマ1の点数は、苦情申立者が60.00点、相入札者が76.47点であった。なお、評価テーマ2の点数は、苦情申立者が50.0点、相入札者が47.1点であった（資料4：入札調書）。

（2）技術評価点の点数が不当であること

ア 相入札者の技術評価の点数は、1個の既知空洞の発見を多数の新規空洞の発見として不当に評価されたものであったこと

上記のとおり、本件入札における技術評価点のうちの評価テーマ1の点数は、苦情申立者と相入札者との間に大きな開きが生じているが、それは、相入札者が、既知空洞として提示されていた空洞に対して、既知空洞としては1個として提示されていたにもかかわらず、その1個の既知空洞の範囲内にいくつもの空洞の存在を申告し、更に発注者も、そのように不当に申告された既知空洞の範囲の中の複数の空洞について、それら申告された複数の空洞のうちの1つは既知空洞として0.5個分のカウントをし、その余の空洞を新規空洞1個の発見として扱って、評価テーマ1に係る空洞発見箇所の評価点を算出したためである。

発注者からは、5か所の既知空洞が示されていたが（資料3、2頁）、相入札者はそのうちの2か所の空洞に対して、それぞれ、1個の既知空洞として提示されていたにもかかわらず複数の空洞を申告し、不当に空洞発見箇所の数を増やしたものである。

一方で、苦情申立者は、既知空洞として示された空洞について、その

中にいくつも空洞があるなどという申告などせず、当然に1個の空洞として申告し、その1個の申告につき、空洞発見箇所0.5個として、評価点の算出を受けたものである。

イ 上記アの事実が、苦情申立者の現地調査によって確認され、また発注者も前提として認める誤りのない事実であること

相入札者が、1個の既知空洞として提示されていた空洞の範囲の中にいくつもの複数の空洞を申告し、それらが新規空洞発見としてそれぞれ空洞発見箇所1個としてのカウントをされた事実は、下記(3)にても説明するとおり、苦情申立者による発注者への説明の要望に対する発注者の回答においても前提とされている事実であるし、苦情申立者による現地調査によっても確認された事実である。

すなわち、苦情申立者が、発注者に対して、入札説明書(共通)(資料1)「20.落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明」に基づいて説明等を求めた際の資料である、資料5の別紙1の写真で、赤で囲った部分が既知空洞として示されていた空洞の範囲で、白色の点が、苦情申立者が空洞として申告した箇所である(空洞発見箇所0.5個としてカウントされたものである。)。そして、青の点が、相入札者が空洞として申告した箇所である。苦情申立者は、現地の道路を見分し、申告のあった箇所が実際に空洞であったかどうかを確認する削孔点の存在を確認して、写真に書き入れた。

このうち、白色の点と重なっている青の点は空洞発見箇所0.5個としてカウントされ、その余の青の点11個分について、新規空洞発見として、空洞発見箇所11個分としてカウントされ、上記の評価テーマ1に係る相入札者の技術評価点が算出されたのであった。

要するに、本来は空洞発見箇所0.5個のカウントしか得られない既知空洞について、相入札者は発注者から示された5個の既知空洞のうち2つに対して、それぞれの既知空洞の範囲内において合計で13個の

空洞を申告し、既知空洞の発見2個、新規空洞の発見11個の評価を不当に得たということである。本来は2個の既知空洞の発見で、入札における評価としては $0.5 \times 2 = 1$ 個の空洞発見箇所としての評価しか得られないところを、 $0.5 \times 2 + 1 \times 11 = 12$ 個の空洞発見箇所としての評価を不当に得たのである。

(3) 本苦情申立てに至る経緯

ア 苦情申立者による説明の要望及び回答

上記(2)のとおり、既知空洞として示されていた空洞に対して、複数の空洞の申告がなされ、更にそれらの1つずつに対して空洞発見箇所1個のカウントがなされていたことについて、苦情申立者は、入札説明書(共通)(資料1)「20. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明」に基づいて、発注者に対して説明を求めた(資料5:「路面下空洞探査業務」の落札者の決定結果に関する説明の要望)。

発注者からは、上記の入札説明書(共通)20.(3)の規程にもかかわらず、「書面により回答」はなされていないが、電話及びメールでなされた回答は資料6乃至資料8のとおりであった。

イ 発注者による説明の内容(入札説明書の規程に反する取扱いがなされた事実が確認されたこと)

そして、苦情申立者が資料5により説明を求めた事項の3「既知空洞箇所での複数ボーリング箇所の評価結果(別紙1参照)」に対して、発注者は、「近接している空洞箇所を別々の空洞と認定した場合の確認手法は、削孔した穴に光を差し込み、近接の穴から光が漏れないことを確認することで確認」したと説明しているところ(資料6)、既知空洞の範囲に含まれる中でなされた複数の空洞の申告に対して、光が近接の穴に漏れなければ、別の新規空洞として空洞発見箇所1個としてカウントした事実を明らかにしている。

また、発注者担当者の電話での説明においても、既知空洞に含まれる

範囲内でなされた複数の空洞の申告に対して、光が隣の穴に通っていないければ1つの新規空洞として扱っている旨の説明が繰り返されている（資料7、資料8。特に資料7の3頁以下のやり取りを参照。）。

しかし、光が近接する隣の穴に通るかどうかということに関係なく、そこに一定の範囲・広さで路面下空洞が存在することは既に過去の調査で判明し、入札参加者にはその空洞の場所及び範囲も含めて資料3によって示されているのであるところ、発注者がその既知空洞の中で複数申告された空洞についてそれぞれ新規空洞1個の発見として技術評価点を算出したのは、明確に入札説明書における規程に反する取扱いである。発注者からは、既知空洞として5個の空洞が示されていたのであり（資料3、2枚目）、そこで示された空洞がそれぞれ「1個の空洞」とされているのである以上、その1個の空洞の範囲に含まれる中でいくつもの空洞を申請して何個も新規発見空洞として取り扱うなどということが認められないのは当然である。

発注者の担当者も、このような取扱いは入札説明書に書かれていない考え方によるものであると認めているとおりである（資料7、7頁～8頁）。本件入札は、入札説明書にて定められていない考え方によって技術評価点が算出されたことが発注者担当者によって明らかにされ、そのようにして算出された技術評価点によって落札者が決められたのであるところ、そのような落札者の決定を維持することは許されない。

加えて、既に空洞が存在していることが確認されている範囲の中にいくつもの空洞を申請し、それらについて1個の新規空洞であるとして技術点に加えることは、総合評価方式における入札で各入札者の空洞発見技術を競わせようとする趣旨を没却するものでもあり、この点からも到底認められない取扱いであることは明らかである。

また、路面下空洞は、時間の経過によって形状が変わるのであるところ、形が変わって光を通らないような形状（例えば山型の空洞が連なっ

ている形状)になっていたり、水が溜まって光が通らなくなっているだけである可能性は極めて高い上、そもそも、現に発注者からは既知空洞5個として空洞が示されていたのであり、そのそれぞれは「1個の空洞」とされていたのであるところ(資料3)、別の空洞か否かを光が隣に通るかどうかによって判定することの是非以前に、別の空洞であるかどうかを判断しようとする事自体が、発注者自身の態度とも矛盾する、明白に誤ったものである。

このように、苦情申立者が説明を要望したことに対する発注者からの説明によって、むしろ入札説明書(個別)における規程に反する技術点の評価がなされていた事実が確認されたために、苦情申立者は、入札説明書(個別事項)「7. 苦情申し立て」に基づいて、本苦情申立てに及んだものである。

なお、係る経過を経た本段階での苦情申立ては「再苦情」に定義される旨近畿地方整備局契約課から示されたが、入札説明書の上記文言に従い、本書面にては「苦情申立書」と表記している。但し、近畿地方整備局において「再苦情」と定義される手続きとして受け付けられるのであればそれを拒絶する趣旨ではない。

(4) 結語

以上のとおり、本件入札における技術評価点の点数は、明白に入札説明書によって定められた規程に反する方法で評価されたものであり、この入札結果を維持することは許されない。

特に、本件業務である路面下空洞調査は、路面の陥没の原因となる路面下の空洞を、地中レーダ技術を用いた路面下空洞探査車による調査を行い、非破壊で路面下の空洞発生状況を把握する調査で、防災・減災の観点からより技術の高い事業者が選定される必要性の高い業務である。

道路の陥没は、人命に関わる重大事故につながる危険性があり、陥没の発生原因である路面下の空洞発生状況を適切に把握するための路面下空洞

調査は、安全で信頼性の高い道路交通を確保し、国民の生命・身体の安全を守るための極めて重要な調査業務なのである。

そうであるところ、過去の調査によって既に存在が判明して1個の空洞とされているものを、いくつもの空洞を新規に発見したかのように装い、そのような技術提案に対して高い技術点を与えて、高い空洞発見技術を持っているとの評価を与えることは、国民の生命・身体の安全を脅かすこととなるという観点からも、到底許されるものではない。

本件入札については、直ちに入札結果を見直し、正当な技術評価を行って改めて正しく落札者を判定する必要がある。

以 上

<添付資料>

- 1 入札説明書（共通）
- 2 入札説明書（個別）
- 3 「路面下空洞探査業務」技術提案を求める評価テーマに係る調査区間について（通知）
- 4 入札調書（写真）
- 5 「路面下空洞探査業務」の落札者の決定結果に関する説明の要望
- 6 説明の要望に対して発注者から送られたメール
- 7 上記6について説明を受けた際の電話の録音データの反訳
- 8 同上

公募型又は簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）入札説明書（共通事項）

- ※1 本入札説明書（共通事項）のうち、「配置予定管理（主任）技術者」と記載のある箇所については、業種区分が「土木関係建設コンサルタント業務」の場合は配置予定管理技術者、業種区分が「地質調査業務」及「測量」の場合は、配置予定主任技術者とする。
- ※2 本入札説明書（共通事項）のうち、「（分任）支出負担行為担当官」と記載のある箇所については、本官契約の場合は支出負担行為担当官、分任官契約の場合は分任支出負担行為担当官とする。

技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、本業務の予定価格が500万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

1. 契約担当官等

入札説明書（個別事項）によるものとする。

2. 業務の概要

(1) 以下によるほか入札説明書（個別事項）によるものとする。

(2) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

「主たる部分」は、測量業務共通仕様書（案）、地質・土質調査業務共通仕様書（案）においては第129条第1項、土木設計業務等共通仕様書（案）においては第1128条第1項に定めるものの他、入札説明書（個別事項）によるものとする。

(3) 電子入札システム対象業務

本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う電子入札対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

- 1) 当初より、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
- 2) 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
- 3) 以下、本入札説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て発注者の承諾を前提として行われるものである。

(4) 契約書の作成

- 1) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。
- 2) 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙入札方式承諾願を提出しなければならない。
- 3) 紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案によるものとし、記名押印のうえ、2通を（分任）支出負担行為担当官に提出すること。

(5) その他

- 1) 本業務の契約書案及び特記仕様書は別冊のとおりである。
- 2) 本業務は、指名業者名等の事後公表を行う業務である。
- 3) 担当部局

入札説明書（個別事項）に記載するとおりである。

3. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

1) 基本的要件

入札に参加しようとする者は、下記(a)に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は下記(b)に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体のいずれかであること。

(a) 単体企業（組合を含む）

- イ) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する規定（予決令第70条及び第71条）に該当しない者であること。
- ロ) 入札説明書（個別事項）の業種区分による近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- ハ) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて（平成10年8月5日付 建設省厚契発第33号）」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ニ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ホ) 参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務（一括審査方式の場合においては参加を希望する全ての業務）の説明書及び設計図書等（以下「説明書等」という。）に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（CD-R等）を「持参」又は簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った返信用封筒を添えて電子記録媒体を「郵送（書留郵便に限る）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）」（以下「郵送等」という。）」することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。

(b) 設計共同体

設計共同体の参加を認める場合においては、上記(a)イ)から(a)ニ)まで（ただし上記(a)ホ)については構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、近畿地方整備局長から設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。参加認定の有無及び詳細は入札説明書（個別事項）による。

2) 資本関係および人的関係に関する要件

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、近畿地方整備局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。ロ)において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。ハ)において同じ。）の関係にある場合
- ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしイ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項

に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

[1] 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

[2] 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

[3] 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

[4] 組合の理事

[5] その他業務を執行する者であつて、[1]から[4]までに掲げる者に準ずる者

ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(c) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(設計共同体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(a)又は(b)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3) その他の事項

その他、入札説明書(個別事項)に定めのある場合、詳細は入札説明書(個別事項)による。

(2) 参加表明書の提出に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件

(a) 同種又は類似業務等の実績

入札説明書(個別事項)に記載した期間に完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上(提出者が設計共同体である場合は、当該共同体の全ての構成員について1件以上)の同種又は類似業務等の実績を有さなければならない。

なお、低入札価格調査制度調査対象業務における業務成績評定点が70点未満の業務、近畿地方整備局発注業務において品質確保基準価格を下回る価格により受注し業務成績評定点が70点未満の業務ならびに低入札価格調査制度調査対象業務以外の業務における業務成績評定点が60点未満の業務については、企業の業務実績として認めないものとする。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号並びに平成23年3月28日付け国官技第361号、平成30年1月4日付け国官技第187号にて改正)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

(b) 業務成績

入札説明書(個別事項)に記載した期間及び業種区分による業務のうち、国土交通省(港湾空港関係を除く)発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く)発注のテクリス平均業務成績が60点以上であること。ただし、100万円以上の国土交通省(港湾空港関係を除く)発注業務及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く)発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ

め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日が入札説明書（個別事項）のとおりとする。

参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、技術提案書の提出前においては、以降の手続きに参加をしないもしくは直ちに辞退を行うこと。また、落札者決定までの期間においては、直ちにその旨を入札説明書（個別事項）に記載の担当部局に通知すること。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(a) 配置予定管理（主任）技術者に対する要件

配置予定管理（主任）技術者は下記のイ、ハ、ニに示す条件を満たす者であり、ロの実績を有する者であることとする。その他、入札説明書（個別事項）に定める場合はこれによるものとする。

イ) 入札説明書（個別事項）に記載するいずれかの資格を有する者。

ロ) 同種又は類似業務の実績

下記のいずれかの実績を有する者。

[1] 入札説明書（個別事項）に記載した期間に完了した業務のうち、「同種又は類似業務」において1件以上の従事した実績（管理技術者又は担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）を有する者。

また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

なお、実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号並びに平成23年3月28日付け国官技第361号、平成30年1月4日付け国官技第187号にて改正）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

[2] 同種又は類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。

マネジメントした実務経験とは、以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ・国内におけるPM、CM又はPFIの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- ・土木関係建設コンサルタント業務においては、建設コンサルタント登録規程(S52.4.15付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する当該部門の技術管理者。当該部門等、詳細は入札説明書（個別事項）による。
- ・地質調査業務においては、地質調査業者登録規程(S52.4.15付け建設省告示第718号)第3条の一に該当する技術管理者。詳細は入札説明書（個別事項）による
- ・地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。または、都道府県、政令市において、同等の調査職員として業務に従事した者。

ハ) 指定日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）

国土交通省以外の発注者（民間、国内外を問わない）の業務を含めた全ての手持ち業務（管理技術者等（土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者及び担当技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償関係コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者をいう。）となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。ただし、手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。

ただし、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数（注1）で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。また設計共同体として受注した業務の場合は、総契約金額に出資比率（注2）を乗じた金額とする。

注1 月数については、各月の日数に関係なく履行期間に含まれる月をひと月として算定する。

注2 テクリスに登録されている場合においては、テクリス登録の請負金額とする。なお、出資比率等で分担金額が確認出来ない場合は、総契約金額（当該年度分）とする。

ただし、国土交通省の所管に係る業務で、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）（財政法第43条の3）により、履行期間を延長して前年度から当該年度に繰越を行ったもの（「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことを事由とした業務以外で事故繰越し（財政法第42条ただし書き）を行った業務は除く。）は手持ち業務に含まない。

二) 平均業務成績

入札説明書（個別事項）に記載した期間及び業種区分による業務のうち、担当した国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注のテクリス平均業務成績が60点以上であること。ただし、100万円以上の国土交通省（港湾空港関係を除く）発注業務及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

また、上記の期間に1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を成績として求める期間に加えることができる。なお、成績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

(b) 配置予定担当技術者に対する要件
担当技術者の配置の有無及び詳細については、入札説明書（個別事項）による。

(c) 配置予定照査技術者に対する要件
照査技術者の配置の有無及び詳細については、入札説明書（個別事項）による。

(3) 入札参加者を指名するための基準

建設コンサルタント業務請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、下記の項目について評価し、選定するものとする（詳細は、入札説明書（個別事項）による）。

- ① 参加表明者（企業）の評価
- ② 配置予定技術者の評価
- ③ 業務実施体制

(4) 入札参加者の指名数

入札参加者の指名数は得点の高い順から10者を上限とする。但し、指名枠内の最下位得点者が複数の場合は、その者すべてを指名する。

4. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 作成方法

様式を基に作成を行うものとする（様式の該当の有無及び詳細については入札説明書（個別事項）、別紙－４による）。電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

なお、様式については、近畿地方整備局HPに掲載（http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyo_usya/technical_information/consultant/ol9a8v000000q4dv.html）している。

- 1) 文字サイズは10ポイント以上とする。
- 2) 保存するファイル形式は、次のいずれかとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word2016以下 (*.doc, *.docx)
Microsoft Excel	Excel2016以下 (*.xls, *.xlsx)
その他アプリケーション	PDFファイル (Acrobatで作成のもの) 画像ファイル (JPEG形式又はGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- 3) 複数の申請書類は、3MB以内で1つのファイル（圧縮ファイルでもよい。この場合、LZH形式又はZIP形式のものに限る。）にまとめるものとする。契約書の写し等の添付書類については、スキャナーで読み込み本文に貼り付けるか、申請様式とともに1つの圧縮ファイルにまとめること。

圧縮してもファイル容量が3MB以内に納まらない場合は、申請書様式のみ電子入札システムで提出し、その他の添付資料については、紙又は電子媒体（CD-R、DVD-Rのいずれか）により「持参」または、「郵送等」により提出すること。なお、FAXは受け付けない。

持参または郵送等による場合は、持参または郵送等による資料の種類を記載した書類（様式自由）を電子入札システムで提出すること。

- 4) 参加表明書表紙の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので、不要である。
- 5) 参加表明書は、印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、印刷は白黒で行う。

(2) 関連資料

- 1) 同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。
- 2) 近畿地方整備局発注の建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く）における優良工事等施工者（建設コンサルタント等）表彰・優秀建設技術者表彰の実績を求める場合には表彰の写しを提出すること。

(3) 提出期間、提出場所及び提出方法

本競争の参加希望者は、下記1)に従い、電子入札システムにより参加表明書を提出しなければならない。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式とする場合は、2)に従い参加表明書を提出すること。持参、郵送等により提出する場合には、返信用封筒として、表に代表者（委任状提出の場合は、支店長等でもよい。）の住所、氏名を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒をあわせて提出すること。（分任）支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

次に従い参加表明書を提出することができる者は、上記3.(1)1)(a)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業、又は一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体も、参加表明書を提出する時において当該資格の認定を受けていること。

なお、受領期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、指名されない。

また、指名されなかった場合には、本競争に参加することはできない。

- 1) 電子入札システムによる提出期間については入札説明書（個別事項）による。
 - 2) 持参、郵送等による受領期間、提出場所については入札説明書（個別事項）による。
- (4) 参加表明書内容の留意事項
提出する様式については以下に示すほか、様式の注意事項及び入札説明書（個別事項）に基づき作成すること。

記載事項	内容に関する留意事項
配置予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定技術者について、資格・経歴等を記載する。 ・ 設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が管理技術者を配置すること。
配置予定管理技術者 【様式-2-1】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定担当技術者のうち1名のみ（設計共同体の場合は、当該共同体の構成員ごとに1名のみ）について記載する。 ・ 保有する資格の資格（合格）証等の写しを添付する。
配置予定担当技術者 【様式-2-2】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」実績等について記載する。
配置予定照査技術者 【様式-2-3】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載する実績等は、入札説明書（個別事項）に記載した期間に完了した同種又は類似業務実績（管理技術者又は担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）、同種又は類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験とし、実績等の種類を問わず配置予定技術者ごとに最大2件までの記載とする。 ・ 配置予定担当技術者における同種又は類似業務について入札説明書（個別事項）に特段の記載が無い場合においては、「配置予定管理（主任）技術者に対する要件」（複数の業務分担により実施する業務の場合においては、「技術提案書の提出者に要求される資格要件」）で記載する同種又は類似業務と同様とする。 ・ 長期休暇の取得に関する記載については、それを確認できるものを別に添付するものとする。（会社への申請書、証明書、診断書等） ・ 手持ち業務は公示日現在、国土交通省以外の発注者（民間、国内外を問わない）のものも含めすべて記載する。 ・ プロポーザル方式による業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記する。 ・ 国土交通省の所管に係る業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあある場合には業務名の先頭に【低】と明記する。 ・ ただし、国土交通省の所管に係る業務で、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）（財政法第43条の3）により、履行期間を延長して前年度から当該年度に繰越を行ったもの（「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことを事由とした業務以外で事故繰越し（財政法第42条ただし書き）を行った業務は除く。）は手持ち業務に含まない。 ・ 業務表彰に関する経歴を記載する場合はそれを確認できるもの（表彰状）を別に添付する。 ・ 入札説明書（個別事項）において「当該地域の業務実績」を求める場合については、当該地域の業務実績を記載する。記載に当たっては、入札説明書（個別事項）別紙-1、別紙-2に該当する業務名、担当内容（管理、担当のいずれか）、従事期間を必ず記載し、テクリスへの登録がされている場合はテクリス番号も記

	<p>載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式-2-1、2-2に記載した配置予定の技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」実績等について記載する。 ・ 記載する実績等は、様式-2-1、2-2に記載の入札説明書（個別事項）に記載する期間内に完了した同種又は類似業務実績（管理技術者又は担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）、同種又は類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験とし、実績等の種類を問わず配置予定技術者ごとに最大2件までの記載とする。 ・ 図面、写真等を引用する場合も含め、業務の実績等1件につき1枚に記載する。
<p>配置予定技術者の同種又は類似業務の実績等 【様式-3】</p>	
<p>業務実施体制 【様式-4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載する。 ・ 設計共同体により業務を実施する場合は、下記事項に留意の上、業務の分担について記載すること。備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。 ・ また、代表者はその旨を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ② 構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置することとし、管理技術者のみ配置することは認めない。 ③ 構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する構成員が照査技術者を配置すること。 ④ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認めない。 ・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
<p>企業の実績等 【様式-5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業における実績等について記載する。 ・ 当該業務に関する登録の部門を記載する。 なお、土木関係建設コンサルタント業務にあつては、「建設コンサルタント登録している全ての部門」、地質調査業務にあつては、「地質調査業者登録」、測量にあつては、「測量法の定めるところによる測量業者の登録」を記載する。 ・ 同種又は類似業務の実績（再委託による業務の実績は含まない）は入札説明書（個別事項）に記載する期間内に完了した業務を対象とし、記載する件数は最大2件とする。なお、異業種の業務区分による場合においては、単体企業であってもそれぞれの分担業務毎に作成するものとする。 ・ 業務表彰に関する経歴を記載する場合はそれを確認できるもの（表彰状）を別に添付するものとする。 ・ テクリス登録がされている場合はテクリス番号も記載する。
<p>企業の同種又は類似業務の実績等 【様式-6】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式-5に記載した「同種又は類似業務」実績等について記載する。 ・ 記載する実績等は、入札説明書（個別事項）に記載する期間内に完了した同種又は類似業務実績とし、様式-6、1枚につき1件とし、最大2件まで記載する。（設計共同体の場合は、構成員ごとに最大2件まで記載する。）

	・ 図面、写真等を引用する場合も含め、業務の実績等 1 件につき 1 枚に記載する。
--	--

5. 非指名理由について

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者に対しては、書面により通知する。
- (2) 上記(1)の非指名通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない）以内に、電子入札システムにより（分任）支出負担行為担当官に対して非指名理由について説明を求められることができる。また、書面により通知を受けたものは、書面（様式は自由）を持参または郵送等により、（分任）支出負担行為担当官に対して非指名理由について説明を求められることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（休日含む）以内に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出されたものに対しては、書面により行う。
- (4) 非指名理由の説明書請求の受付場所、受付時間は入札説明書（個別事項）による。

6. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 参加表明書に関する質問の受付及び回答
 - 1) 質問は、下記(a)の期間内に、電子入札システムにより行うものとする（原則、質問は質問様式に記載し、添付資料として登録すること。また、質問に図面等を添付する場合も添付資料として登録すること。なお、技術提案書に関する質問とは分けて登録すること。）。ただし、紙入札方式による参加者は、下記(b)の受付期間内に書面（質問様式）により受付場所に持参またはメールにより質問するものとし、郵送等又はFAXによるものは受け付けない。
 - (a) 電子入札システムによる受付期間：入札説明書（個別事項）による。
 - (b) 紙入札方式による受付場所、受付期間：入札説明書（個別事項）による。
 - 2) 電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、回答を行わない場合がある。
 - 3) 質問に対する回答は、入札説明書（個別事項）に記載する期間等において、電子入札システム及び閲覧に供する。
- (2) 技術提案書に関する質問の受付及び回答
 - 1) 質問は、下記(a)の期間内に、電子入札システムにより行うものとする（原則、質問は質問様式に記載し、添付資料として登録すること。また、質問に図面等を添付する場合も添付資料として登録すること。なお、参加表明書に関する質問とは分けて登録すること。）。ただし、紙入札方式による参加者は、下記(b)の受付期間内に書面（質問様式）により受付場所に持参またはメールにより質問するものとし、郵送等又はFAXによるものは受け付けない。
 - (a) 電子入札システムによる受付期間：入札説明書（個別事項）による。
 - (b) 紙入札方式による受付場所、受付期間：入札説明書（個別事項）による。
 - 2) 電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

紙入札方式による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、FAX番号を併記するものとする。
 - 3) 質問に対する回答は、入札説明書（個別事項）に記載する期間等において、電子入札システム及び閲覧に供する。

7. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- 1) 指名された入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
 - (a) 技術提案書を提出した者であり、かつそれが下記7. (2) によって無効になっていない者であること。
 - (b) 入札価格が予決令第 98 条において準用する予決令第 79 条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、入札価格は設計図書に基づき算出するものとする。
 - (c) 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、電子入札システムにおいてくじ引き（以下、「電子くじ」という。）を実施し、落札者を決定する。
電子くじの実施には任意で設定した 3 桁（000～999）の電子くじ番号が必要となることから、入札書提出時に電子くじ番号を入力すること。また、紙入札方式による参加者は、「紙入札方式承諾願」に任意の電子くじ番号を記載して提出すること。
なお、評価値の最も高い者が紙入札方式による参加者のみであった場合は、都合により紙くじで実施する場合がある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合における落札者の決定方法
 - (a) 予決令第 98 条において準用する予決令第 79 条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が 1,000 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
 - (b) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
 - (c) 上記 2) の「予決令第 86 条の調査」の内容については、近畿地方整備局のホームページに記載しているとおりとする。
http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/index.html
- 3) 調査基準価格又は品質確保基準価格を下回った価格で契約する場合は、業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。業務コスト調査に係る資料は、業務完了後 90 日以内に提出するものとし、提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、業務成績を最大 10 点減点し、さらに業務実績として認めない。

(2) 総合評価の方法

- 1) 評価値の算出方法
評価値の算出方法は以下のとおりとする。
評価値＝価格評価点＋技術評価点
- 2) 価格評価点の算出方法
価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)
価格評価点の配分点は入札説明書（個別事項）に記載する配分点とする。
- 3) 技術評価点の算出方法
技術提案書の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目ごと及び本業務の予定価格が 500 万円を超える場合には、④の評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。
なお、技術評価点の満点は 60 点とする。
 - ① 配置予定技術者の経験及び能力
 - ② 実施方針

③ 評価テーマに対する技術提案 ※

④ 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (①に係る評価点) + (技術提案評価点) × (④の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = (②に係る評価点) + (③に係る評価点)

※評価テーマの定めが無い場合、③に係る評価点はゼロとして算出。

4) 技術評価点を算出するための基準

技術提案の履行確実性の評価

- ・ 「技術提案の履行確実性」の内容については近畿地方整備局ホームページに記載しているとおりの。

http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/index.html

5) 履行確実性に関するヒアリング

技術提案の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

- ・ ヒアリングの日時、詳細な場所等については別途連絡する。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格で申し込みをした入札者のうち、調査基準価格又は品質確保基準価格以上の者については、参加表明書及び技術提案書の内容により、技術提案の確実な履行が確認できると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。
- ・ 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格又は品質確保基準価格に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、技術提案書のほか、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。
- ・ 追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記10.(4)の開札の後、入札参加者あてに連絡する予定であり、連絡を受けた場合は期限までに追加資料を提出すること。なお、連絡日時と提出期限の予定は別表に記載のとおりである。
- ・ 提出を求めることとなる追加資料は、近畿地方整備局ホームページに記載しているとおりの。

http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/index.html

- ・ ヒアリングの出席者には、配置予定管理（主任）技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

(3) 技術評価点を算出するための基準

技術資料の内容についての評価項目、判断基準並びに評価の配点は、入札説明書（個別事項）のとおりとし、以下について評価する。

1) 配置予定技術者の経験及び能力

2) 実施方針【様式-8、8-2】

なお、総合評価落札方式（業務能力評価型）の場合は、簡易な実施方針【様式-8】に読み替える

3) 評価テーマ【様式-9】（なお、該当の有無は入札説明書（個別事項）による）

(4) 担当技術者の評価

担当技術者は、次のとおり評価を行う。

- ・ 様式-2-2に記載された配置予定担当技術者1名のみについて評価を行う。
- ・ 設計共同体の場合は、様式-2-2に記載された構成員毎の担当技術者1名のみについてそれぞれ評価を行う。

(5) 技術提案書に基づく業務の実施

業務の実施に際しては、総合評価に関する事項の技術提案書に記載された内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

8. 技術提案書の提出等

(1) 作成方法

技術提案書の様式は、配布された様式を基に作成を行うものとする（様式の該当の有無及び詳細については入札説明書（個別事項）、別紙－4による）。ファイル形式等は、「参加表明書の作成及び記載上の留意事項」と同様とする。なお、入札説明書（個別事項）に指定の無い場合においては、カラーで作成しても良いものとする。

(2) 技術提案書の無効

入札説明書（共通事項）、入札説明書（個別事項）及び様式に示された条件に適合しない技術提案書又は、記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(3) 既存資料の閲覧

該当の有無及び資料について、入札説明書（個別事項）に定めがある場合、資料を閲覧することができる。

(4) 評価テーマ

該当の有無及びテーマについて、入札説明書（個別事項）に定めがある場合、定められた評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、入札説明書（個別事項）によるもののほか、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

(5) 提出期間、提出場所及び提出方法

技術提案書は、電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参または郵送等により提出する場合は、入札説明書（個別事項）に記載する受領期間において提出場所に提出するものとし、FAXによるものは受け付けない。なお、入札参加希望のない者は特に受付場所まで連絡する必要はない。

(6) 技術提案書の内容に関する留意事項

技術提案の提出する様式については以下に示すほか、様式の注意事項及び入札説明書（個別事項）に基づき作成すること。なお、該当する様式について不足等がある場合に不備となる場合があるので注意すること。

なお、様式については、近畿地方整備局HPに掲載（http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jiyousya/technical_information/consultant/ol9a8v000000q4dv.html）している。

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表・重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応 【様式－8、8－2】	<ul style="list-style-type: none"> 入札説明書（個別事項）に記載するもののほか以下による。 業務の実施方針、実施フローチャート、工程計画、重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応について簡潔に記載する。 A4判1枚に記載する。 <p>但し、重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応については、様式－8に様式－8－2を1枚追加してもよい。</p>
簡易な実施方針・工程表 【様式－8（簡易）】	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式（業務能力評価型）、（業務チャレンジ型）の場合に適用する。 業務の実施方針、工程計画について簡潔に記載する。 記載にあたり、成果品の品質確保、配置予定技術者の専門分野、過去に従事した業務等の実績を踏まえ記載する。 A4判1枚に記載する。
評価テーマに対する技術提案 【様式－9】	<ul style="list-style-type: none"> 評価テーマの有無は入札説明書（個別事項）に記載する。 入札説明書（個別事項）に記載する業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることは支障はないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・実現性における類似実績の明示については、業務名及びその概要を記載するものとする。 ・その他留意事項は入札説明書（個別事項）に記載する。
--	---

9. 実施方針及び評価テーマに関するヒアリング

- (1) ヒアリングの詳細は入札説明書（個別事項）に記載する。

10. 入札方法及び入札・開札の日時並びに開札場所

- (1) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合、入札書を持参することもできる（郵送等又はFAXによる提出は認めない）。

入札書を持参する場合の提出場所は、入札説明書（個別事項）に記載する。

- (3) 入札書の締切日時は入札説明書（個別事項）に記載する。

- (4) 開札日時は入札説明書（個別事項）に記載する。

- (5) 開札場所は入札説明書（個別事項）に記載する。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 免除

12. 開 札

- (1) 立ち会い

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

ただし、電子入札システムにより提出した場合は、立ち会い不要とする。

- (2) 再度入札

第1回目の入札において落札者がいない場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札システムによる場合と紙による持参の場合が混在していることがあるため、発注者から指示する。

開札時間から30分後を目処に発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

- (3) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじへ移行する。

- (4) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13. 入札の無効

- (1) 手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び別冊近畿地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (2) (分任) 支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時に上記3. に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

- (3) 上記7. (2) 5) に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追加資料

の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

1 4. 参加表明書及び技術提案書の無効

- (1) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。
 - ・ 参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ・ 参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
 - ・ 他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
 - ・ 白紙である場合
 - ・ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ・ 発注者名に誤りがある場合
 - ・ 発注案件名に誤りがある場合
 - ・ 提出業者名に誤りがある場合
 - ・ その他未提出又は不備がある場合

1 5. 参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更

- (1) 参加表明書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (2) 落札者決定後、配置予定技術者の配置ができない場合、契約を結ばないことがある。
- (3) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、落札決定後の配置技術者の変更については、下記に該当する場合等やむを得ない場合に限り変更を認める。
 - ・ 病気により技術者としての職務が遂行できないと判断された場合
 - ・ 当該技術者が死亡した場合
 - ・ 当該技術者が退職した場合
 - ・ 当該技術者が出産、育児等をした場合
 - ・ 当該技術者が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
 - ・ 発注者の責により履行期間延期となった場合
 - ・ その他の理由による場合

技術者を変更する場合は、本業務の入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件を満足し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、変更後の技術者のテクリスへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。

1 6. 手続における交渉の有無 無

1 7. 契約書作成の要否

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

なお、別冊契約書案における第5条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、落札決定後に以下の手続を取るものとする。

- (1) 別冊契約書案第5条第3項及び第4項の使用を希望する落札者は、落札決定の日から2日以内（休日を除く。）にその旨を申し出なければならない。
- (2) (1)の申出があった場合、(分任)支出負担行為担当官は落札者が契約を確実に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。
- (3) 落札者は調査の実施に協力し、落札決定の日から5日以内（休日を除く。）に必要な書類を提出すること。
- (4) (2)の調査の結果、業務委託料債権がこの契約の履行以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、別添契約書案から第5条第3項及び第4項を削除して契約を

締結するものとする。

18. 支払条件

入札説明書（個別事項）による。

19. 火災保険付保の要否 否

20. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内（分任）支出負担行為担当官に対して、非落札理由について、次に従い説明を求めることができる。（様式自由）
- (2) 書面は持参または郵送等により提出するものとし、FAXによるものは受け付けない。
- (3) （分任）支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (4) 非落札理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、説明に係る書面を受け取った日から7日（休日を除く。）以内に書面により苦情を申し立てることができる。
- (5) 非落札理由の説明書請求の受付場所、受付時間は入札説明書（個別事項）による。

21. 苦情申し立て

入札説明書（個別事項）に記載するとおり苦情の申し立てを行うことができる。

22. 関連情報を入手するための照会窓口

入札説明書（個別事項）による。

23. 本業務を受注した場合の制限

本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）及び、本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当することをいう。

(1) 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。2)において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。2)において同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、1)については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- (c) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- (d) 組合の理事
- (e) その他業務を執行する者であつて、(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2.4. その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊近畿地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、別冊近畿地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- (4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非指名通知を受けた者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (5) 参加表明書、技術提案書及び履行確実性の審査のための追加資料の作成及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術評価点の算定以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 電子入札システムは休日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合及び稼動時間を延長する場合は、「国土交通省電子入札システムホームページ」「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先
国土交通省電子入札システムヘルプデスク 電話 03-3505-0514
国土交通省電子入札システムホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>
 - ・ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得しているICカードの認証機関
 - ・ 申請書類、入札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合の問い合わせ先
入札説明書（個別事項）による。
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以降の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。
- (10) 入札手続を開始する業務において、予決令第 8 5 条の基準を適用する場合の調査基準価格について
測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の調査基準価格は次のとおりとする。
ただし、引き渡ししが令和元年 9 月 30 日までの業務については、次の 1) から 5) 中「100分の110」は「100分の108」とし、次の 1) から 5) 中「110分の100」は「108分の100」とする。

1) 測量業務

直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額を予定価格で除して得た割合が10分の8.2を超える場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8.2を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とし、その割合が10分の6に満たない場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の6を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とする。

2) 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費の額、特別経費の額、技術経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額を予定価格で除して得た割合が10分の8を超える場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とし、その割合が10分の6に満たない場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の6を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とする。

3) 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費の額、直接経費（積上げ部分）の額、その他原価（直接経費（積上げ部分除く）及び間接原価）の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額を予定価格で除して得た割合が10分の8を超える場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とし、その割合が10分の6に満たない場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の6を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とする。

4) 地質調査業務

直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額を予定価格で除して得た割合が10分の8.5を超える場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8.5を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とし、その割合が3分の2に満たない場合は、予定価格の110分の100に相当する額に3分の2を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とする。

5) 補償関係コンサルタント業務

直接人件費の額、直接経費（積上げ部分）の額、その他原価（直接経費（積上げ部分除く）及び間接原価）の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額を予定価格で除して得た割合が10分の8を超える場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とし、その割合が10分の6に満たない場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の6を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とする。

(11) 品質確保基準価格について

予定価格が500万円を超え1000万円以下の業務について、品質確保基準価格を下回る価格で受注した場合は、予定価格が1000万円を超える業務において調査基準価格を下回る価格で受注した業務と同様の取り扱いとする。

ただし、「予決令第86条の調査」は対象外とする。

なお、品質確保基準価格は、つぎのとおりとし、業種区分については入札説明書（個別事項）による。

業 種 区 分	予定価格に対する割合
土木関係建設コンサルタント業務	75%
測量	78%
地質調査業務	82%
補償関係コンサルタント業務	79%

総合評価落札方式

入札説明書（個別事項）

近畿地方整備局 近畿技術事務所の路面下空洞探査業務に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、入札説明書（共通事項）（様式を含む）及びこの入札説明書（個別事項）によるものとする。

本業務は、電子契約システム対象案件である。

なお、本業務は入札手続きの合理化を図るため、入札契約手続きの一部の窓口について分任支出負担行為担当官とは異なる事務所にて集約化を行う「事務集中化の対象業務」です。

なお、入札説明書（共通事項）（様式及び質問様式を含む）については、近畿地方整備局HPに掲載（http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/consultant/019a8v000000q4dv.html）している。ただし、様式については本入札説明書（個別事項）に添付している様式によるものとする。

1. 契約担当官、業務の概要等

入札説明書（共通事項）1. ～ 3. に記載する詳細は次のとおりとする。

入札説明書 （共通事項）	項目	詳細内容
入札契約方式		簡易公募型総合評価落札方式（1：3）
試行対象		—
契約担当官等		分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 達家 養浩 〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11番1号
業務の概要	業務名	路面下空洞探査業務 （電子入札対象案件） （電子契約対象案件）
	履行期間	契約締結日の翌日から令和4年10月31日
	業務の目的	本業務は、近畿地方整備局が管理する道路の路面陥没・損傷を防止して道路構造の保全および安全で円滑な道路交通の確保を図ることを目的として、路面下空洞探査を実施する業務である。
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一次調査（道路調査車） ・一次調査（小型探査機） ・二次調査（小型探査機） ・二次調査（ボーリング調査） ・調査結果の解析
	評価テーマ	本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。 評価テーマ：近畿地方整備局管内において非破壊による空洞探査車両による路面下空洞探査の実施
	主たる部分	本業務における「主たる部分」は土木設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。
	成果物	成果物は以下のとおりとする。 ・電子媒体 3部

	担当部局	担当部局① 〒573-1191 大阪府枚方市新町2-2-10 近畿地方整備局 総務事務センター 大阪分室 電話072-843-6591 Mail: kkr-osaka-soumujimu@mlit.go.jp 担当部局② 〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11番1号 近畿地方整備局 総務課 電話072-856-1941 Mail: kkr-kyaku-kingi@mlit.go.jp
--	------	--

2. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

1) 基本的要件

項目	詳細内容
一般競争（指名競争）参加資格にかかると業種区分	近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格。 令和3年4月1日時点において、当該資格の認定を受けていること。
設計共同体の認定の有無	有 「競争参加者の資格に関する公示（設計共同体）」（令和2年12月1日付け近畿地方整備局長）に示すところにより、近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての認定を受けていること。

(2) 参加表明書の提出に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件

項目	詳細内容
同種又は類似業務等の実績	期間 平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）（令和2年度までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、令和2年度までに完了しなかった場合、当該業務は令和2年度までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。また、評価項目のうち、「同種・類似業務の成績」は、テクリス評点がない場合と同様の評価とする。）
	同種業務 地中レーダーを用いた路面下空洞調査業務
	類似業務 地中レーダーを用いた空洞調査業務
業務成績	期間 平成30年度・令和元年度に完了した業務
	業種区分 土木関係建設コンサルタント業務

2) 配置予定技術者に対する要件

項目		詳細内容	
配置予定管理技術者	資格等	<p>下記のいずれかの資格を有する者。</p> <p>[1] 技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目又は応用理学部門の選択科目（地質）に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。</p> <p>[2] 技術士（建設部門又は応用理学部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。</p> <p>[3] R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。</p> <p>[4] 土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者</p> <p>[5] 博士（専攻分野：工学）</p> <p>[6] 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（以下、「国土交通大臣認定者」という。）</p>	
	同種又は類似業務等の実績	期間	平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）（令和2年度までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、令和2年度までに完了しなかった場合、当該業務は令和2年度までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。また、評価項目のうち、「同種・類似業務の成績」は、テクリス評点がない場合と同様の評価とする。）
		同種業務	地中レーダーを用いた路面下空洞調査業務
		類似業務	地中レーダーを用いた空洞調査業務
		建設コンサルタント登録規程第3条の一に該当する部門	道路部門、地質部門又は土質及び基礎部門
		地質調査業者登録規程第3条の一に該当する技術管理者	該当無し
	手持ち業務量		入札説明書（共通事項）による。 指定日は、令和3年4月1日現在とする。
	業務成績	期間	平成28年度から令和元年度までに完了した業務
		業種区分	土木関係建設コンサルタント業務

配置予定担当技術者	要件の有無		有
	同種又は類似業務等の実績	期間	配置予定管理技術者に求める要件と同じとする。
		同種業務	
		類似業務	
マネジメントした実務経験			
業務成績	期間	配置予定管理技術者に求める要件と同じとする。	
	業種区分		
配置予定照査技術者	要件の有無		無

- (3) 入札参加者を指名するための基準
詳細は、別紙－１．による。

3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 作成方法

入札説明書（共通事項）に記載するものによるほか留意事項は以下のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
配置予定技術者の経歴等 配置予定管理技術者【様式－２－１】 配置予定担当技術者【様式－２－２】	・当該地域の業務実績について記載すること (令和２年度までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、令和２年度までに完了しなかった場合、当該業務は令和２年度までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。)

4. 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

- 1) 入札説明書（共通事項） 7. (2)2)に記載する価格評価点の配分点は20点とする。

(2) 技術評価点を算出するための基準

技術資料の内容についての評価項目、判断基準並びに評価の配点は、別紙－２による。
なお、「別紙－２②評価テーマに関する技術提案（発見技術・的中率）」は、公道上での空洞探査車両の走行による調査結果をもとに評価する。評価テーマの技術提案に関わる留意事項は、別添１のとおりとする。

5. 技術提案書の提出等

(1) 作成方法

入札説明書（共通事項）に記載するものによるほか以下のとおりとする。

既存資料の閲覧

技術提案書の作成に当たり、以下の資料を別紙－３に定める期間において閲覧することができる。

なお、閲覧を希望する場合は、事前に11. に示す窓口で連絡するものとする。

・資料名：路面下空洞探査業務 報告書（令和元年度）

(2) 評価テーマ

上記1. 業務内容に示した、評価テーマについて記載すること。探査車両による路面下空洞探査の調査結果の記載にあたっては、「様式-8」に空洞の可能性のある箇所の一覧を作成し、記載した空洞の可能性のある箇所1箇所につきA4版1枚で「様式-9」を作成すること。

6. 支払条件

前払金 無

部分払 令和3年度 4回 令和4年度 2回

7. 苦情申し立て

(1) 入札説明書（共通事項）5. (3)及び20. (3)に不服がある者は、当該回答に係る書面を受け取った日から7日（休日を含まない）以内に、書面により近畿地方整備局長に対して苦情の申し立てを行うことができる。苦情申し立てについては、入札監視委員会にて審議を行う。

1) 苦情申し立ての受付窓口及び受付時間

2) 受付窓口

近畿地方整備局 主任監査官

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館

電話 06-6942-1141(代表)

3) 受付時間

休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

8. その他の留意事項

(1) 本業務は令和3年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により本業務を取りやめる場合がある

(2) 申請書類等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合の問い合わせ先は下記のとおりとする。

1) 申請書類に関する問合せ先 上記1. の担当部局①

2) 入札等に関する問合せ先 上記1. の担当部局②

(3) 品質確保基準価格について

入札説明書（共通事項）24. (11)に記載する品質確保基準価格の業種区分については土木関係建設コンサルタント業務とする。

(4) 見積りの徴取

本業務は、業務委託費算出の参考とするため、見積りの徴取を行う業務である。

見積り依頼があった場合には、見積りを提出すること。

なお、見積りが提出されない場合でも入札参加者の指名及び技術評価点の算出には影響しないが、別途、見積り提出の依頼を行う場合がある。

9. 入札説明書（共通事項）に記載する各期間

別紙-3のとおりとする。

10. 契約書の作成

(1) 本件は、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

(2) 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続を希望する者は、紙契約方式承諾願を提出しなければならない。

(3) 紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案によるものとし、記名押印のう

え、2通を分任支出負担行為担当官に提出すること。

1 1. 入札説明書（共通事項）に記載する窓口、各種書類等の受付（提出）場所、閲覧場所等

・書面又は紙による持参・郵送等による提出場所及び質問又は説明請求の受付場所	上記1. の担当部局①
・入札書の提出場所、問合せ先	上記1. の担当部局②
・質問に対する回答の閲覧場所	大阪府枚方市山田池北町11番1号 近畿地方整備局 近畿技術事務所 契約情報コーナー
・既存資料の閲覧をするための場所及び連絡先	大阪府枚方市山田池北町11番1号 近畿地方整備局 近畿技術事務所 総務課 TEL: 072-856-1941
開札場所	〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11番1号 近畿地方整備局 近畿技術事務所 近畿技術事務所 入札室

1 2. 入札説明書（共通事項）に対する修正事項について

入札説明書（共通事項）の下記条項については、下記内容のとおり修正するものとする。

・ 4. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項 （1）作成方法

(1) 作成方法

配布された様式を基に作成を行うものとする（様式の該当の有無及び詳細については入札説明書（個別事項）、別紙-4による）。電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- 1) 文字サイズは10ポイント以上とする。
- 2) 保存するファイル形式は、次のいずれかとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word2016 以下 (*.doc, *.docx)
Microsoft Excel	Excel2016 以下 (*.xls, *.xlsx)
その他アプリケーション	PDF ファイル (Acrobat で作成のもの) 画像ファイル (JPEG 形式又は GIF 形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- 3) 複数の申請書類は、3MB 以内で1つのファイル（圧縮ファイルでもよい。この場合、LZH 形式又は ZIP 形式のものに限る。）にまとめるものとする。契約書の写し等の添付書類については、スキャナーで読み込み本文に貼り付けるか、申請様式とともに1つの圧縮ファイルにまとめること。

圧縮してもファイル容量が3MB以内に納まらない場合は、申請書様式のみ電子入札システムで提出し、その他の添付資料については、紙又は電子媒体（CD-R、DVD-Rのいずれか）により「持参」または、「郵送等」により提出すること。なお、FAXは受け付けない。

持参または郵送等による場合は、持参または郵送等による資料の種類を記載した

書類（様式自由）を電子入札システムで提出すること。

- 4) 参加表明書表紙の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので、不要である。
 - 5) 参加表明書は、印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、印刷は白黒で行う。
- ・ 7. 総合評価に関する事項 (2) 3) 技術評価点の算出方法
- 3) 技術評価点の算出方法
技術提案書の内容に応じ、下記①、②の評価項目ごと及び本業務の予定価格が500万円を超える場合には、③の評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。
なお、技術評価点の満点は60点とする。
 - ① 配置予定技術者の経験及び能力
 - ② 評価テーマに対する技術提案
 - ③ 技術提案の履行確実性技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)
技術評価の得点合計 = (①に係る評価点) + (技術提案評価点) × (③の評価に基づく履行確実性度)
技術提案評価点 (②に係る評価点) = (発見技術) + (的中率)
- ・ 7. 総合評価に関する事項 (3) 技術評価点を算出するための基準
- (3) 技術評価点を算出するための基準
技術資料の内容についての評価項目、判断基準並びに評価の配点は、入札説明書（個別事項）のとおりとし、以下について評価する。
 - 1) 配置予定技術者の経験及び能力
 - 2) 評価テーマ【様式-8、9】
- ・ 「7. 総合評価に関する事項 (5) 技術提案書に基づく業務の実施」については、削除するものとする。
- ・ 8. 技術提案書の提出等 (4) 評価テーマ
- (4) 評価テーマ
該当の有無及びテーマについて、入札説明書（個別事項）に定めがある場合、定められた評価テーマについて記載すること。その記載にあたっては、入札説明書（個別事項）によるものとする。
- ・ 「8. 技術提案書の提出等 (6) 技術提案書の内容に関する留意事項」については、削除するものとする。
- ・ 「9. 実施方針及び評価テーマに関するヒアリング」については、削除するものとする。
- ・ 12. 開札 (3)
- (3) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、評価テーマ（発見技術・的中率）の点数の高い者を落札者とする。評価値と評価テーマ（発見技術・的中率）の点数も同点の者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。
- ・ 24. その他の留意事項 (6)
- (6) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術評価点の算定以外に提出者に無断で使用しない。
ただし、提出された技術提案書等の空洞情報は、空洞調査データベースの登録に使用するものとする。

入札参加者を指名するための基準

①参加表明者(企業)の評価

評価項目				評価の着目点	評価点	配点	
				判断基準			
参加表明者へ企業Vの経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等【様式-5】	下記の順位で評価する。 なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。		5
				① 当該業務に関する部門の登録（建設コンサルタント登録の道路部門、地質部門又は土質及び基礎部門）が有る者、又は、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。		5	
				② 上記以外		0	
	専門技術力	成果の確実性	同種又は類似業務等の実績の内容【様式-5、6】	下記の順位で評価する。 なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。			10
				① 平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）で同種業務の実績が2件以上ある。		10	
				② 平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）で同種業務の実績がある。		5	
				③ 平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）で類似業務の実績がある。		0	
				なお、同種又は類似業務等の実績がない場合は指名しない。	指名しない		
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	平成30・令和元年度に完了した業務の成績	国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注の平成30・令和元年度に完了した土木関係建設コンサルタント業務のテクリス評点の平均を下記の順位で評価する。 なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を下記の順位で各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。		20
				① 84点以上		20	
② 82点以上84点未満					17.5		
③ 80点以上82点未満					12.5		
④ 78点以上80点未満					10		
⑤ 76点以上78点未満					7.5		
⑥ 74点以上76点未満					2.5		
⑦ 60点以上74点未満					0		
⑧ 60点未満				指名しない			
なお、平成30・令和元年度の100万円以上の国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合は近畿地方整備局における平成30・令和元年度業務成績評定の土木関係建設コンサルタント業務の平均値の評価の1ランク下の評価とする。							

		平成30・令和元年度に完了した業務の表彰の有無【様式-5】	近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の平成30・令和元年度に完了した土木関係建設コンサルタント業務の優良工事等施工者(建設コンサルタント等)表彰の経験について、下記の順位で評価する。各地方整備局等に共通する業務を代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。 なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。	5
			① 局長表彰の実績あり又は平成30・令和元年度に完了した業務で両年度に部長・事務所長表彰の実績あり	5
			② 部長・事務所長表彰の実績あり	3
			③ 表彰の実績なし	0
小計				40

②配置予定技術者の評価

評価項目				評価の着目点	評価点	配点
	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	判断基準		
配置予定管理技術者の経験及び能力			技術者資格等、その専門分野の内容【様式-2-1】	下記の順位で評価する。 ① ・技術士(総合技術監理部門:建設部門の選択科目又は応用理学部門の選択科目(地質)に限る) ・技術士(建設部門又は応用理学部門(地質)に限る) ・博士(専攻分野:工学) ② ・RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) ・土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者 ・国土交通大臣認定者 ③ 上記以外の場合は指名しない。	5 0 指名しない	5
			同種又は類似業務等の実績の内容【様式-2-1、3】	下記の順位で評価する。(再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。) また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。 ① 平成23年度以降に完了した業務(令和2年度完了見込みを含む)において同種業務の実績又は同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験(※)のうち、いずれか2件以上ある。 ② 平成23年度以降に完了した業務(令和2年度完了見込みを含む)において同種業務の実績又は同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験(※)がある。 ③ 平成23年度以降に完了した業務(令和2年度完了見込みを含む)において類似業務の実績又は類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験(※)がある。 なお、同種又は類似業務等の実績がない場合は指名しない。	10 10 5 0 指名しない	10

情報 収集 集力	地域 精 通 度	平成23年度以降 に完了した業務 (令和2年度完了 見込みを含む)に おける当該事務 所、周辺での業務 実績の有無 【様式-2-1】	下記の順位で評価する。(再委託による業 務及び照査技術者の実績は認めない。)ま た、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長 期休暇期間に相当する期間を加えることが できる。	5
			① 近畿地方整備局管内(福井県、滋賀県、京都 府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)で の同種又は類似業務実績あり。	5
			② 上記に該当しない場合	0
成 績 ・ 表 彰	専 門 技 術 力	平成28・29・30・ 令和元年度に完了 した国土交通省等 発注業務の業務成 績	国土交通省(港湾空港関係を除く)発注及 び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空 港関係を除く)発注の平成28年度から令和元 年度までに完了した土木関係建設コンサル タント業務のテクリス評点の平均を下記の順 位で評価する。 また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、 長期休暇期間に相当する期間を加えることが できる。	15
			① 84点以上	15
			② 82点以上84点未満	13
			③ 80点以上82点未満	9.5
			④ 78点以上80点未満	7.5
			⑤ 76点以上78点未満	5.5
			⑥ 74点以上76点未満	2
			⑦ 60点以上74点未満	0
			⑧ 60点未満	指名し ない
			なお、平成28年度から令和元年度までに完 了した100万円以上の国土交通省(港湾空港関 係を除く)発注及び内閣府沖縄総合事務局開 発建設部(港湾空港関係を除く)発注業務の 業務実績がないため、業務成績を評価できな い場合は、近畿地方整備局における平成30・ 令和元年度業務成績評定の土木関係建設コン サルタント業務の平均値の評価の1ランク下 の評価とする。	
			同種・類似業務の 成績 【様式-2-1】	国土交通省(港湾空港関係を除く)発注及 び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空 港関係を除く)発注の平成23年度以降公示日 までに完了した同種又は類似業務のテクリス 評点を下記の順位で評価する。(再委託によ る業務及び照査技術者の実績は認めない)ま た、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長 期休暇期間に相当する期間を加えることが できる。
① 84点以上	20			
② 82点以上84点未満	17.5			
③ 80点以上82点未満	12.5			
④ 78点以上80点未満	10			
⑤ 76点以上78点未満	7.5			
⑥ 74点以上76点未満	2.5			
⑦ 60点以上74点未満	0			
⑧ 60点未満	指名し ない			

				<p>評価は、提案のあった2件について、各々のテクリス評点で評価点を算出し、その平均で評価を行う。なお、同種と類似業務による区別は行わない。</p> <p>提出された同種・類似業務にテクリス評点がないため、業務成績を評価できない場合は、近畿地方整備局における平成30・令和元年度業務成績評定の土木関係建設コンサルタント業務の平均値の評価の1ランク下の評価とする。また、2件目の提出が無い場合、2件目の評価点は0とする。</p>			
			平成28・29・30・令和元年度に完了した業務の技術者表彰等の有無 【様式-2-1】	<p>近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の平成28年度から令和元年度までに完了した土木関係建設コンサルタント業務の優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者(建設コンサルタント等)表彰の経験について、下記の順位で評価する。(照査技術者の実績は認めない。)</p> <p>各地方整備局等に共通する業務を代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。</p>	5		
				① 局長表彰の実績あり又は平成28年度から令和元年度までに完了した業務のうち年度の異なる2ヶ年に部長・事務所長表彰の実績あり	5		
				② 部長・事務所長表彰の実績あり	3		
				③ 表彰の実績なし	0		
	資格・実績等	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)	入札説明書(共通事項)3.(2)2)の配置予定管理技術者の手持ち業務を満たしていない場合は指名しない。	数値化しない	—	
	配置予定担当技術者の経験及び能力	専門技術力	業務執行技術力	同種又は類似業務等の実績の内容	入札説明書(共通事項)3.(2)2)の同種又は類似業務等の実績を満たしていない場合は指名しない。	数値化しない	
		成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	平成28・29・30・令和元年度に完了した国土交通省等発注業務の業務成績	入札説明書(共通事項)3.(2)2)の業務成績を満たさない場合は指名しない。	数値化しない
小計						60	

③業務実施体制

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点

合計	100
----	-----

(※)マネジメントした実務経験とは、入札説明書(共通事項)3.(2)2)(a)ロ[2]に掲げるいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

技術評価点を算出するための基準

①配置予定技術者の経験及び能力

評価項目		評価の着目点			評価点	配点		
資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格	判断基準				
				配置予定技術者の経験及び能力				下記の順位で評価する。
①	・技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目又は応用理学部門の選択科目（地質）に限る） ・技術士（建設部門又は応用理学部門（地質）に限る） ・博士（専攻分野：工学）	4						
					②	・RCCM（技術士部門と同様の部門に限る） ・土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者 ・国土交通大臣認定者	2	
専門技術力			同種又は類似業務等の実績の内容 【様式-2-1、2-2、3】		下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。） また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。		6	
					①	平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）において同種業務の実績又は同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験（※）のうち、いずれか2件以上ある。		6
					②	平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）において同種業務の実績又は同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験（※）がある。		3
					③	平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）において類似業務の実績又は類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験（※）がある。		1.5
担当技術者			同種又は類似業務等の実績の内容 【様式-2-1、2-2、3】		下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。） また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。 なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。		4	
					①	平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）において同種業務の実績又は同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験（※）のうち、いずれか2件以上ある。		4
					②	平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）において同種業務の実績又は同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験（※）がある。		2
				③	平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）において類似業務の実績又は類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験（※）がある。	1		
				④	同種又は類似業務等の実績がない場合	0		

管理技術者	情報収集力	地域精通度	平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）における当該事務所、周辺での業務実績の有無【様式-2-1、2-2】	下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。） また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。	4
			① 近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）での同種又は類似業務実績あり。	4	
担当技術者				② 上記に該当しない場合	0
				下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。） また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。 なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。	2
成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注の平成28年度から令和元年度までに完了した土木関係建設コンサルタント業務のテクリス評点の平均を下記の順位で評価する。 また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。	16
				① 84点以上	16
担当技術者				② 82点以上84点未満	14
				③ 80点以上82点未満	10
				④ 78点以上80点未満	8
				⑤ 76点以上78点未満	6
				⑥ 74点以上76点未満	2
				⑦ 60点以上74点未満	0
				なお、平成28年度から令和元年度までに完了した100万円以上の国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合は、近畿地方整備局における平成30・令和元年度業務成績評定の土木関係建設コンサルタント業務の平均値の評価の1ランク下の評価とする。	
				国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注の平成28年度から令和元年度までに完了した土木関係建設コンサルタント業務のテクリス評点の平均を下記の順位で評価する。 なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を下記の順位で各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。	8
				① 84点以上	8
				② 82点以上84点未満	7
③ 80点以上82点未満	5				
④ 78点以上80点未満	4				
⑤ 76点以上78点未満	3				
⑥ 74点以上76点未満	1				
⑦ 60点以上74点未満	0				

			<p>なお、平成28年度から令和元年度までに完了した100万円以上の国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合は、近畿地方整備局における平成30・令和元年度業務成績評定の土木関係建設コンサルタント業務の平均値の評価の1ランク下の評価とする。</p>	
	管理技術者	平成28・29・30・令和元年度に完了した業務の技術者表彰等の有無 【様式-2-1、2-2】	<p>近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の平成28年度から令和元年度までに完了した土木関係建設コンサルタント業務の優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者(建設コンサルタント等)表彰の経験について、下記の順位で評価する。(照査技術者の実績は認めない。)</p> <p>各地方整備局等に共通する業務を代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。</p>	4
			① 局長表彰の実績あり又は平成28年度から令和元年度年度までに完了した業務のうち年度の異なる2ヶ年に部長・事務所長表彰の実績あり	4
			② 部長・事務所長表彰の実績あり	2
			③ 上記に該当しない場合	0
	担当技術者		<p>近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の平成28年度から令和元年度までに完了した土木関係建設コンサルタント業務の優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者(建設コンサルタント等)表彰の経験について、下記の順位で評価する。(照査技術者の実績は認めない。)</p> <p>各地方整備局等に共通する業務を代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。</p> <p>なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。</p>	2
			① 局長表彰の実績あり又は平成28年度から令和元年度年度までに完了した業務のうち年度の異なる2ヶ年に部長・事務所長表彰の実績あり	2
			② 部長・事務所長表彰の実績あり	1
			③ 上記に該当しない場合	0
小計				50

②評価テーマ【様式-8、8-2】

評価項目	評価の着目点		配点
	評価項目		
評価テーマに関する技術提案	発見技術	<p>・調査対象路線内の空洞調査において発見した空洞の個数により点数を計算し、空洞を発見する総合的な技術力を100点満点で評価する。 評価点=100×(各参加者の空洞発見個数/探査車両での調査により発見された全空洞個数)</p> <p>※各参加者の空洞発見個数とは、各参加者が探査車両による非破壊探査を実施し、作成した空洞調査調書から空洞の可能性があると考えられた個数のうち、ボーリング調査(スコープ調査)の結果により空洞と確認された個数をいう。</p> <p>※探査車両での調査により発見された全空洞個数とは、空洞と確認された全参加者の空洞の総数をいい、複数の参加者が同じ箇所を空洞と確認された場合は、その空洞は1個とカウントする。</p> <p>※空洞発見箇所数の評価点数は、既知空洞は0.5個、新規空洞は1個と評価する。</p> <p>※発見された空洞の深度が1.5mより深い場合は、カウントしない。</p> <p>※発見された空洞が厚さ10cm未満の場合は、カウントしない。</p> <p>※評価点の算出は、有効桁数を小数点第2位までとし、小数点第3位を四捨五入する。</p>	最大 100
	的中率	<p>・道路上において空洞内部状況確認調査(ボーリング調査(スコープ調査))を行った箇所のうち、実際に空洞であった数の割合(的中率)により測定した信号データの解析力を50点満点で評価する。 評価点=50×(各参加者の空洞発見個数/各参加者の探査車両による非破壊調査による異常信号個数)</p> <p>※(各参加者の空洞発見個数/各参加者の探査車両による非破壊調査による異常信号個数)が0.5未満(評価点が25点未満)の技術提案書提出者は、契約の相手方として特定しない。</p> <p>※空洞発見箇所数の評価点数は、既知空洞は0.5個、新規空洞は1個と評価する。</p> <p>※発見された空洞の深度が1.5mより深い場合は、カウントしない。</p> <p>※発見された空洞が厚さ10cm未満の場合は、カウントしない。</p> <p>※的中率の算出は、有効桁数を小数点第2位までとし、小数点第3位を四捨五入する。</p>	最大 50
			150
合計			200

※の評価方法は5段階評価とし、付与する配点は、評価に応じた割合(100%・80%・60%・40%・0%)を配点に乗じた値とする。

(※)マネジメントした実務経験とは、入札説明書(共通事項)3.(2)2(a)ロ[2]または、(2)2(b)に掲げるいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

簡易公募型競争入札方式(総合評価落札方式)
路面下空洞探査業務

手続き開始の公示	令和3年2月12日(金)		
参加表明書に関する質問の受付期間	電子入札システムによる受付期間	令和3年2月12日(金)から9時00分	令和3年2月16日(火)までの休日を除く毎日、18時00分まで ただし最終日は正午まで
	紙入札方式による受付期間	令和3年2月12日(金)から9時00分	令和3年2月16日(火)までの休日を除く毎日、16時00分まで ただし最終日は正午まで
参加表明書に関する質問の回答の閲覧期間	電子入札システムによる場合	令和3年2月18日(木)から9時00分	令和3年2月22日(月)までの休日を除く毎日、18時00分まで
	書面による場合	令和3年2月18日(木)から9時00分	令和3年2月22日(月)までの休日を除く毎日、16時00分まで
参加表明書の提出期限	電子入札システムによる提出期間	令和3年2月12日(金)から9時00分	令和3年2月22日(月)までの休日を除く毎日、18時00分まで ただし最終日は正午まで
	紙入札方式による受付期間	令和3年2月12日(金)から9時00分	令和3年2月22日(月)までの休日を除く毎日、16時00分まで ただし最終日は正午まで
指名通知の予定日	令和3年3月4日(木)		
非指名理由の説明請求	電子入札システムによる場合	受付時間	通知をした日の翌日から5日(休日を除く)まで 9時00分 から 17時00分 まで
	書面による場合	受付時間	9時00分 から 17時00分 まで
技術提案書に関する質問の受付期間	電子入札システムによる受付期間	令和3年2月12日(金)から9時00分	令和3年3月17日(水)までの休日を除く毎日、18時00分まで ただし最終日は正午まで
	紙入札方式による受付期間	令和3年2月12日(金)から9時00分	令和3年3月17日(水)までの休日を除く毎日、16時00分まで ただし最終日は正午まで
既存資料の閲覧期間 令和3年3月4日(木)から 令和3年3月26日(金)までの 休日を除く毎日	電子入札システムによる場合	令和3年3月24日(水)から9時00分	令和3年3月29日(月)までの休日を除く毎日、18時00分まで
	書面による場合	令和3年3月24日(水)から9時00分	令和3年3月29日(月)までの休日を除く毎日、16時00分まで
技術提案書の提出期限	電子入札システムによる提出期間	令和3年3月5日(金)から9時00分	令和3年3月29日(月)までの休日を除く毎日、18時00分まで ただし最終日は正午まで
	持参、郵送等による場合	令和3年3月5日(金)から9時00分	令和3年3月29日(月)までの休日を除く毎日、16時00分まで ただし最終日は正午まで
ボーリング調査及びスコープ調査の実施予定期間	令和3年4月12日(月)から 令和3年4月30日(金)の間に実施する。		
入札締切日時	電子入札システムによる場合の締切	令和3年5月20日(木)	正午
	紙により持参する場合の受付期限	令和3年5月20日(木)	正午
開札日時	令和3年5月21日(金) 10時00分		
履行確実性に関するヒアリング	追加資料を提出すべき旨の連絡予定日時	開札後、	令和3年5月26日(水) 16時00分までに連絡する。
	追加資料の提出期限(予定)	令和3年5月31日(月)	正午まで
落札者の決定通知	非落札理由の説明請求	電子入札システムによる場合	通知をした日の翌日から5日(休日を除く)まで 受付時間 9時00分 から 17時00分 まで
		書面による場合	受付時間 9時00分 から 17時00分 まで
履行開始予定時期※	令和3年6月上旬		

注) 休日とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日のことをいう。

※ 履行開始予定時期は調査基準価格に満たない者の履行確実性の審査に要する期間を含んでいない場合を想定しており、技術提案作成の目安としている。このため、契約上の着手時期を指定しているものではない。また技術提案提出期限日以降の手続きに変更が生じた場合であっても通知等は行わない。

注) 郵送等による提出の場合においては、期限日必着分までを有効とし、時間については問わない。

提出様式該当一覧

種類	様式No	概要	提出対象
参加表明書の様式	様式-1	参加表明書	○
	様式-1-2	参加を希望する業務等一覧	-
	様式-2-1	配置予定管理技術者の経歴等	○
	様式-2-1(2)	配置予定管理補助技術者の経歴等	-
	様式-2-2	配置予定担当技術者の経歴等	○
	様式-2-3	配置予定照査技術者の経歴等 の経歴等	-
	様式-3	配置予定技術者(管理技術者・管理補助技術者・担当技術者)の過去10ヶ年における同種又は類似業務実績等	○
	様式-4	業務実施体制	○
	様式-5	企業の実績等	○
技術提案書の様式	様式-6	企業の過去10ヶ年における同種又は類似業務実績等	○
	様式-7	技術提案書	○
	様式-7-2	技術提案提出一覧	-
	様式-8	評価テーマに対する技術提案 (探査車両による空洞の可能性のある箇所(異常信号)の調査結果一覧)	○
様式-9	評価テーマに対する技術提案 (異常信号箇所調査)	○	

評価テーマの技術提案の評価に関わる留意事項

1. 空洞調査対象路線は、本業務（路面下空洞探査業務）で実施する調査予定範囲のうちから設定する予定であり、測線長（＝路線延長×車線数）約4kmとする。調査区間および調査区間の埋設物に関する情報（占用台帳等）は、技術提案書等の提出者としての選定結果と併せて通知する。
2. 探査車両による空洞調査は、指名・非指名の通知後、探査車両による技術提案書（調査結果）の提出期限である令和3年3月29日（月）までにすべて実施すること。なお、技術提案書作成（探査車両による空洞調査）時においては、ハンディ調査の実施を行ってはならないものとする。また、ハンディ調査の実施が判明した場合は、契約の相手方として特定しないものとする。
3. 探査車両による非破壊調査は、令和3年3月29日（月）までに実施し、技術提案書（調査結果）を提出すること。なお、探査車両による空洞調査結果（技術提案書）提出後の調査結果の追加・変更は認めない。
4. ボーリング調査及びスコープ調査は、令和3年4月12日（月）から令和3年4月30日（金）の間の夜間（22:00～6:00）で実施予定とするが詳細な実施日時等については、技術提案書等の提出後に発注者より通知するものとする。
5. ボーリング調査及びスコープ調査の実施にあたっては、調査予定日等を決めるための事前説明を電子メールにて行う。
6. 評価項目「発見技術」及び「的中率」を評価するためのボーリング調査及びスコープ調査は、各社個別に行い、発注者が立ち会うものとする。ボーリング調査及びスコープ調査は、各社が申告した箇所を申告した者が行うものとする。なお、ボーリング調査実施に伴う集合場所等は別途技術提案書等の提出者に通知する。
7. ボーリング調査及びスコープ調査を行う際に必要となる交通規制については、発注者が実施するものとする。
8. ボーリング調査及びスコープ調査を行う際に必要となる調査区間内の埋設物の管理者（占有者等）との協議については、技術提案書等の提出者が実施するものとする。
9. 本業務手続きにおいて対象とする『空洞』とは、深度が1.5m以内にあり、厚さが0.1m以上のものを対象とし、縦横の広がりは問わない。ただし、縦横の大きさがボーリング径より小さいものは対象外とする。なお、複数者による同一箇所の申告か否かを確認するため、様式—9には縦横の大きさを記入することとし、同一箇所の申告か否かの判断は発注者が行う。（近接した空洞同士（ボーリング中心位置間）の離隔が1.0～1.5m程度である場合は、全参加者事業者の空洞の総数の集計においては、1個の空洞として取り扱う。）
10. 空洞が近接して存在する可能性があるとして申告した場合は、近接した箇所が同一でないことを明らかにすることを発注者が求める場合がある。

11. 空洞の広がり調査が調査区間外にまたがる空洞については、ボーリング及びスコープ調査箇所が調査範囲外となっても評価の対象として扱うものとする。ただし、そのボーリング及びスコープ調査箇所が調査区間内の空洞からの広がり内であることを明らかにすることを発注者が求める場合がある。
12. 各社が実施したボーリング調査及びスコープ調査の空洞の判定結果について、後日技術提案書等の提出者と発注者で相互の確認を行う。
13. スコープ調査を実施した場合は、画像結果を発注者に提出するものとする。
14. 参加表明書、技術提案書等及びその他必要書類の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。
15. ボーリング調査及びスコープ調査（調査実施に必要な器具（照明等）類（交通規制に必要なものは除く）含む）に要する費用は、技術提案書等の提出者の負担とする。
16. 技術提案に関連して取得した情報等については、発注者に帰属するものとする。
17. 参加表明者が1社の場合でも特定テーマによる実測評価を行うが、評価項目「的中率」が50%に満たない（25点未満）技術提案書等提出者は、契約の相手方として特定しない。
18. ボーリング調査及びスコープ調査実施時に地下埋設物等の発見があった場合、発注者に報告するものとし、調査継続するか否かの判断は発注者の指示に従うものとする。なお、継続不可能となった場合は、今回の評価対象箇所から削除し、評価対象外とする。上記報告を怠って地下埋設物等を損傷させた場合は、該当する技術提案書等の提出者が、その損傷により発生した損害を補償しなければならない。
19. 空洞調査の実施において、第三者に損害を及ぼした場合は、該当する技術提案書等提出者がその損害を補償しなければならない。
20. 空洞調査にあたっては、周辺の交通状況や歩行者等に影響や危険が及ばないよう、安全管理上等の十分配慮するものとする。

令和3年3月4日

路面下空洞探査業務 競争参加者 様

分任支出負担行為担当官
近畿地方整備局
近畿技術事務所長

「路面下空洞探査業務」技術提案を求める評価テーマに係る調査区間について（通知）

令和3年3月4日付けで選定通知を行いました「路面下空洞探査業務（令和3年2月12日付け公示）」における技術提案を求める評価テーマに係る調査区間について、「入札説明書（個別事項）別添1 第1項」に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 調査区間

○区間長 0.9 km

○測線長 3.6 km

○区間

国道1号

・539.100kp ~ 540.000kp（上下線）

（大阪市）

2. 添付資料

①調査区間の道路附図

②調査区間の埋設物に関する情報（占用台帳など）

（埋設物情報に関しては添付資料を参考として、各占用企業者に確認を行うこと）

③過年度に確認された異常信号箇所の調査記録データ等

3. その他

- 提出される技術提案書（調査結果）のボーリング及びスコープ調査の実施希望日について、3案程度作成し、下記のとおり提出してください。

提出期限：令和3年3月31日（水） 正午まで

提出方法：メール

提出先：[\[REDACTED\]@mlit.go.jp](mailto: [REDACTED]@mlit.go.jp)

（近畿技術事務所 [REDACTED]）

[\[REDACTED\]@mlit.go.jp](mailto: [REDACTED]@mlit.go.jp)

（近畿技術事務所 施工調査・技術活用課 [REDACTED]）

[\[REDACTED\]@mlit.go.jp](mailto: [REDACTED]@mlit.go.jp)

（近畿技術事務所 施工調査・技術活用課 [REDACTED]）

※ボーリング及びスコープ調査の実施時間帯（規制準備、撤去時間含む）は、夜間（10:00～5:00）を想定してください。

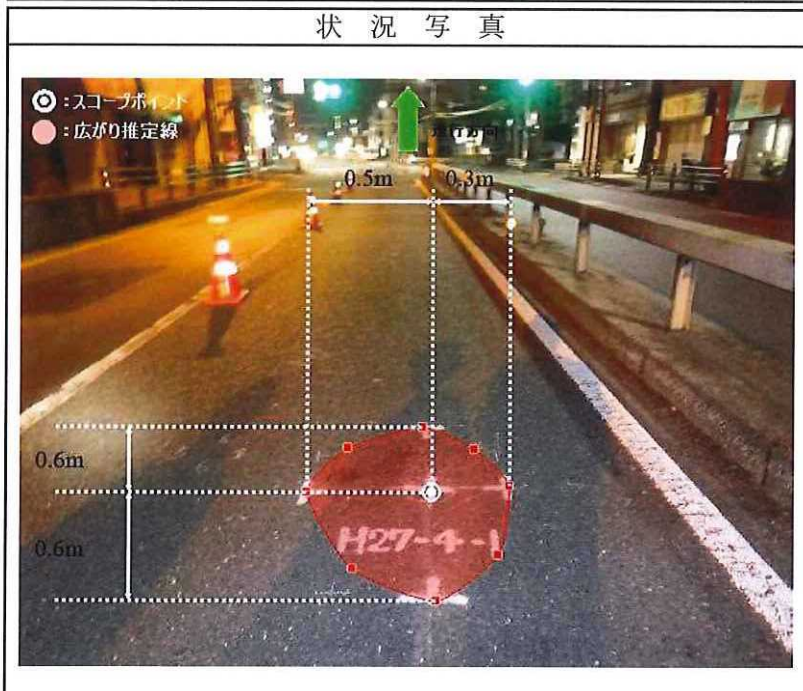
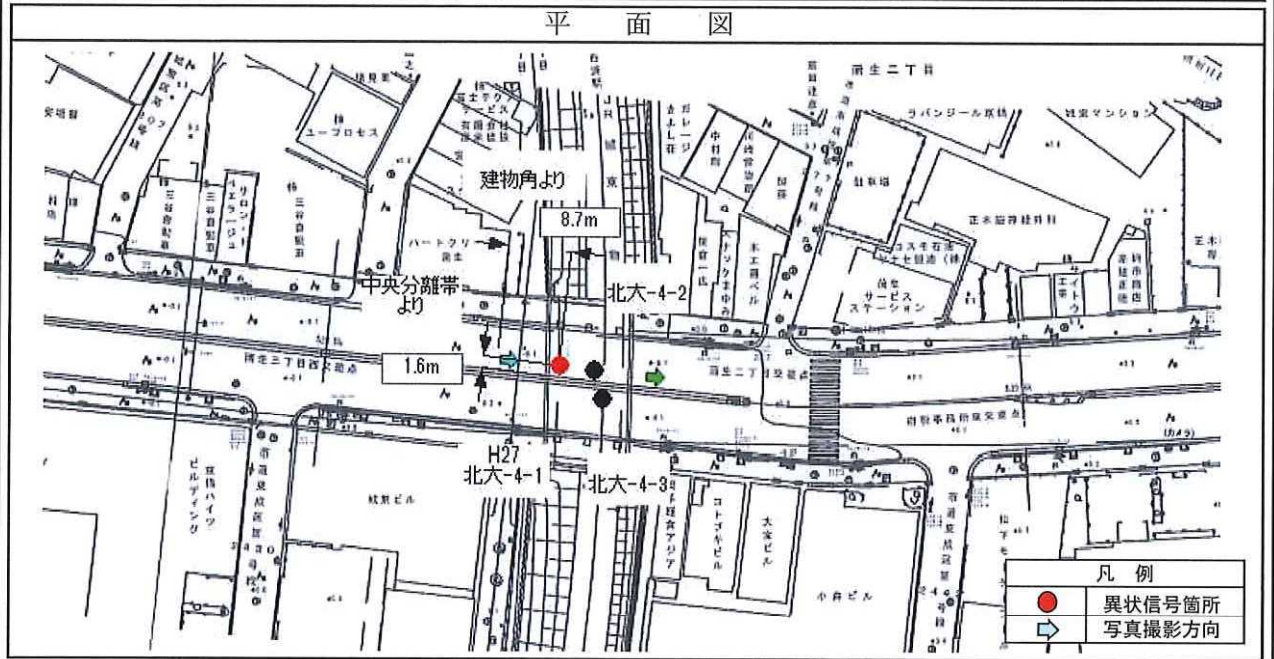
番号	対応区分	事務所	出張所	路線名	上下方向	KP	歩車道	車線	地先名	調査年度	概略深度 (m)	概略縦断 (m)	概略横断 (m)	対応	調査最終判定	発生深度 (m)	厚さ (m)	縦断 (m)	横断 (m)	
①	経過観察	大阪国道事務所	北大阪維持出張所	国道1号	下り	539.533	車道	第2車線目	大阪市城東区蒲生3丁目	H27	0.5	1.2	0.8	経過観察	空洞の可能性あり					
②	経過観察				下り	539.539	車道	第2車線目	大阪市城東区蒲生2丁目	H27	0.4	1.2	1.1	経過観察	空洞の可能性あり					
③	経過観察				上り	539.540	車道	第2車線目	大阪市城東区蒲生2丁目	H27	0.3	1.0	1.0	経過観察	空洞の可能性あり					
④	経過観察				下り	539.800	車道	第2車線目	大阪市城東区蒲生1丁目	H30	0.8	7.8	0.8	経過観察	空洞の可能性あり					
⑤	経過観察				下り	539.809	車道	第2車線目	大阪市城東区蒲生1丁目	H30	1.0	12.6	0.9	経過観察	空洞の可能性あり					

コンベ実施区間： R 1 5 3 9 . 1 ~ 5 4 0 . 0 K P (区間長： 0 . 9 k m、測線長： 3 . 6 k m)
過去異常信号： 5箇所

※調査実施後、補修されたかどうかは明示しない。

調査記録データ					整理番号		
事務所	大阪国道事務所 北大阪維持出張所		地先名	大阪市城東区蒲生2丁目			
路線名	国道1号	上下	下り	KP (台帳)	539K533	探査距離	666m
一次調査	平成27年6月21日	判定	異状あり	車線	路肩より第2車線目		
二次調査	平成27年11月19日	判定	空洞	位置	中央		
陥没危険度	C			異状箇所No.	H27北大-4-1		
周辺埋設物	上水道	下水道	電気	ガス	NTT	情報BOX・CAB	
	○	-	-	-	-	-	

空洞規模						
縦 (進行方向)	横 (横断方向)	厚さ	深さ	面積	体積	
1.2m	0.8m	0.07m	0.73m	0.96 ²	0.070m ³	



トースコープ撮影記録

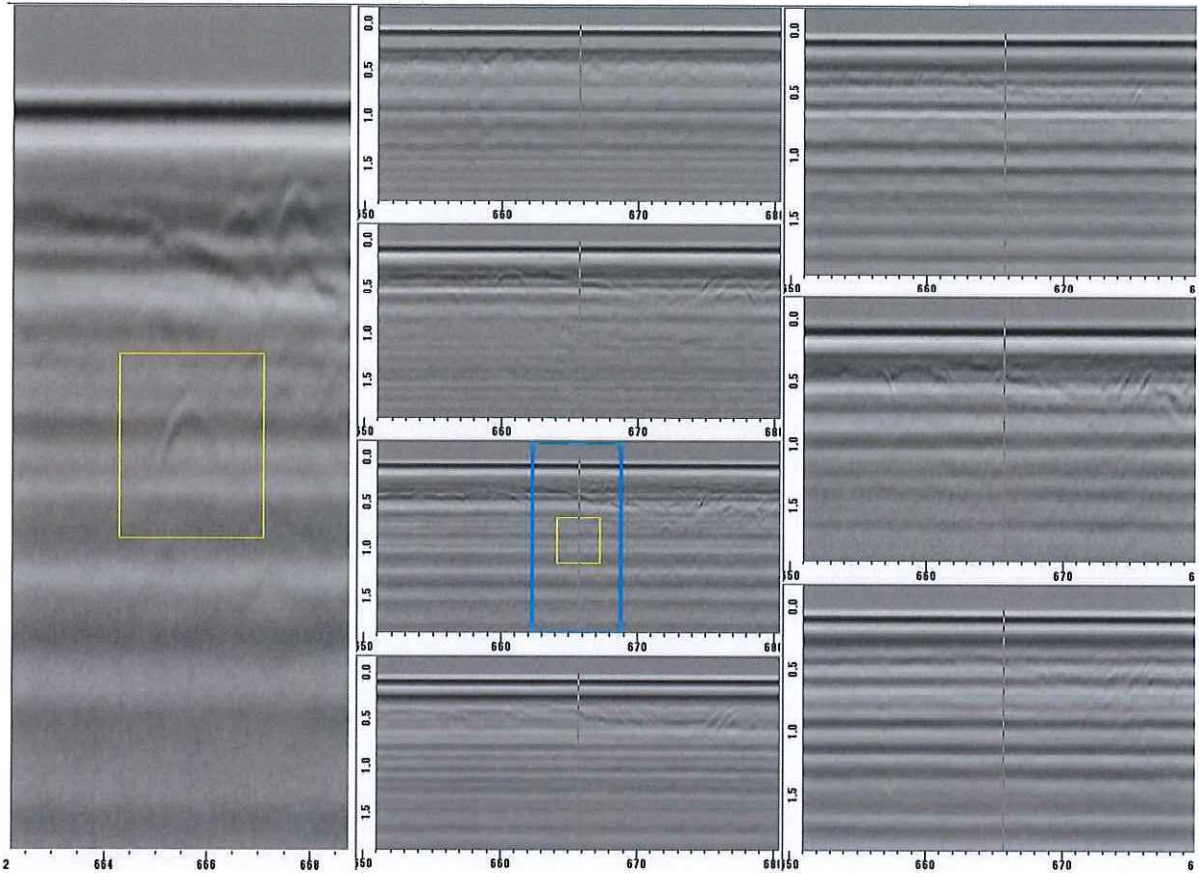
F-トースコープ撮影記録		
異常箇所No. H27 北大-4-1		
撮影深度000~080(m)	構成/層厚(m)	深 度(m)
10	アスコン 0.29	
20		
30		0.29
40	砕石 0.14	
50		
60		0.43
70	砂 0.30	
80		
	空洞 0.07	0.73
		0.80

特記事項	城東共同溝区間のため先行調査 空洞下部に滞水あり 周辺埋設物あり
------	--

調査記録データ

異状箇所No. H27北大-4-1

一次調査画像



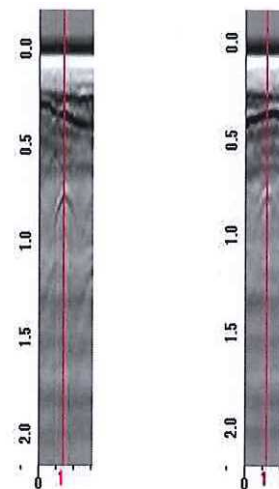
FileNo.GS4096-H27北大-4-D5_0115_3

ポジショニング写真



信号位置特定画像

縦断方向 異状信号位置 横断方向 異状信号位置



調査記録データ

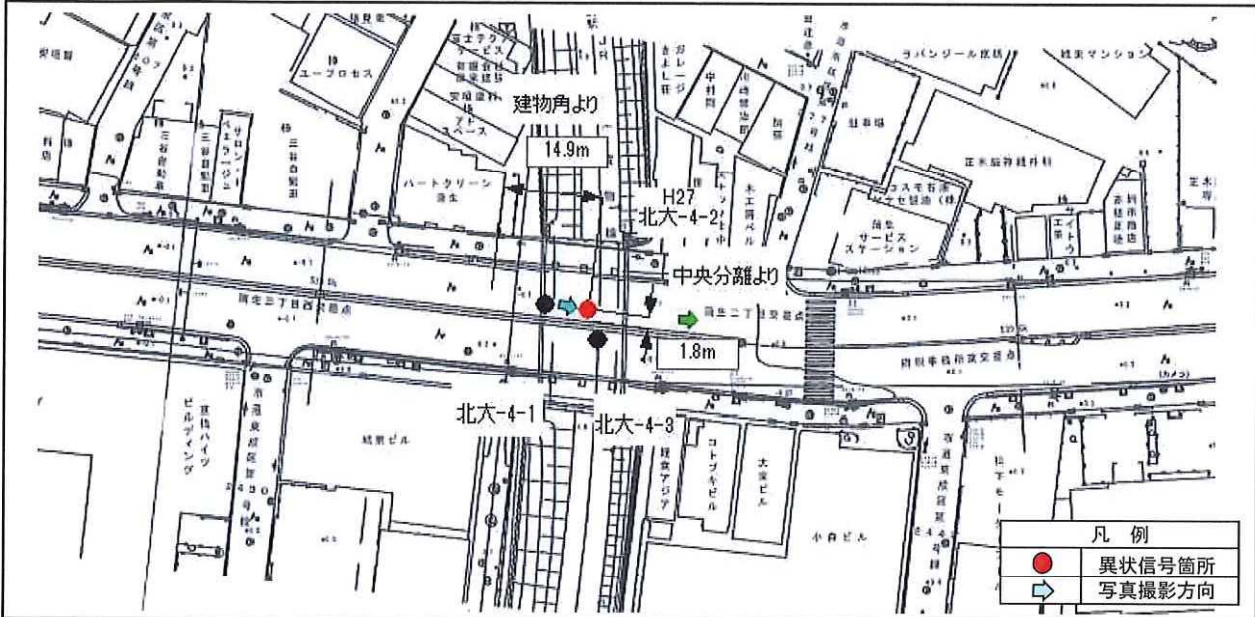
整理番号

事務所	大阪国道事務所	北大阪維持出張所	地先名	大阪市城東区蒲生2丁目			
路線名	国道1号	上下	下り	KP (台帳)	539K539	探査距離	672m
一次調査	平成27年6月21日	判定	異状あり	車線	路肩より第2車線目		
二次調査	平成27年11月19日	判定	空洞	位置	中央		
陥没危険度	C			異状箇所No.	H27北大-4-2		
周辺埋設物	上水道	下水道	電気	ガス	NTT	情報BOX・CAB	
	○	-	-	-	-	-	

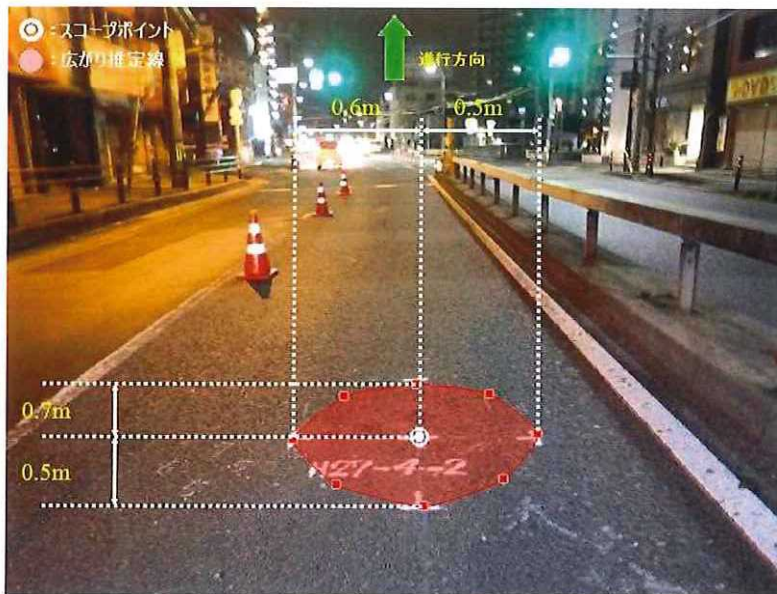
空洞規模

縦 (進行方向)	横 (横断方向)	厚さ	深さ	面積	体積
1.2m	1.1m	0.05m	0.46m	1.32m ²	0.070m ³

平面図



状況写真



ドロースコop撮影記録

ドロースコop撮影記録				
異常箇所No	撮影深度	構成/層厚(m)	深度(m)	
H27 北大-4-2	0.00~0.05(m)			
	10	アスコン		
	20	0.30		
	30		0.30	
	40	砕石	0.06	0.36
	40	砕石	0.10	0.46
	50	空洞	0.05	0.51

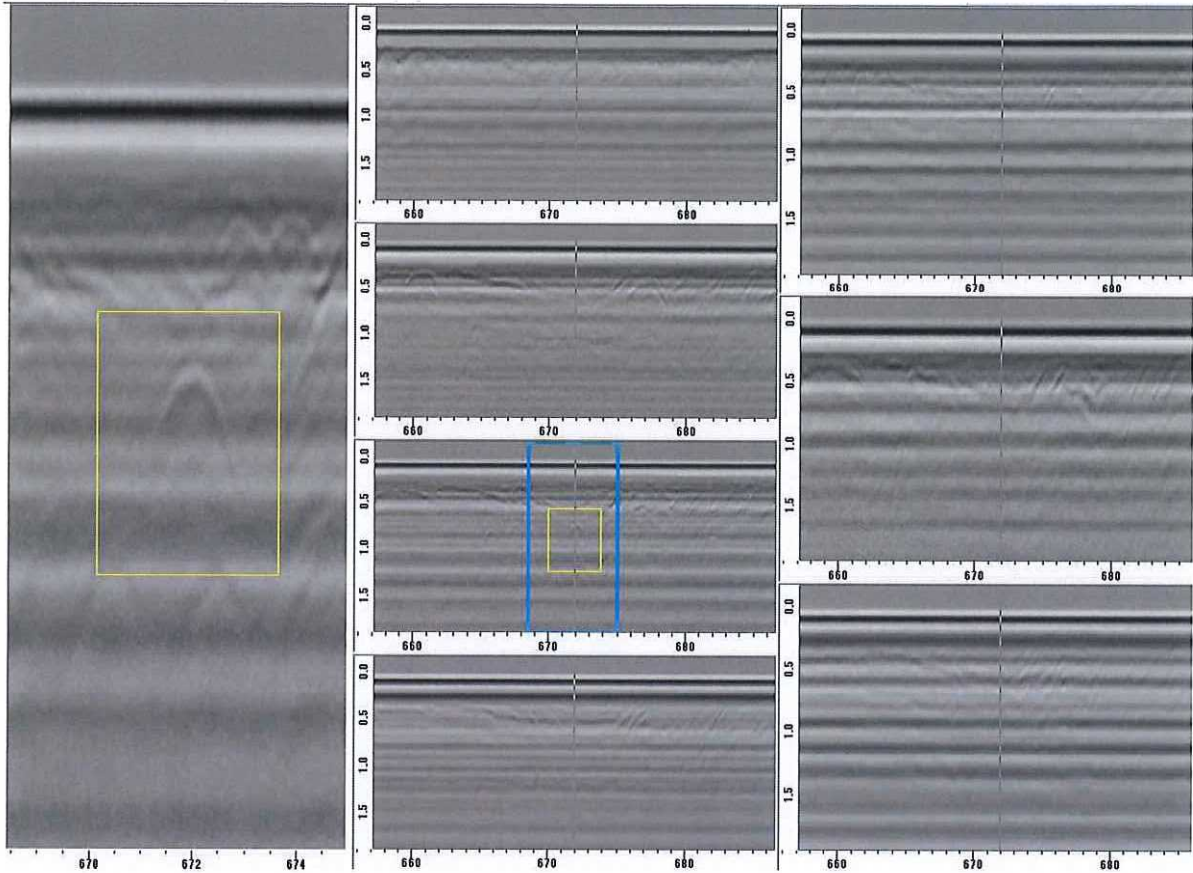
特記事項

城東共同溝区間のため先行調査
空洞下部に滞水あり
周辺埋設物あり

調査記録データ

異状箇所No. H27北大-4-2

一次調査画像



FileNo.GS4096-H27北大-4-D5_0115_5

ポジショニング写真

信号位置特定画像



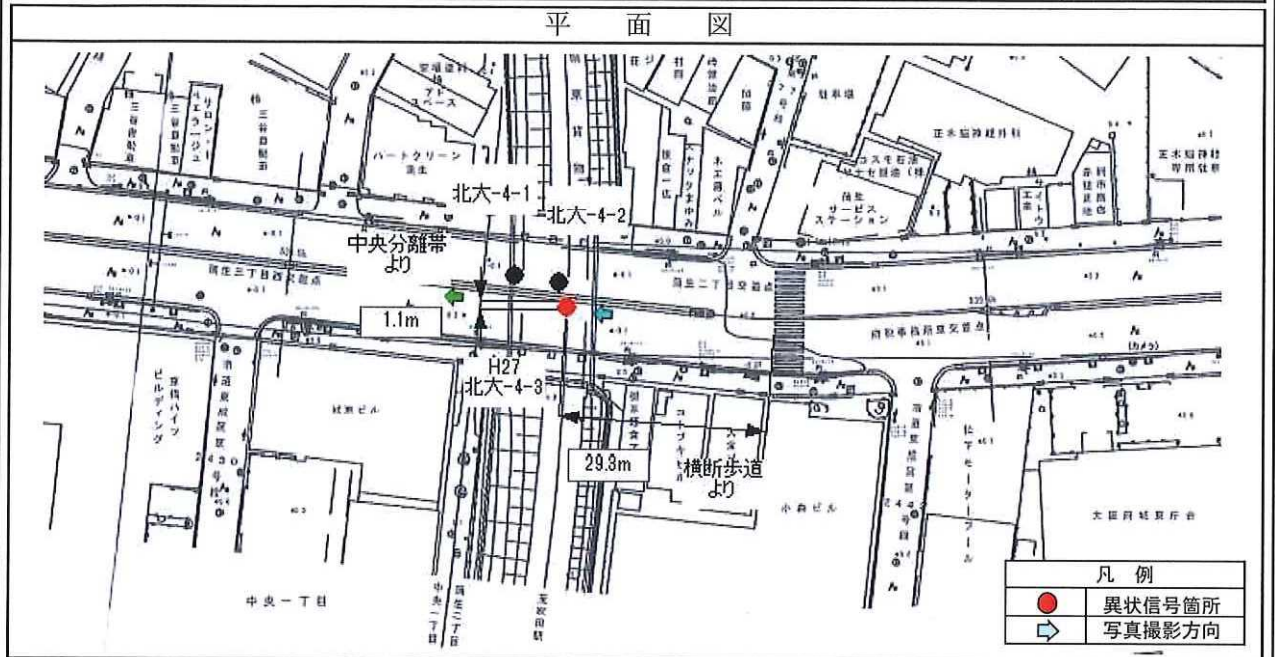
縦断方向
異状信号位置

横断方向
異状信号位置



調査記録データ					整理番号		
事務所	大阪国道事務所	北大阪維持出張所	地先名	大阪市城東区蒲生2丁目			
路線名	国道1号	上下	上り	KP (台帳)	539K540	探査距離	1893m
一次調査	平成27年6月21日	判定	異常あり	車線	路肩より第2車線目		
二次調査	平成27年11月24日	判定	空洞	位置	右側		
陥没危険度	C			異常箇所No.	H27北大-4-3		
周辺埋設物	上水道	下水道	電気	ガス	NTT	情報BOX・CAB	
	-	-	-	-	-	-	

空洞規模					
縦 (進行方向)	横 (横断方向)	厚さ	深さ	面積	体積
1.0m	1.0m	0.06m	0.74m	1.00m ²	0.060m ³



ドロースコップ撮影記録

ドロースコップ撮影記録			
異常箇所No	撮影深度	構成/層厚(m)	深さ(m)
H27北大-4-3	0.00~0.59(m)	アスコン 0.28	0.28
		砕石 0.26	0.54
		砂	

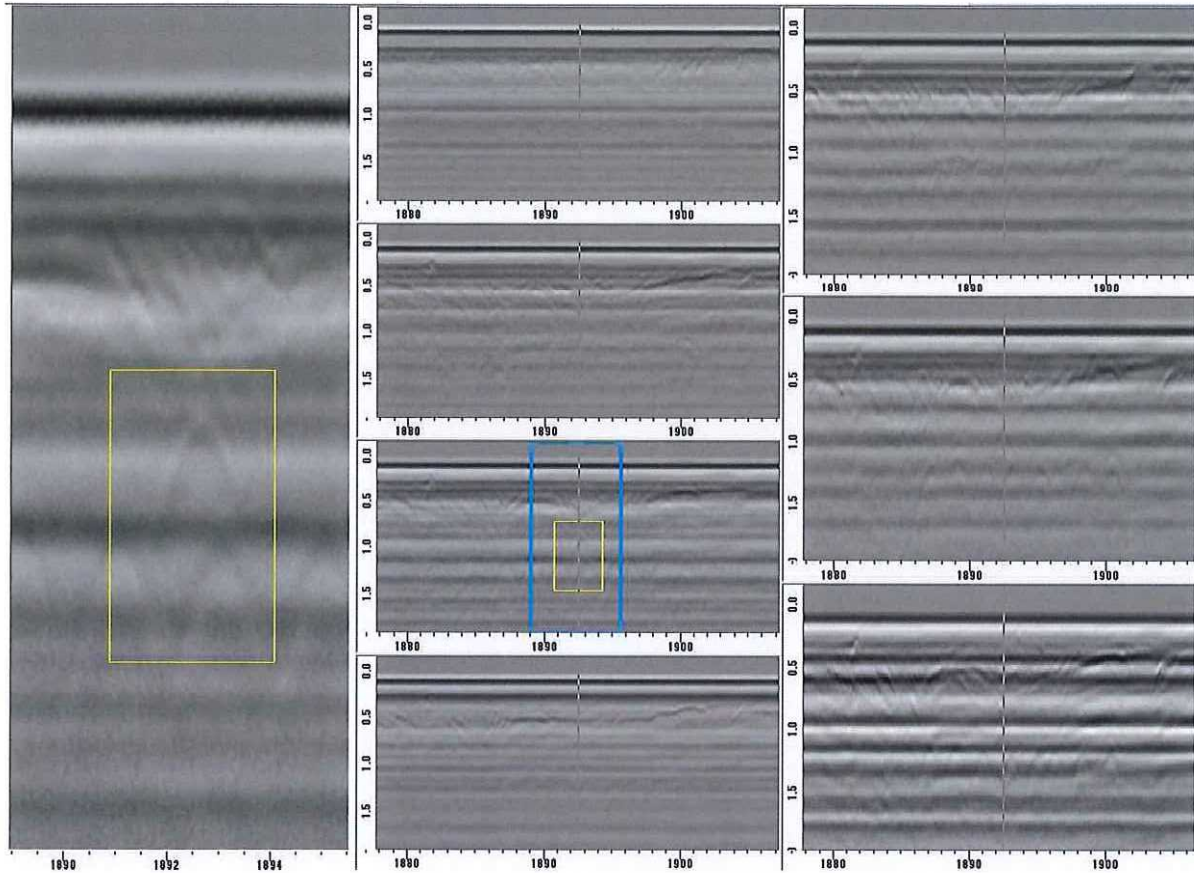
0.0~0.5mは深さは測定に利用可能な範囲を示す。それ以外は無視。

特記事項	城東共同溝区間のため先行調査
------	----------------

調査記録データ

異常箇所No. H27北大-4-3

一次調査画像



FileNo.GS4096-H27北大-4-D5_0114_7

ポジショニング写真



信号位置特定画像

縦断方向
異常信号位置

横断方向
異常信号位置



同一箇所異状信号比較調査

異状箇所No.H30北大-6-5

管理事務所名	大阪国道事務所	路線名	国道1号	現道	車線	路肩より第2車線目
管理出張所名	北大阪維持出張所	上下区分	下り	キロポスト	地先名	大阪府大阪市城東区蒲生1丁目

位置図		H30年度調査データ	
撮影日時	2018/11/13 3:53	測定距離	894
レーダデータ名	GS5467-H30北大-6-D14_0046		

異状信号の概略規模		前回調査データ: H27年度	
<p>発生深度: 0.8 m</p> <p>縦断方向の広がり: 7.8 m</p> <p>横断方向の広がり: 0.8 m</p>			
撮影日時	2015/6/21 23:59	測定距離	930
レーダデータ名	GS4096-H27北大-4-D5_0115		

異状信号の整理		所見	
経年変化、空洞の拡大	陥没危険度	受注者による評価(案)	最終評価(事務所との調整結果)
-	C	経過観察	経過観察

同一箇所異状信号比較調査

異状箇所No.H30北大-6-6

管理事務所名	大阪国道事務所	路線名	路線より第2車線目
管理出張所名	北大阪維持出張所	上下区分	下り
国道1号	下り	現道	539K809
道路区分	キロポスト	車線	地先名
キロポスト			大阪府大阪市城東区蒲生1丁目

位置図		H30年度調査データ	
撮影日時	2018/11/13 3:53	測定距離	903
レーダーデータ名	GS5467-H30北大-6-D14_0046		

異状信号の概略規模		前回調査データ: H27年度	
<p>発生深度: 1.0 m</p> <p>縦断方向の広がり: 12.6 m</p> <p>横断方向の広がり: 0.9 m</p>			
撮影日時	2015/6/21 23:59	測定距離	939
レーダーデータ名	GS4096-H27北大-4-D5_0115		

異状信号の整理	経年変化、空洞の拡大	陥没危険度	発生しやすい要件	所見	受注者による評価(案)	最終評価(事務所との調整結果)
新規検出信号	-	C	大型地下構造物	<ul style="list-style-type: none"> 一般共同溝(城東共同溝) 比較的発生深度が深い 周辺に空洞の成長を促す要因がみられない 	経過観察	経過観察

令和 3 年 6 月 21 日

分任支出負担行為担当官
近畿地方整備局 近畿技術事務所長
達家 養浩 殿

ジオ・サーチ株式会社
代表取締役社長
富田 洋

「路面下空洞探査業務」の落札者の決定結果に関する説明の要望

弊社の調査結果およびボーリング期間後の現地の削孔状況から落札できると考えていたが落札できなかったため、「公募型又は簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）入札説明書（共通事項）の 20. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明」の手続きに従い、以下について説明を求めますので、ご回答願います。

1. 全参加者の評価点の合計値と技術評価点の内訳
（予定技術者の資格及び実績、予定技術者の成績及び表彰、評価テーマ 1 および 2）
2. 全参加者の評価テーマ発見技術における、発見された全空洞個数と新規空洞および既知空洞の内訳
3. 既知空洞箇所での複数ボーリング箇所の評価結果（別紙 1 参照）
4. 審査範囲外における他参加者によるボーリング箇所の評価結果（別紙 2 参照）
5. 近接した複数者によるボーリング箇所の評価結果（別紙 3 参照）
6. 過去の調査で非空洞を確認しているボーリング箇所の評価結果（別紙 4 参照）

別紙 1

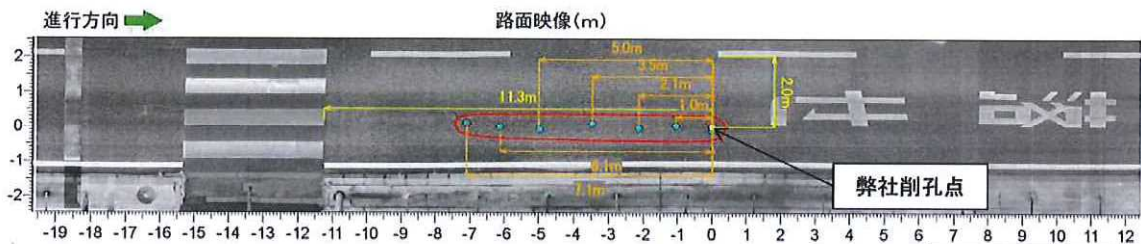
既知空洞箇所での複数ボーリング箇所の評価結果

現地にて、一つの既知空洞箇所の範囲内で、他参加者による複数のボーリング箇所を確認しています。他参加者の点数は何点と評価されているのかについての説明を求めます。

また、近接している空洞箇所について、別々の空洞と認定した場合、どのような手法で確認されましたでしょうか。確認手法と結果についての説明を求めます。

箇所No. 1-25 (既空洞④)

国道1号 下り 539.800kp センターラインより第1車線目 大阪府大阪市城東区蒲生1丁目

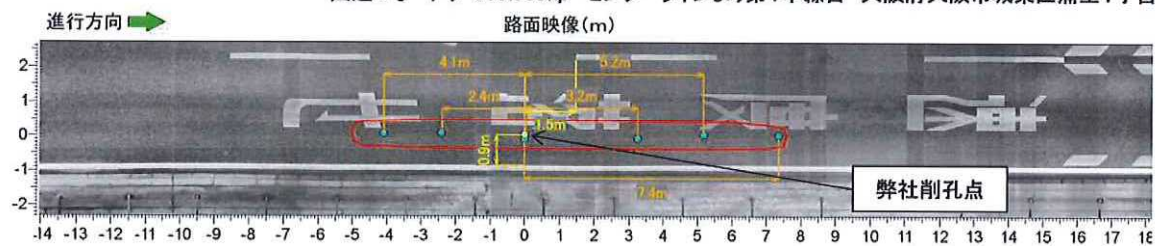


弊社スコープ調査後に現地確認を実施したところ、既空洞④の広がり範囲内(平成30年度業務報告書の添付資料-5-161の広がり範囲)において、削孔点を7箇所確認しています。

弊社の削孔点	○
弊社の報告した広がり	○
現地で確認した削孔点	●

箇所No. 1-26 (既空洞⑤)

国道1号 下り 539.809kp センターラインより第1車線目 大阪府大阪市城東区蒲生1丁目



弊社スコープ調査後に現地確認を実施したところ、既空洞⑤の広がり範囲内(平成30年度業務報告書の添付資料-5-162の広がり範囲)において、削孔点を6箇所確認しています。

弊社の削孔点	○
弊社の報告した広がり	○
現地で確認した削孔点	●

別紙 2

審査範囲外における他参加者によるボーリング箇所の評価結果

現地にて、評価区間から大きく外れた地点でボーリング箇所を2箇所確認しています。
令和3年3月4日に通知のあった『「路面下空洞探査業務」技術提案を求める評価テーマに係る調査区間について(通知)』には平面図に線を引き調査範囲が明示されております。
該当箇所の削孔理由および評価結果についての説明を求めます。

ボーリング削孔跡
【写真】



評価区間

削孔跡(区間外1)

削孔跡(区間外2)

約8m離れています

【評価区間との位置関係】
(航空写真)

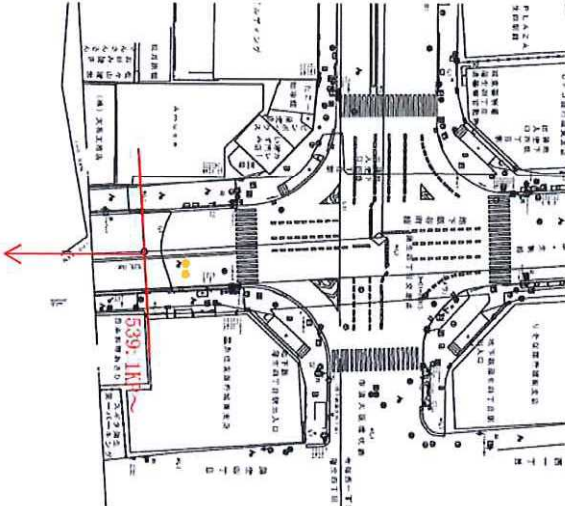


評価区間

区間外1

区間外2

(発注者提供資料(評価区間始点))



区間外1

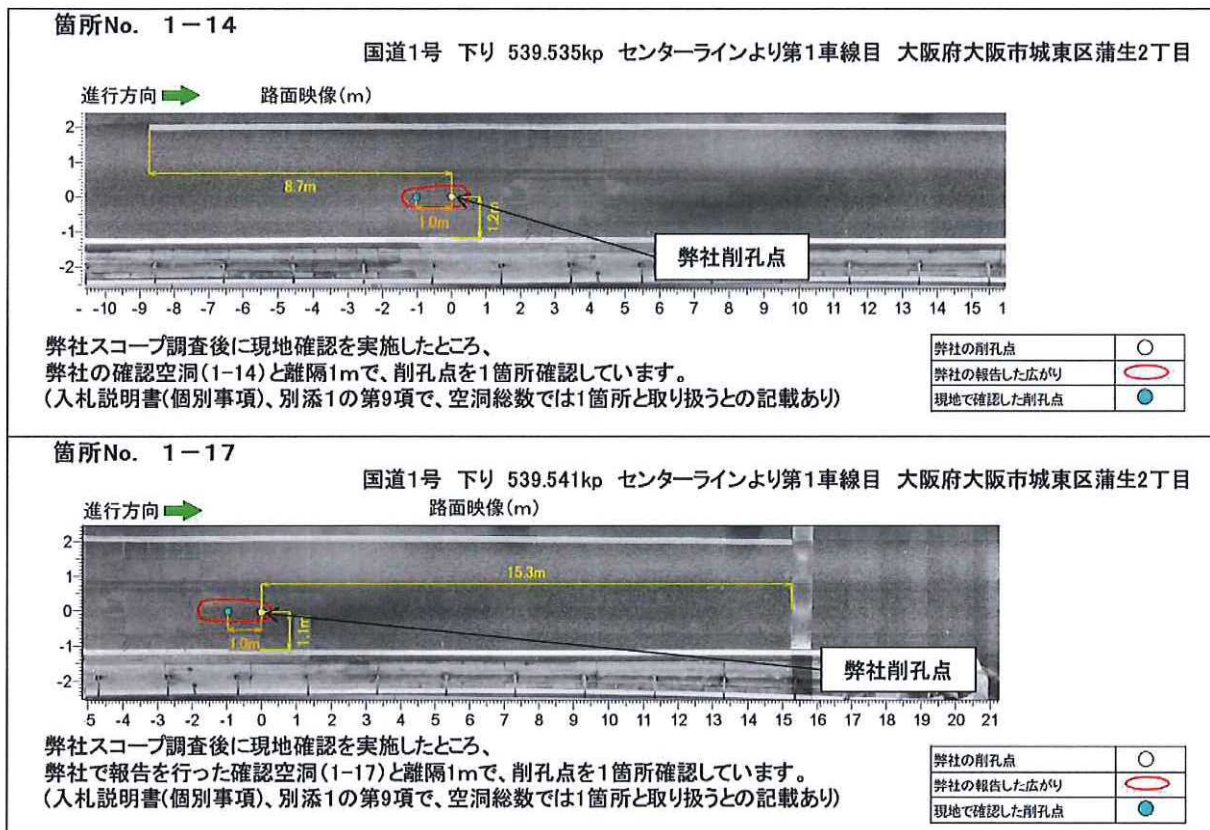
区間外2

別紙3

近接した複数者によるボーリング箇所の評価結果

弊社のボーリング箇所と1.0mで近接するボーリング箇所を確認しています。入札説明書(個別事項)別添1の第9項では、「近接した空洞同士(ボーリング中心位置間)の離隔が1.0m～1.5m程度である場合は1個の空洞として取り扱う」となっています。該当箇所の評価結果についての説明を求めます。

また、近接している空洞箇所について、別々の空洞と認定した場合、どのような手法で確認されましたでしょうか。確認手法と結果についての説明を求めます。

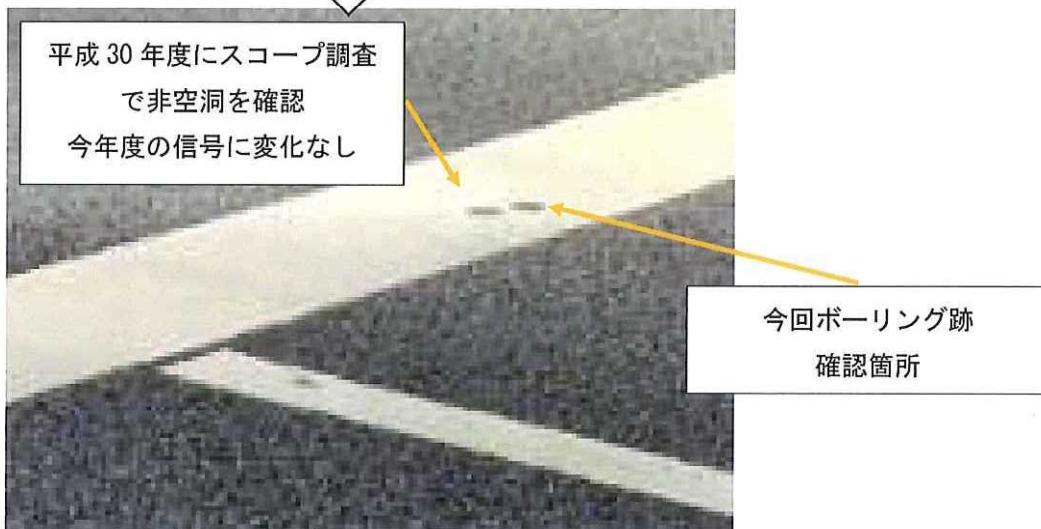


別紙 4

過去の調査で非空洞を確認しているボーリング箇所の評価結果

ボーリング調査およびスコープ調査の予定期間後に新たなボーリング孔を確認しています。その箇所は過去のスコープ調査で非空洞が確認されている箇所(H30 北大-6-4)です。予定期間後に追加削孔された理由と該当箇所の評価結果についての説明を求めます。

(場所：上り線、第二通行帯、京阪電車ガード下の停止線上)



☑ 【近畿技術】路面下空洞探査業務の

落札について（回答）

★ トップに出す

<< 前へ | 次へ >>

日時 : 2021/6/28(月) 13:22

差出人 :  <[redacted]@mlit.go.jp>  アドレス帳に登録する

宛先 :  <[redacted]@geosearch.co.jp>

ジオ・サーチ株式会社
大阪事務所 副所長 [redacted] 様

路面下空洞探査業務についての説明要望への回答
について、別添のとおり送付しますので宜しくお願
い致します。

〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11-1

国土交通省 近畿地方整備局

近畿技術事務所 総務課 専門職 [redacted]

TEL 072-856-1941 (755-220)

FAX 072-856-5287 (755-229)

Mail [redacted]@mlit.go.jp

[路面下空洞探査業務.pdf](#)

「路面下空洞探査業務」の落札者の決定結果に関する説明の要望」に対する回答

業務名：路面下空洞探査業務

番号	質問	回答
1	全参加者の評価点の合計値と技術評価点の内訳 (予定技術者の資格及び実績、予定技術者の成績及び表彰、評価テーマ1および2)	全参加者の評価点の合計値と技術評価点の内訳については近畿技術事務所との契約情報コーナーで閲覧できます。
2	全参加者の評価テーマ発見技術における、発見された全空洞個数と新規空洞および既知空洞の内訳	全参加者の発見された全空洞個数と新規空洞および既知空洞の内訳は、他社の技術提案書(調査結果)に関する情報であり、これを公にすると当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が害される恐れがあることからお示しすることは出来ません。また、技術提案書は選定及び技術評価点の算定以外に使用しないことを入札説明書(個別事項)12.その他の留意事項(6)にも記載しております。
3	既知空洞箇所での複数ボーリング箇所の評価結果	ご質問の箇所の範囲内での他参加者の点数を何点と評価しているかの情報は、他者の技術提案書(調査結果)に関する情報であり、これを公にすると当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が害される恐れがあることからお示しすることは出来ません。また、技術提案書は選定及び技術評価点の算定以外に使用しないことを入札説明書(個別事項)12.その他の留意事項(6)にも記載しております。近接している空洞箇所を別々の空洞と認定した場合の確認手法は、削孔した穴に光を差し込み、近接の穴から光が漏れないことを確認しています。確認にあたっては、空洞を十分に清掃したうえで実施しております。
4	審査範囲外における他参加者によるボーリング箇所の評価結果	ご質問の評価範囲から大きく外れた地点のボーリング箇所は、評価範囲外ですので評価しておりません。削孔理由については、空洞があるとの報告があったため、維持管理上(安全上)の理由から確認を行ったものです。
5	近接した複数者によるボーリング箇所の評価結果	ご質問の箇所の評価結果は、他者の技術提案書(調査結果)に関する情報であり、これを公にすると当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が害される恐れがあることからお示しすることは出来ません。また、技術提案書は選定及び技術評価点の算定以外に使用しないことを入札説明書(個別事項)12.その他の留意事項(6)にも記載しております。評価手法については、削孔した穴に光を差し込み、近接の穴から光が漏れないことを確認することで別々の空洞と確認しています。確認にあたっては、空洞を十分に清掃したうえで実施しております。
6	過去の調査で非空洞を確認しているボーリング箇所の評価結果	予定期間後に追加削孔した理由は平成30年度に実施したボーリング孔を今回貴社が先行して実施したボーリング孔として当所職員が誤認したことから予定期間内に該当箇所の調査を実施していませんでしたが、後日、誤認が判明し、他社の提案内容を確認するため、削孔が必要となったことから、予定期間後に削孔を実施したものです。該当箇所の評価結果については、他社の技術提案書(調査結果)に関する情報であり、これを公にすると当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が害される恐れがあることからお示しすることは出来ません。また、技術提案書は選定及び技術評価点の算定以外に使用しないことを入札説明書(個別事項)12.その他の留意事項(6)にも記載しております。

■ジオ・サーチの説明要望に関する近畿技術回答に対する確認やりとり（6/29 電話にて）

（参加者）

ジオ・サーチ(株) : A

近畿技術事務所 電話受付 : 総務課 B
技術的解答 : 技術活用・人材育成課 C

2021.6.29 16:02 A 携帯電話で総務課に電話

A : 本日、B さんはいらっしゃいますでしょうか。

受付 : (聞き取れず)

A : ジオ・サーチの A と申します。

受付 : はい、お世話になります。

A : お世話になります。
本日、B さんはいらっしゃいますでしょうか。

受付 : はい、B でございますね。

A : はい。

受付 : はい、少々お待ちください。

A : お願いします。

B : お電話変わりました。総務課 B です。

A : もしもし、私、ジオ・サーチ株式会社の A です。

B : あ、お世話になります。

A : お世話になります。あの昨日あの、弊社の説明要望に対していただいた回答

についてですね、ま、社内の方で確認しまして、えーちょっとあの質問追加で確認させていただきたいことがあるのですが。

B : どの部分でしょうか。

A : 今からよろしいでしょうか。

B : はい。

A : はい、えっと番号が1から6番までありまして、まる1とまる1番ですね。これはあの現地を見にいきましたので点数がわかりました。まる2番もですね。表示されていた点数から逆算してわかりましたので、だいぶ推測出来たところです。で、3つ目なのですが、

B : 3つ目ですね。

A : はい。基本的には結果については、あの他社の技術提案書の内容に関する情報であれば公示できないというふうな形で示されてるのですが、

B : はい。

A : あの結果ではなく、考え方についてですね、教えていただきたいと思っております。

B : 考え方ですか？

A : はい。

B : 結果ではなくて。

A : はい。要はですね、今回の調査結果、弊社現地確認にいった結果ですね、あのあらかじめ、えー、空洞って分かっているところがあって、弊社は事前通知の一ヶ所通りで整理してるんですけども。

B : 一ヶ所ではい。

A : たぶん他社さんは、その1箇所に対して、複数でボーリングをして、たぶんその本当だったら1箇所で評価されるところが、たぶん広がりの中かですね、あのたくさん穴を掘っているので、そのたくさん掘った1箇所ずつが評価されているのじゃないかなと推測したのですが、今後も同じような形で、えー発注が違った場合に我々もその過去空洞の対応とかをですね、ちょっとあの整理しておかないといけないというところで、考え方をちょっと知りたいなということです。

B : 一ヶ所じゃなくて複数ですかということですね。少々おまち下さい。

A : はい。

C : もしもし。

A : はい。

C : あ、お電話変わりました。 C です。

A : あ、 C 様ですか、お世話になっております。ジオ・サーチの A です。

C : あどうもお世話になっております。すみませんはい。今お聞きして、3番のほうですかね。

A : 3番のところ、そうです。

C : はい、で。3番のところ、評価の結果ではなくて、考え方ということですかね。

A : 考え方、そうです。

C : はい、えーと考え方については、まあ評価の結果は、ここに書いてあるとおりちょっと提示というのはできないような状況なんです。

A : はい。

C : はい、で、考え方につきましては、あの現地で一緒にジオ・サーチさんとも

実際実施したと思うんですけど。

A : はい。

C : あの一つの空洞かどうかというのが、それとも連続した空洞か、一つで、ひとつの穴になんぼか開いているのかどうなんか、それとも独立してるかどうか一つのポイントになりますので、お伝えしているとおりの光を当ててという確認をして、別々、光を通さないということが分かれば、一つの一つの穴としてカウントというんですかね、評価をしているということになります。

A : 例えばですね。1つの異状信号でのがまあ通知があって、たぶん弊社はそこで1箇所穴を掘ってると思うんです。

C : はいはいはい。

A : で。そこがまあ0.5点という形で過去空洞の評価をされていると思うんですけども。

C : はい。

A : たとえば、近接して掘った穴は、そこは1点になっているんですか。

C : はい。近接して掘っている穴。えーとそれが過去空洞と違うとなればですね1点という考え方になります。

A : それはその過去空洞の広がりの中でも1点ということですか。

C : えっとね、過去空洞というのはあれですよ、あのうちのほうからお示した形の過去空洞ですよ。

A : そうです。そうです。

C : あの過年度に、えー調査結果になりますよね。過年度の調査結果の区分については、まあまあ広がりという報告は出してもらっているんですけど、まあ年度が経っていることと、あとその、あれ掘ってからの確認はしてないんですよ。確か削孔してからの確認は。

A : あー当時はそうですね。

C : そうですね。ということちょっとやっぱそういうような状況というか、資料、データとしてお渡しをしてるので、実際そういう提案があったらあの掘ってみてですね、別の穴と確認できればですね、あの通常のその1点、1点というか1個ですよ。評価としては。

A : ですんで、たぶんその中で我々と重複しているところが1箇所あって、そこは0.5点ずつなんですか。

C : そうですね、はい。それはそうです。

A : で、他のところはプラスで他社さんが例えば6箇所プラスで掘ったとすれば、プラス1点、1点、1点、1点で6.5とかそういう形になるってことですか。

C : そうそうそうそう。

A : はあはあ、これちなみになんですけども。まあ過去まあ近畿技術さんの公示案件でも過去空洞の過去異状信号の取り扱いで、まあ過去空洞と同じ0.5点と取り扱うような質問の回答があってるんですけども。

C : はい。

A : その場合でも今、Cさんが仰ってたように、過去に穴を掘ったか掘らないかという話は適用されるんですか？

C : えっとね、まずはうちの方が回答をしたっていうのは、今回の業務発注について回答してるんですか。

A : その質問はですね、あの過去の業務の時点ですらですね。

C : そうするとちょっとね、私もそこまでは調べていないんですけど。あの把握していないですが、あの今の段階というかあの、既設の穴というのは調書結果として出ています。で、それと別穴となればそれは新規という判断をしてくださるんですね。新規ということで1点ということにしています。

A : ああそうなんですね。そしたらちなみにその場合ですね。えーとまあ過去の異状信号が 0.5 点、新規が 1 点で、過去の既知空洞は 0.5 点という形で、まあ事前から事前情報がある空洞、すでに発見されている空洞は配点が低いんですけども。

C : はいはい。

A : 今回のように複数点穴をあければ、そのほんとはあらかじめわかっている空洞なんですけども、ものすごい新規の空洞よりもはるかに高い点数になってしまうじゃないですか。

C : はい。あ、それは、あの、、、

A : それは問題ないとお考えですか。

C : えっとね。そこの部分についてはあの回答であの書かしていただいたように、1 つの穴、ま光が通って一つの穴ならば当然、例えば 2 個も、3 個も、4 個も開けてもですね、あの 0.5 点ということになります。その例えば 2 個なり、3 個なりですね。で、今回、光が通らなかったということで、個別の空洞として評価をしていると。

A : そういう評価をされたということですね。

C : はい。結果ではなくそういう評価ということですね。そういう仕方というか審査の仕方というか。

A : ちなみにそうすると、過去の過去データの異状信号の広がり、例えば縦方向に七てん何mとかそういうふうな表示があったんですけども。

C : はい。

A : そのへんは提供資料ではあったんですけども、弊社としてはそれは無視してよかったということなんですかね。

C : えっとね。あとはそのデータの信号の出方とかになると思うんですけど。あ

のそういうふうに出たから、そう出したんということになりますね。

A : はい。過去と同じ信号の変化がなかったですので、その通知のあった値と同じだったので、それ通りに整理してあのまとめているんですよ。

C : はい。うちの課のあの中では、あの評価の仕方としては、そういう個別としてデータが出て、実際掘ってみて、個別であったということであれば、個別、いわば、既設のところは1個あるので、そこは0.5点ですけど、新たなところは1点1点1点というような評価になっていると。

A : はい。ですのでその、当初通知の有った広がりというのはほぼ無関係になってしまったということですね。

C : そうです。そうです。はい。

A : それ、それって、あのなんですか、なんというかそのとき質問して欲しかったとかそういうふうになるかもしれないですけども、なんというか普通に考えたら広がりが例えば7.6mとかだったら、7.6mで1個で整理するのが普通の考え方かな思うんですけども。そうではない、そうとは考えていないということですね。

C : そうですね、はい。あの実態として、穴があるという提案が、提案というかもしそういう提案があって、実際に掘ってみて、別の穴と確認できれば別の穴にすると。

A : その別の穴というのは、光を見てるってということなんですね。

C : そうそうそう。はいはい。

A : 例えばそれはあれですか、来年以降も同じような発注形態で、既知空洞があった場合にもそういうような取り扱いがされるということなんですかね。

C : えっとね、来年の部分については、また来年の条件があので説明書に記載されると思うので、その条件によつての審査になると思います。

A : そうなんですね。

- C : 来年がどうなのというのは、ちょっと私もまだ全然やってないので、何とも
言えないですけど、来年の説明書ですかね、あのその発注関係資料をみてい
ただいて、その評価っていうんですかね、審査の仕方の記載を見ていただく
ことになります。
- A : すみません、今 C さんから説明がいただいたまあ既知空洞で、同じところ
だったら 0.5 点で、その広がりの中で追加ボーリングしてそこはそれぞれ新規
掘いというようなところなんですけども。
- C : はい。
- A : その考え方は今年の説明書のどこかに表示されてますか。
- C : えっとね、その考え方自体はされていないですね。
- A : されていないのですね。
- C : はい。ただ、あの新規になったときについては、あの 1 点ていうのは記載さ
れています。
- A : うんうん。まあ新規はまあ、そうですね新規は 1 点ですよ。ここはまあ既
知空洞の広がりの中なので、この議論になっているんですよ。
- C : はい。
- A : あとちなみにこの考え方をして、たぶん我々あの現地見に行つて、点数を見
に、まあ現地を見に行つて、点数も確認にいつて、逆算すると大体弊社が空
洞が何個、他社さんが大体何個、重複が何個ってのがわかるんですけども。
例えば今回この 1 つの広がりの中で、えーねえ新規で例えば 6 個掘つたら、
で 6 点が、我々が 0.5 点のところ一個の既知空洞 0.5 点に対して、6.5 とかそ
のような形に増幅するんですけども。その結果、本当の新規のところを発見
できなかった業者さんが特定されている結果になっているんですけども、そ
こはあまり違和感を感じられないんですか。
- C : えっと、もう一回お願いします。

A : えーとこの既知空洞が一つありまして。弊社はその通知文通りに1箇所を整理するので、既知空洞0.5点。他社さんはその1箇所の既知空洞のなかで、まあ複数穴を掘ってですね、えーまあその0.5点であるべきところが新規のボーリングということで、えー6.5、数詳細にはですので、6.5とか、あのなってますよね。

C : はい。

A : その分既知空洞の1箇所がものすごく高評価になった結果、その元来評価されるべき新規に見つけた空洞を見逃した業者さんとかがですね。えー高得点になっているというような印象があるのですが、それはいかがですか。

C : えー、それはあの公表しているルール通り、に行ったということなので、違和感があるかないかは私は個人的には一応ちょっと言うことはできないんですけど。えー一応ルール通りに評価した結果、ということで、えーお示しをしたということになってます。

A : あ、そういうことですね。あ、わかりました。そしたらえーとですね、我々が聞いたかったのは主にこの、あのあれですね、考え方が聞いたかったので、今お聞きした結果でまあ、既知空洞の中で新規空洞扱いで追加で1点ずつ評価したということが分かりましたので。

C : はい、評価したという結果としては、私たちはあの出せないんですけど。

A : それは、分かりました。考え方としてですね。

C : そうそうそうそうそう。だから、通常の0.5というのは、1点示しているのかなと思うんですけど、それとは別穴ということが、現地で確認ができたということなので、つながっていないと確認できたので新規として、そういう場合は新規として取り扱うという考え方、というのをお示ししたということですね。

A : わかりました。ちなみになのですが、今これもう契約とかどんどん進んでっている状況なんですかね。

- C : はい。
- A : その状況ですね。
- C : はい。
- A : わかりました。あとちなみに、ちょっと今の回答をもとに、あのご説明いただいた結果をもとに、弊社もまた社内でもみ、もむってというか相談とか、内容を共有してですね。今後、例えば書類にあるようにですね、あぼ手続きとしては苦情を申し立てのようなどができるようなところが、あるんですけども。これちょっとすみません、事務手続きのお話になるんですが、弊社7月1日で代表者が交代になるんですよ。
- C : えーっとね、その部分については、ちょっと経理のほうがいいですかね。
- A : 経理のかた、そちらの詳しければ、じゃあ Bさんのほうがよろしいですかね。
- C : それと、あれですかね、それと今のお話をお聞きすると。さらに今、私がお答えした内容で、またこれに関連して確認事項っていう質問があれば、また受けることは可能ですけど。
- A : そうなんですね。
- C : もう苦情の方にかかれていただいてもいいとは思いますが。
- A : ちょっとまた社内検討いたします。また対応、確認させていただくタイミングあるということですね。
- C : はい。新たな追加の質問というのはたぶんお受けすることが一応、もう期限がきてるので、できないと思うんですけど。えーといただきました質問に対する部分の確認事項ですかね。
- A : 分かりました。回答事項に対する、今みたいな確認事項ってことですね。
- C : そうそうそうそう。それはあの今でなくてもですね、あのまたおそらく疑問

とかがでてこられると、ある可能性があるんですよね。

A : そうですね。はい。

C : はい、そういうことについては、またそのお答えできる範囲になりますけど、あのいつでもやらしていただいても構わないですけど。で、それをお伝えして、そしたら、経理の方に苦情の申し立てについて代わりましょうか。

A : はい。お願いします。

C : ならちょっとかわります。

B : もしもしお電話代わりました。 B です。

A : お世話になります。すいません、まだですね苦情申し立てをするかしないかまた別なんですけども。念のためちょっと確認しておきたいところがございます。実は弊社の方なんですけども、7月1日では実は代表者が交代になるんですよ。で、実は電子入札とかのは、今の代表者のカードがとかがあるので、切り替えとかをしないといけないと思っているんですけども。やっぱその登記してから写しをもらったりとか、そのあたりで時間がかかってしまうんですよね。たとえばこれ、あの苦情申立とかで書類を出すときに、まあ会社の代表者の名前を書く必要があるかと思うんですけども。これ新しい代表者の名前とさせてもらって、なんかその新しい代表者である証明する、そういうものって、何かを、何を添付すればいいですかね。

B : あの、通常ですね、法人登記されるタイミングで何か出されるんですかね。

A : そうですね。はい。

B : はい。それを添付していただければ結構かと思います。

A : あ、登記、そういうことですね。

B : はい。

A : それをつけながら新しい代表者名で、書類を作って出せばいいんですね。

B : はい

A : 登記、登記そのものは間に合わないけども、登記を申請する際に提出する資料ということですね。

B : はい。何月何日付でこの方に変わりますということで、たぶん出されると思いますので、はい、その内容であの提出いただければ結構かと思いますが。

A : 分かりました。ちょっとすいません。あの社内のね、私もちょっとあまり詳しくないので、今の B さんからお聞きした内容で、ちょっとあの準備できるかちょっと確認いたしますので。

B : はい。

A : また、この先の手続きについてもまたちょっと社内でまたちょっともまない、共有しないといけないのですね。まだわからないですけども。はい。

B : はい。

A : はい。またもし、先ほど C さんのほうから、まあ回答に対して、確認事項がある場合はまだ受け付けられるというような話をいただいたので、また B さんに、またちょっとあの結局あれですね、あの B さんと C さんのご都合のいい時間をお聞きしてから質問させていただくということですよね。また。

B : そういうことになりますね。

A : 分かりました。じゃあちょっとまた、事前にもし、確認事項がある場合は、あのアポイントのほうを取らせていただこうと思いますので。

B : はい。

A : はい。すいません、お忙しいところありがとうございます。今、今時点で確認したいことはできましたので。

B : はい。そうですかね。

A : はい、ありがとうございます。

B : はい。

A : はい失礼します。

B : えーと特に。

A : あ、今時点は、はい。大丈夫です。

B : はい。あ、ちょっとお待ちくださいね。

A : はい。

B : お待たせしました。そうしましたら、またご連絡につきましては、あのこちらのほうにご連絡いただいてから、はいあの技術的のところはちょっと C のほうでないと分かりませんので。

A : 分かりました。ちょっとまた調整の可能性ありますので、はいまたお願いします。

B : はい、よろしくお願いいたします。

A : はい失礼します。

B : はい失礼いたします。

■ジオ・サーチの説明要望に関する近畿技術回答に対する確認やりとり (6/30 電話にて)

(参加者)

ジオ・サーチ(株) : A

近畿技術事務所 技術的回答 : 技術活用・人材育成課 C

2021.6.30 9:31 A 携帯電話で対応

A : もしもし、あの A です。

C : もしもし、技術事務所の C です。

A : はいお世話になっております。

C : 今お時間よろしいでしょうか。

A : はい、大丈夫です。

C : すいません、昨日はありがとうございました。

A : いえ、とんでもないです。

C : でね、昨日お話しした内容で。

A : はい。

C : いろいろ資料整理してみてですね、(聞き取れず) というか、ちょっと思いと違う方向に伝わってるんじゃないかという風な思いがあって、で再度ちょっと電話させてもらったんです。

A : そうなんですか。はい。

C : はい。で補足で説明という形でさせていただいてよろしいですかね。

A : はい、大丈夫ですよ。はい。

C : すみません。その時にそういうニュアンスでいえばよかったですけど、ちゃんと伝わっているかどうかというところが、ちょっと心配になってですね。はい、今よろしいです？

A : はい、大丈夫です。

C : あ、すみません。えっと質問がありました既知空洞箇所。

A : 既知空洞。そうです。はい。空洞箇所。はい。

C : その部分のいわゆる評価の仕方というか、点数の取り方というか、5個とか1個とかいう話で、1個が0.5個、あと、その他が1個でいってますよというような表現をしたんですけど。

A : はい。

C : そもそもその結果的なことを私たちは言うことが出来なくて、そこに至る評価の仕方について、ご説明するのがちょっとすっぱり抜けていたのかなということで、ご説明、補足をということで、電話させてもらったんです。

A : はい。

C : で、評価の仕方についてはその0.5とか1個というのがありきで評価をしてる、というようななんか表現になって、しゃべって、僕はそうではなかったんですけど、なんかあとあと思い返してみると、そういう風に伝わったのかなと思ってですね。で、そもそもそのそれが0.5か1個かというのは、あの技術提案書の異状信号画像とかですね、あとは2次調査の結果から、1個1個評価をしていると、いう評価の仕方をお伝えるのがちょっとすっぱり抜けたのかなと思ってですね。

A : あーはい。いずれにせよあれですよ。あの過去の広がりの中で複数点まあ穴を掘ったものが、えー0.5プラス、まあまあ現地で個別の現地状況とか判断しながらなんですけども、0.5点以上に膨れ上がっているというのは変わらないですよ。あの点数が上がっているってことは。

C : それは異常画像を見ながらですね、あとは現地での削孔の結果。

A : 穴を掘って、空洞があるのを確認して、まあ光を、連続する空洞光を入れて見ているということですね。

C : そうそう。あの連続しない、するかしないかってのは評価の一つのポイントになるので。

A : はい。

C : はい。そういうことで評価をしていると、評価の仕方について、ちょっとすっぱりとご説明が抜けてたかなと。結果としてあの、あの0.5点とか1点というのは、その結果、そうであれば、そういう点数をつけるだけの話で。

A : まあそう、そうですね。なんて言うんですかね。えー1つの広がりがあって、まあ1箇所まあ、既知の空洞でも1箇所、弊社と重複するところが有って、まあそれは0.5点ということで、あとは複数の穴の一個一個をみていきながら、連続しているかどうかで、その近畿技術さんのおっしゃるそのルールに基づいてまあ0.5点ですんで、新規であれば1点という形で、あの評価してきたということですよ。

C : そうです。はい。ていうのではありません。ちょっとそこが昨日漏れてた、と、私を感じたので、電話させていただきました。

A : そういうことですね。あれですね、弊社もやっぱり考えているのが、その、なんて言うんですかね、その1個1個の評価の仕方っていうのはルールに基づいてもらってもいいと思うんですけど、やっぱりその、もともと1個だったものがその点数が高くなっているところ、そのなっているんで、この辺がちょっとあの話を聞いて、不思議だなど思いながら聞いているところがありますね。

C : ジオさんが不思議だというのは、既知空洞、まあ既知空洞といってあれ確定ではないんですけど、異状信号の結果ということで、出させていただけますよね、最初はね。

A : 最初はそうですね、ちゃんとそこには発生深度と広がり縦横もきちんと出

てるものをいただいていますね。

C : ですね。そこについて、えー1個ではなくて、複数個取っているのがちょっとジオさんとしては引っかけるところですか

A : そうですね。であの頂いた通知の分には5箇所というふうな形で、整理された数字も出てたので。

C : はい。

A : 当然その5箇所は5箇所だろうということで、はい（聞き取れず）は1箇所1箇所ですね、この形で整理しているの、その辺がちょっとあの、えールール、ルールではないところだったのですね。

C : はい。なるほど。確かにあの仕様書には、そこらへんはどう見るかっていう記載はないですね。

A : はい、そうですね。

C : あの1個は1個と、あの実はね0.5というのはあるんですけど。

A : 実は0.5。あともう一個あの、この審査区間にあるのは5箇所という数字もありますので。

C : はい。あのその5箇所の既知があるということですね。

A : そうそうそうなんですよ。

C : あの、1箇所は確か、これも工事後でしたので。既知ではないということ。

A : 5箇所あって2箇所は補修済みなんですよ。

C : 補修済み、補修済みやったですよ。

A : で、現地でパッチも確認しているの。

- C : はい。
- A : 今、信号もないので。無いなってところなんですけど。残りの3箇所はですね、もう過去のデータと同じだったので、まあその、近畿技術さんの方もですね、あの平成30年のレーダデータですか、あれを我々もデータで納めて、その一連で管理とかされていると思って、その資料が数値があったので、確認あわせたところが、今のこういう状況になっているので、この考え方とかちょっとそうですね、弊社でも今考えているところではありますね。
- C : なるほど。うちの方もただ単に1箇所が、1箇所のところ5箇所できてきたから5、あかんかったから5という（聞き取れず）なしに、異状信号とがあの画像とかですね、そういうことをトータルで一応その、検査をしてるということなのでですね。
- A : でも異常信号はでも同じですよ。過去のデータと。
- C : あー。内容はちょっと、お答えすることができない。（聞き取れず）
- A : 我々も当日、レーダ転がしてまして、同じだというのはみえますので。わかりました。えーと、今そのCさんが仰りたかったのは、その現地ではレーダとか、えー穴の通りとか見ながら、えー評価をしていたということですよ。
- C : そうです。機械的になんかこう穴があったから、ということではないということ。そういうなんか説明に受け取られているかもしれないなあということ、ちょっとあの終わってからですね、ちょっと思ったんで、ちょっと補足といくことで電話させていただきました。
- A : わかりました。その内容もちょっと社内で共有いたしますので。そうですね。
- C : あとですね、あのまたその、今回のことについて追加の確認事項、あの関連するところですね。新たな全然全く新しい追加っていうのはちょっとお答えすることはできないんですけど。
- A : はいそれは大丈夫ですね。

- C : はい、で、もしありましたら、また経理課のほうにお電話をいただけたらな。
- A : わかりました。経理課の B さんに電話して、まあ技術的なところは C さんが対応されるということなので、まその、お二人の日程の合う時間帯で、ですね。
- C : できるだけ合わそうと思うので、いついつ何時からと言っていたらそれに合わせよう（聞き取れず）するので。
- A : はい、わかりました。
- C : それとね、あともし今回ちょっとそういうこともあったので、えーまあ対面でも構へんかなと思っとるんです。
- A : 対面。はい。
- C : コロナの関係で、あの、会わないでおこうということですけど、でもなんか電話でやり取りするところ、なんかちゃんと伝わっているどうかっていう後で心配、今回あったんですね。
- A : あー、そういうことですね。ちょっとすみません。これまで、あのほんと私だけじゃなくてですね、弊社の東京のほうとも連携しているので、もし対面可能であれば、はいちょっとあのそうですね、あの調整させてもらって、えーお願いする可能性もありますね。はい。
- C : はい。なるほど、なるほど。
- A : 対面、そうですね、わかりました。
- C : その方が、なんかお互い誤解がないと思います。
- A : そう、そうですね、はい。
- C : ちょっとなかなか電話だとでしたら、そうですかで終わってしまうとあれなんで。

A : はい、わかりました。
じゃあまたご連絡させていただきます。

C : はい、すみません。お願いします。

A : はい、失礼します。

C : 失礼します。

取締役会議事録

令和3年7月1日午前11時00分より東京都大田区西蒲田7丁目37番10号当
社会議室において、取締役会を開催した。

取締役総数 6 名
監査役総数 1 名
出席取締役 6 名
出席監査役 1 名

取締役 富田 洋が選ばれて議長となり、下記議案につき審議した。

議案 代表取締役会長ならびに代表取締役社長の選定に関する件

議長は、代表取締役会長ならびに代表取締役社長の選定につき諮ったところ、全員
一致をもって、次の通り選定した。

代表取締役会長 富 田 洋
神奈川県平塚市袖ヶ浜16番39号

代表取締役社長 雑 賀 正 嗣
神奈川県横浜市緑区長津田みなみ台一丁目9番地1
ライオンズ長津田マークスフォート514号

なお、被選定者は、その就任を承諾した。

以上をもって議案の審議を終え、午前11時30分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作り、出席取締役がこれに記名捺印する。

令和3年7月1日

東京都大田区西蒲田7丁目37番10号

ジオ・サーチ株式会社

議 長
取締役
(議事録作成者) 富 田 洋

取締役 雑 賀 正 嗣

取締役 恵 良 幹 夫

取締役 内 藤 正 登

取締役 飯 田 亮

取締役 紫 垣 高 志

監査役 幸 山 守

以 上

路面下空洞探査業務の再苦情の申立てについて

第1 苦情申立の対象となった案件

件名：路面下空洞探査業務

公示日：令和3年2月12日

落札者の決定通知日：令和3年6月15日

第2 苦情申立者

ジオ・サーチ株式会社

代表取締役社長 雑賀 正嗣

第3 苦情申立の内容（令和3年7月6日 再苦情申立）

申立者は、本件業務の入札において、入札説明書の規程に反する方法で相入札者の総合評価方式における技術評価点が不当に高く付けられ、他方で申立者の技術評価点が低く付けられたことによって、本来申立者が本件業務を落札するはずであったにもかかわらず、相入札者が落札したことが不服である旨主張している。すなわち、申立者は、概要、入札説明書で規定された方法に従って正当に落札者を決定するよう求めている。

第4 「4 3の主張の根拠となる事項」について

1 「(1) 前提となる事実」について

(1) 第1，第2及び第4段落について

本件入札における総合評価方式の内容が説明されているものであり（資料1，資料2），概ね認める。

(2) 第3段落について

過去に路面下空洞調査が行われ、その際に異状信号として把握されたデータが入札参加者に提供されており、当該データ範囲にある空洞を既知空洞として指摘した場合、空洞発見箇所0.5個分としてカウントされることになっていたことについては認めるが、資料3の具体的な解釈については、後記2(1)で説明するとおり申立者の理解に誤りがある。

(3) 第5段落について

本件入札における技術評価点の結果として公表されている事実であり（資料4）、認める。

2 「(2) 技術評価点の点数が不当であること」について

(1) アについて

相入札者の技術評価点は、「1個の既知空洞の発見を多数の新規空洞の発見として不当に評価」されたものではない。申立者は「既知空洞として提示されていた空洞に対して、既知空洞としては1個として提示されていた」と主張するが、その前提の理解に誤りがある。

近畿技術事務所は、過去の調査データを提供するに際して、「過年度に確認された異常信号箇所調査記録データ等」（資料3、2③）を提供しているが、ここでは、本件苦情申立書で問題視されている番号④と⑤の箇所において「過去異常信号」があり、「空洞の可能性あり」という判定結果しか情報提供をしていない（資料3の2枚目にある一覧表）。しかも、番号④と⑤の詳細データとしても、「空洞」という評価や個数の認定はされておらず、あくまでも「異状信号の概略規模」という情報しか提供されていない（資料3の9枚目、10枚目）。つまり、近畿技術事務所が提供した情報として、番号④と⑤の箇所における異状信号データについて、「空洞」という認定がさ

れていないのはもちろんのこと、空洞の個数が「1箇所である」という認定もされていない。

次に、既知空洞の範囲にある複数の空洞について、申告された複数の空洞のうちの一つは既知空洞として0.5個分のカウントをし、その余の空洞を新規空洞1個の発見として扱ったことについては、過去の調査において異状信号データのあった範囲を「空洞の可能性あり」と情報提供している箇所は、1個は空洞があるかもしれないという認識の下で調査を行う以上、1個については既知空洞として0.5個のカウントをし、他方で事前に複数個の存在可能性の情報提供まではしていないことから、新たな情報となる2個目からの空洞の指摘については新規の発見という評価で1.0個のカウントをしている。この点、申立者は、「既知空洞として示された空洞について、その中にいくつも空洞があるなどという申告などせず、当然に1個の空洞として申告」した旨主張するが、前提として近畿技術事務所は番号④と⑤を「既知空洞である」として情報提供をせず、過去に感知された異状信号データ箇所について、当該箇所に空洞があるかどうか、空洞であったとしてもそれを1個の空洞と評価するかどうかは、入札参加者の調査技術を客観的に評価するために明らかにしていない。信号データから複数個の空洞の可能性が指摘されたのであれば、それはまさに評価対象となる調査技術の差によるものである。それにもかかわらず、申立者が自己の判断で「既知空洞として示された空洞」、「当然に1個の空洞として申告」しただけのことである。

以上のことから、申立者の「不当に空洞発見箇所を増やした」という主張は当たらない。

(2) イについて

前記(1)で説明したことの繰り返しになるが、近畿技術事務所は、番号④と⑤の箇所について、既知空洞であるとか、1個の空洞であるというような情報提供をしていないため、申立者の主張は当たらない。

3 「(3) 本苦情申立てに至る経緯」について

(1) アについて

申立者が入札説明書に基づいて近畿技術事務所に説明を求めた事実は認める（資料5～8）。

(2) イについて

近畿技術事務所が申立者に資料6ないし資料8の内容を説明したことは、認める。

しかし、前述のとおり、その説明内容の解釈は申立者独自のものであり、近畿技術事務所の技術評価点の算出方法は、入札説明書の規程（既知空洞を0.5個、新規空洞を1個と評価）に反するものではない。そもそも、本件入札は技術力による評価を重視する方式を採用しており、提示した資料3は本調査範囲での受注実績による不公平を防止するという目的で情報提供しているものである。また、資料3は一次調査まで実施したものと二次調査まで実施したものが混在しており、さらに調査後の補修実施の有無も伏せられており、明確に空洞があることを示す資料となっていない。これは、技術提案（空洞探査）を行うにあたって、提示された資料を合理的に解釈して調査に反映する技術力も問うているためである。仮に申立者の主張どおり、提示した範囲を調査結果の如何に関わらず一つの既知空洞と取り扱うことは、当該箇所では探査を実施する意味がなくなり、技術力を競わせるという趣旨から外れてしまうものである。

入札説明書には、過去の調査で異状信号データが確認された箇所

について、現状空洞であるかどうか、また空洞であるとしても1個の空洞とは限らない旨明記されていないが、ここまで明記してしまうと、調査データの把握・分析という技術力に差がつかず、技術力よる評価ができなくなってしまう、本件入札の趣旨に反することになる。

4 まとめ

以上の次第であり、近畿技術事務所の技術評価点の算出方法は、少なくとも入札説明書の規程に反するものではなく、またその趣旨に反するものでもなく、合理的な評価である。

したがって、申立者の求める本件入札結果の見直しは不要である。

第5 本件苦情申立者からの苦情処理

入札説明書（共通事項）20.（3）により、分任支出負担行為担当官は説明を求めた者に対し、書面により回答をする、とされているところ、申立者の指摘のとおり当該回答を電子メールにファイルを添付し申立者に送付した点に相違はなく、規定どおりの手続とは言い難い。

この点については指摘を真摯に受け止め、再発防止の徹底を図るべきと思料するところである。

また、今回の再苦情申立てに至った経緯を顧みるに、近畿技術事務所による当初の非落札の説明要求回答の内容をもってして、申立者より近畿技術事務所が入札説明書において示した技術評価方法の本意への理解を得られなかったことから、結果として当該回答の内容が不十分であったとも考えられる。加えて、規定どおりの取扱いであるとは言え、近畿技術事務所が相入札者との契約手続を並行したことにより、申立者の不審感を増幅させる要因となった可能性も否定はできな

い。

然るに、申立者に近畿技術事務所の意図するコンペ評価の条件が十分に伝わらなかった事実を受け止め、次期発注においては入札参加者がより明確に各条件等を理解できるような入札説明書の記載内容の提示について、条件提示及び技術提案の評価方法に係る情報収集及び検証を踏まえること等により、更なる適正化を図って参りたい。

【関係書類】

- 資料 1 入札説明書（共通）
- 資料 2 入札説明書（個別）
- 資料 3 「路面下空洞探査業務」技術提案を求める評価テーマに係る調査区間について（通知）
- 資料 4 入札調書（写真）
- 資料 5 「路面下空洞探査業務」の落札者の決定結果に関する説明の要望
- 資料 6 説明の要望に対する近畿技術からの回答（2021年6月28日付メール）
- 資料 7 ジオ・サーチの説明要望に関する近畿技術回答に対する確認やりとり（6/29 電話にて）
- 資料 8 ジオ・サーチの説明要望に関する近畿技術回答に対する確認やりとり（6/30 電話にて）

以上

公募型又は簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）入札説明書（共通事項）

- ※1 本入札説明書（共通事項）のうち、「配置予定管理（主任）技術者」と記載のある箇所については、業種区分が「土木関係建設コンサルタント業務」の場合は配置予定管理技術者、業種区分が「地質調査業務」及「測量」の場合は、配置予定主任技術者とする。
- ※2 本入札説明書（共通事項）のうち、「（分任）支出負担行為担当官」と記載のある箇所については、本官契約の場合は支出負担行為担当官、分任官契約の場合は分任支出負担行為担当官とする。

技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、本業務の予定価格が500万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

1. 契約担当官等

入札説明書（個別事項）によるものとする。

2. 業務の概要

(1) 以下によるほか入札説明書（個別事項）によるものとする。

(2) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

「主たる部分」は、測量業務共通仕様書（案）、地質・土質調査業務共通仕様書（案）においては第129条第1項、土木設計業務等共通仕様書（案）においては第1128条第1項に定めるものの他、入札説明書（個別事項）によるものとする。

(3) 電子入札システム対象業務

本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う電子入札対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

1) 当初より、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

2) 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

3) 以下、本入札説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て発注者の承諾を前提として行われるものである。

(4) 契約書の作成

1) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

2) 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙入札方式承諾願を提出しなければならない。

3) 紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案によるものとし、記名押印のうえ、2通を（分任）支出負担行為担当官に提出すること。

(5) その他

1) 本業務の契約書案及び特記仕様書は別冊のとおりである。

2) 本業務は、指名業者名等の事後公表を行う業務である。

3) 担当部局

入札説明書（個別事項）に記載するとおりである。

3. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

1) 基本的要件

入札に参加しようとする者は、下記(a)に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は下記(b)に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体のいずれかであること。

(a) 単体企業（組合を含む）

- イ) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する規定（予決令第70条及び第71条）に該当しない者であること。
- ロ) 入札説明書（個別事項）の業種区分による近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- ハ) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて（平成10年8月5日付 建設省厚契発第33号）」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ニ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ホ) 参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務（一括審査方式の場合においては参加を希望する全ての業務）の説明書及び設計図書等（以下「説明書等」という。）に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（CD-R等）を「持参」又は簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った返信用封筒を添えて電子記録媒体を「郵送（書留郵便に限る）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）」（以下「郵送等」という。）」することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。

(b) 設計共同体

設計共同体の参加を認める場合においては、上記(a)イ)から(a)ニ)まで（ただし上記(a)ホ)については構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、近畿地方整備局長から設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。参加認定の有無及び詳細は入札説明書（個別事項）による。

2) 資本関係および人的関係に関する要件

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、近畿地方整備局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。ロ)において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。ハ)において同じ。）の関係にある場合
- ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしイ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項

に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

[1] 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

[2] 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

[3] 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

[4] 組合の理事

[5] その他業務を執行する者であつて、[1]から[4]までに掲げる者に準ずる者

ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(c) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(設計共同体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(a)又は(b)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3) その他の事項

その他、入札説明書(個別事項)に定めのある場合、詳細は入札説明書(個別事項)による。

(2) 参加表明書の提出に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件

(a) 同種又は類似業務等の実績

入札説明書(個別事項)に記載した期間に完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上(提出者が設計共同体である場合は、当該共同体の全ての構成員について1件以上)の同種又は類似業務等の実績を有さなければならない。

なお、低入札価格調査制度調査対象業務における業務成績評定点が70点未満の業務、近畿地方整備局発注業務において品質確保基準価格を下回る価格により受注し業務成績評定点が70点未満の業務ならびに低入札価格調査制度調査対象業務以外の業務における業務成績評定点が60点未満の業務については、企業の業務実績として認めないものとする。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号並びに平成23年3月28日付け国官技第361号、平成30年1月4日付け国官技第187号にて改正)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

(b) 業務成績

入札説明書(個別事項)に記載した期間及び業種区分による業務のうち、国土交通省(港湾空港関係を除く)発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く)発注のテクリス平均業務成績が60点以上であること。ただし、100万円以上の国土交通省(港湾空港関係を除く)発注業務及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く)発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ

め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日が入札説明書（個別事項）のとおりとする。

参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、技術提案書の提出前においては、以降の手続きに参加をしないもしくは直ちに辞退を行うこと。また、落札者決定までの期間においては、直ちにその旨を入札説明書（個別事項）に記載の担当部局に通知すること。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(a) 配置予定管理（主任）技術者に対する要件

配置予定管理（主任）技術者は下記のイ、ハ、ニに示す条件を満たす者であり、ロの実績を有する者であることとする。その他、入札説明書（個別事項）に定める場合はこれによるものとする。

イ) 入札説明書（個別事項）に記載するいずれかの資格を有する者。

ロ) 同種又は類似業務の実績

下記のいずれかの実績を有する者。

[1] 入札説明書（個別事項）に記載した期間に完了した業務のうち、「同種又は類似業務」において1件以上の従事した実績（管理技術者又は担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）を有する者。

また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

なお、実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号並びに平成23年3月28日付け国官技第361号、平成30年1月4日付け国官技第187号にて改正）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

[2] 同種又は類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。

マネジメントした実務経験とは、以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ・国内におけるPM、CM又はPFIの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- ・土木関係建設コンサルタント業務においては、建設コンサルタント登録規程(S52.4.15付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する当該部門の技術管理者。当該部門等、詳細は入札説明書（個別事項）による。
- ・地質調査業務においては、地質調査業者登録規程(S52.4.15付け建設省告示第718号)第3条の一に該当する技術管理者。詳細は入札説明書（個別事項）による
- ・地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。または、都道府県、政令市において、同等の調査職員として業務に従事した者。

ハ) 指定日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）

国土交通省以外の発注者（民間、国内外を問わない）の業務を含めた全ての手持ち業務（管理技術者等（土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者及び担当技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償関係コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者をいう。）となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。ただし、手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円の、件数を10件から5件にするものとする。

ただし、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数（注1）で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。また設計共同体として受注した業務の場合は、総契約金額に出資比率（注2）を乗じた金額とする。

注1 月数については、各月の日数に関係なく履行期間に含まれる月をひと月として算定する。

注2 テクリスに登録されている場合においては、テクリス登録の請負金額とする。なお、出資比率等で分担金額が確認出来ない場合は、総契約金額（当該年度分）とする。

ただし、国土交通省の所管に係る業務で、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）（財政法第43条の3）により、履行期間を延長して前年度から当該年度に繰越を行ったもの（「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことを事由とした業務以外で事故繰越し（財政法第42条ただし書き）を行った業務は除く。）は手持ち業務に含まない。

二) 平均業務成績

入札説明書（個別事項）に記載した期間及び業種区分による業務のうち、担当した国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注のテクリス平均業務成績が60点以上であること。ただし、100万円以上の国土交通省（港湾空港関係を除く）発注業務及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

また、上記の期間に1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を成績として求める期間に加えることができる。なお、成績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

- (b) 配置予定担当技術者に対する要件
担当技術者の配置の有無及び詳細については、入札説明書（個別事項）による。
- (c) 配置予定照査技術者に対する要件
照査技術者の配置の有無及び詳細については、入札説明書（個別事項）による。

(3) 入札参加者を指名するための基準

建設コンサルタント業務請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、下記の項目について評価し、選定するものとする（詳細は、入札説明書（個別事項）による）。

- ① 参加表明者（企業）の評価
- ② 配置予定技術者の評価
- ③ 業務実施体制

(4) 入札参加者の指名数

入札参加者の指名数は得点の高い順から10者を上限とする。但し、指名枠内の最下位得点者が複数の場合は、その者すべてを指名する。

4. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 作成方法

様式を基に作成を行うものとする（様式の該当の有無及び詳細については入札説明書（個別事項）、別紙一４による）。電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

なお、様式については、近畿地方整備局HPに掲載（http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyo_usya/technical_information/consultant/ol9a8v000000q4dv.html）している。

- 1) 文字サイズは10ポイント以上とする。
- 2) 保存するファイル形式は、次のいずれかとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word2016以下 (*.doc, *.docx)
Microsoft Excel	Excel2016以下 (*.xls, *.xlsx)
その他アプリケーション	PDFファイル (Acrobatで作成のもの) 画像ファイル (JPEG形式又はGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- 3) 複数の申請書類は、3MB以内で1つのファイル（圧縮ファイルでもよい。この場合、LZH形式又はZIP形式のものに限る。）にまとめるものとする。契約書の写し等の添付書類については、スキャナーで読み込み本文に貼り付けるか、申請様式とともに1つの圧縮ファイルにまとめること。

圧縮してもファイル容量が3MB以内に納まらない場合は、申請書様式のみ電子入札システムで提出し、その他の添付資料については、紙又は電子媒体（CD-R、DVD-Rのいずれか）により「持参」または、「郵送等」により提出すること。なお、FAXは受け付けない。

持参または郵送等による場合は、持参または郵送等による資料の種類を記載した書類（様式自由）を電子入札システムで提出すること。

- 4) 参加表明書表紙の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので、不要である。
- 5) 参加表明書は、印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、印刷は白黒で行う。

(2) 関連資料

- 1) 同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。
- 2) 近畿地方整備局発注の建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く）における優良工事等施工者（建設コンサルタント等）表彰・優秀建設技術者表彰の実績を求める場合には表彰の写しを提出すること。

(3) 提出期間、提出場所及び提出方法

本競争の参加希望者は、下記1)に従い、電子入札システムにより参加表明書を提出しなければならない。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式とする場合は、2)に従い参加表明書を提出すること。持参、郵送等により提出する場合には、返信用封筒として、表に代表者（委任状提出の場合は、支店長等でもよい。）の住所、氏名を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒をあわせて提出すること。（分任）支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

次に従い参加表明書を提出することができる者は、上記3.(1)1)(a)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業、又は一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体も、参加表明書を提出する時において当該資格の認定を受けていること。

なお、受領期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、指名されない。

また、指名されなかった場合には、本競争に参加することはできない。

- 1) 電子入札システムによる提出期間については入札説明書（個別事項）による。
- 2) 持参、郵送等による受領期間、提出場所については入札説明書（個別事項）による。
- (4) 参加表明書内容の留意事項
提出する様式については以下に示すほか、様式の注意事項及び入札説明書（個別事項）に基づき作成すること。

記載事項	内容に関する留意事項
配置予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定技術者について、資格・経歴等を記載する。 ・ 設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が管理技術者を配置すること。
配置予定管理技術者 【様式-2-1】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定担当技術者のうち1名のみ（設計共同体の場合は、当該共同体の構成員ごとに1名のみ）について記載する。 ・ 保有する資格の資格（合格）証等の写しを添付する。
配置予定担当技術者 【様式-2-2】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」実績等について記載する。
配置予定照査技術者 【様式-2-3】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載する実績等は、入札説明書（個別事項）に記載した期間に完了した同種又は類似業務実績（管理技術者又は担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）、同種又は類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験とし、実績等の種類を問わず配置予定技術者ごとに最大2件までの記載とする。 ・ 配置予定担当技術者における同種又は類似業務について入札説明書（個別事項）に特段の記載が無い場合においては、「配置予定管理（主任）技術者に対する要件」（複数の業務分担により実施する業務の場合においては、「技術提案書の提出者に要求される資格要件」）で記載する同種又は類似業務と同様とする。 ・ 長期休暇の取得に関する記載については、それを確認できるものを別に添付するものとする。（会社への申請書、証明書、診断書等） ・ 手持ち業務は公示日現在、国土交通省以外の発注者（民間、国内外を問わない）のものも含めすべて記載する。 ・ プロポーザル方式による業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記する。 ・ 国土交通省の所管に係る業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には業務名の先頭に【低】と明記する。 ・ ただし、国土交通省の所管に係る業務で、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）（財政法第43条の3）により、履行期間を延長して前年度から当該年度に繰越を行ったもの（「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことを事由とした業務以外で事故繰越し（財政法第42条ただし書き）を行った業務は除く。）は手持ち業務に含まない。 ・ 業務表彰に関する経歴を記載する場合はそれを確認できるもの（表彰状）を別に添付する。 ・ 入札説明書（個別事項）において「当該地域の業務実績」を求める場合については、当該地域の業務実績を記載する。記載に当たっては、入札説明書（個別事項）別紙-1、別紙-2に該当する業務名、担当内容（管理、担当のいずれか）、従事期間を必ず記載し、テクリスへの登録がされている場合はテクリス番号も記

	<p>載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式-2-1、2-2に記載した配置予定の技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」実績等について記載する。 ・ 記載する実績等は、様式-2-1、2-2に記載の入札説明書（個別事項）に記載する期間内に完了した同種又は類似業務実績（管理技術者又は担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）、同種又は類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験とし、実績等の種類を問わず配置予定技術者ごとに最大2件までの記載とする。 ・ 図面、写真等を引用する場合も含め、業務の実績等1件につき1枚に記載する。
<p>配置予定技術者の同種又は類似業務の実績等 【様式-3】</p>	
<p>業務実施体制 【様式-4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載する。 ・ 設計共同体により業務を実施する場合は、下記事項に留意の上、業務の分担について記載すること。備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。 ・ また、代表者はその旨を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ② 構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置することとし、管理技術者のみ配置することは認めない。 ③ 構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する構成員が照査技術者を配置すること。 ④ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認めない。 ・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
<p>企業の実績等 【様式-5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業における実績等について記載する。 ・ 当該業務に関する登録の部門を記載する。 なお、土木関係建設コンサルタント業務にあつては、「建設コンサルタント登録している全ての部門」、地質調査業務にあつては、「地質調査業者登録」、測量にあつては、「測量法の定めるところによる測量業者の登録」を記載する。 ・ 同種又は類似業務の実績（再委託による業務の実績は含まない）は入札説明書（個別事項）に記載する期間内に完了した業務を対象とし、記載する件数は最大2件とする。なお、異業種の業務区分による場合においては、単体企業であってもそれぞれの分担業務毎に作成するものとする。 ・ 業務表彰に関する経歴を記載する場合はそれを確認できるもの（表彰状）を別に添付するものとする。 ・ テクリス登録がされている場合はテクリス番号も記載する。
<p>企業の同種又は類似業務の実績等 【様式-6】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式-5に記載した「同種又は類似業務」実績等について記載する。 ・ 記載する実績等は、入札説明書（個別事項）に記載する期間内に完了した同種又は類似業務実績とし、様式-6、1枚につき1件とし、最大2件まで記載する。（設計共同体の場合は、構成員ごとに最大2件まで記載する。）

	・ 図面、写真等を引用する場合も含め、業務の実績等1件につき1枚に記載する。
--	--

5. 非指名理由について

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者に対しては、書面により通知する。
- (2) 上記(1)の非指名通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない）以内に、電子入札システムにより（分任）支出負担行為担当官に対して非指名理由について説明を求められることができる。また、書面により通知を受けたものは、書面（様式は自由）を持参または郵送等により、（分任）支出負担行為担当官に対して非指名理由について説明を求められることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（休日含む）以内に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出されたものに対しては、書面により行う。
- (4) 非指名理由の説明書請求の受付場所、受付時間は入札説明書（個別事項）による。

6. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 参加表明書に関する質問の受付及び回答

- 1) 質問は、下記(a)の期間内に、電子入札システムにより行うものとする（原則、質問は質問様式に記載し、添付資料として登録すること。また、質問に図面等を添付する場合も添付資料として登録すること。なお、技術提案書に関する質問とは分けて登録すること。）。ただし、紙入札方式による参加者は、下記(b)の受付期間内に書面（質問様式）により受付場所に持参またはメールにより質問するものとし、郵送等又はFAXによるものは受け付けない。
 - (a) 電子入札システムによる受付期間：入札説明書（個別事項）による。
 - (b) 紙入札方式による受付場所、受付期間：入札説明書（個別事項）による。
- 2) 電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、回答を行わない場合がある。
- 3) 質問に対する回答は、入札説明書（個別事項）に記載する期間等において、電子入札システム及び閲覧に供する。

(2) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

- 1) 質問は、下記(a)の期間内に、電子入札システムにより行うものとする（原則、質問は質問様式に記載し、添付資料として登録すること。また、質問に図面等を添付する場合も添付資料として登録すること。なお、参加表明書に関する質問とは分けて登録すること。）。ただし、紙入札方式による参加者は、下記(b)の受付期間内に書面（質問様式）により受付場所に持参またはメールにより質問するものとし、郵送等又はFAXによるものは受け付けない。
 - (a) 電子入札システムによる受付期間：入札説明書（個別事項）による。
 - (b) 紙入札方式による受付場所、受付期間：入札説明書（個別事項）による。
- 2) 電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

紙入札方式による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、FAX番号を併記するものとする。
- 3) 質問に対する回答は、入札説明書（個別事項）に記載する期間等において、電子入札システム及び閲覧に供する。

7. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- 1) 指名された入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
 - (a) 技術提案書を提出した者であり、かつそれが下記7. (2) によって無効になっていない者であること。
 - (b) 入札価格が予決令第98条において準用する予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、入札価格は設計図書に基づき算出するものとする。
 - (c) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいてくじ引き（以下、「電子くじ」という。）を実施し、落札者を決定する。
電子くじの実施には任意で設定した3桁（000～999）の電子くじ番号が必要となることから、入札書提出時に電子くじ番号を入力すること。また、紙入札方式による参加者は、「紙入札方式承諾願」に任意の電子くじ番号を記載して提出すること。
なお、評価値の最も高い者が紙入札方式による参加者のみであった場合は、都合により紙くじで実施する場合がある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合における落札者の決定方法
 - (a) 予決令第98条において準用する予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
 - (b) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
 - (c) 上記2) の「予決令第86条の調査」の内容については、近畿地方整備局のホームページに記載しているとおりとす。
http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/index.html
- 3) 調査基準価格又は品質確保基準価格を下回った価格で契約する場合は、業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。業務コスト調査に係る資料は、業務完了後90日以内に提出するものとし、提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、業務成績を最大10点減点し、さらに業務実績として認めない。

(2) 総合評価の方法

- 1) 評価値の算出方法
評価値の算出方法は以下のとおりとする。
評価値＝価格評価点＋技術評価点
- 2) 価格評価点の算出方法
価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）
価格評価点の配分点は入札説明書（個別事項）に記載する配分点とする。
- 3) 技術評価点の算出方法
技術提案書の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目ごと及び本業務の予定価格が500万円を超える場合には、④の評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。
なお、技術評価点の満点は60点とする。
 - ① 配置予定技術者の経験及び能力
 - ② 実施方針

③ 評価テーマに対する技術提案 ※

④ 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (①に係る評価点) + (技術提案評価点) × (④の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = (②に係る評価点) + (③に係る評価点)

※評価テーマの定めが無い場合、③に係る評価点はゼロとして算出。

4) 技術評価点を算出するための基準

技術提案の履行確実性の評価

- ・ 「技術提案の履行確実性」の内容については近畿地方整備局ホームページに記載しているとおおり。

http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/index.html

5) 履行確実性に関するヒアリング

技術提案の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

- ・ ヒアリングの日時、詳細な場所等については別途連絡する。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格で申し込みをした入札者のうち、調査基準価格又は品質確保基準価格以上の者については、参加表明書及び技術提案書の内容により、技術提案の確実な履行が確認できると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。
- ・ 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格又は品質確保基準価格に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、技術提案書のほか、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。
- ・ 追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記 10. (4)の開札の後、入札参加者あてに連絡する予定であり、連絡を受けた場合は期限までに追加資料を提出すること。なお、連絡日時と提出期限の予定は別表に記載のとおりである。
- ・ 提出を求めることとなる追加資料は、近畿地方整備局ホームページに記載しているとおおり。

http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/index.html

- ・ ヒアリングの出席者には、配置予定管理（主任）技術者を必ず含め、資料の説明が可能なる者をあわせ、最大で 3 名以内とする。

(3) 技術評価点を算出するための基準

技術資料の内容についての評価項目、判断基準並びに評価の配点は、入札説明書（個別事項）のとおりとし、以下について評価する。

1) 配置予定技術者の経験及び能力

2) 実施方針【様式-8、8-2】

なお、総合評価落札方式（業務能力評価型）の場合は、簡易な実施方針【様式-8】に読み替える

3) 評価テーマ【様式-9】（なお、該当の有無は入札説明書（個別事項）による）

(4) 担当技術者の評価

担当技術者は、次のとおり評価を行う。

- ・ 様式-2-2に記載された配置予定担当技術者 1 名のみについて評価を行う。
- ・ 設計共同体の場合は、様式-2-2に記載された構成員毎の担当技術者 1 名のみについてそれぞれ評価を行う。

(5) 技術提案書に基づく業務の実施

業務の実施に際しては、総合評価に関する事項の技術提案書に記載された内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

8. 技術提案書の提出等

(1) 作成方法

技術提案書の様式は、配布された様式を基に作成を行うものとする（様式の該当の有無及び詳細については入札説明書（個別事項）、別紙－4による）。ファイル形式等は、「参加表明書の作成及び記載上の留意事項」と同様とする。なお、入札説明書（個別事項）に指定の無い場合においては、カラーで作成しても良いものとする。

(2) 技術提案書の無効

入札説明書（共通事項）、入札説明書（個別事項）及び様式に示された条件に適合しない技術提案書又は、記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(3) 既存資料の閲覧

該当の有無及び資料について、入札説明書（個別事項）に定めがある場合、資料を閲覧することができる。

(4) 評価テーマ

該当の有無及びテーマについて、入札説明書（個別事項）に定めがある場合、定められた評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、入札説明書（個別事項）によるもののほか、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

(5) 提出期間、提出場所及び提出方法

技術提案書は、電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参または郵送等により提出する場合は、入札説明書（個別事項）に記載する受領期間において提出場所に提出するものとし、FAXによるものは受け付けない。なお、入札参加希望のない者は特に受付場所まで連絡する必要はない。

(6) 技術提案書の内容に関する留意事項

技術提案の提出する様式については以下に示すほか、様式の注意事項及び入札説明書（個別事項）に基づき作成すること。なお、該当する様式について不足等がある場合に不備となる場合があるので注意すること。

なお、様式については、近畿地方整備局HPに掲載（http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jiyougyouya/technical_information/consultant/ol9a8v000000q4dv.html）している。

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表・重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応 【様式－8、8－2】	<ul style="list-style-type: none"> 入札説明書（個別事項）に記載するもののほか以下による。 業務の実施方針、実施フローチャート、工程計画、重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応について簡潔に記載する。 A4判1枚に記載する。 <p>但し、重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応については、様式－8に様式－8－2を1枚追加してもよい。</p>
簡易な実施方針・工程表 【様式－8（簡易）】	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式（業務能力評価型）、（業務チャレンジ型）の場合に適用する。 業務の実施方針、工程計画について簡潔に記載する。 記載にあたり、成果品の品質確保、配置予定技術者の専門分野、過去に従事した業務等の実績を踏まえ記載する。 A4判1枚に記載する。
評価テーマに対する技術提案 【様式－9】	<ul style="list-style-type: none"> 評価テーマの有無は入札説明書（個別事項）に記載する。 入札説明書（個別事項）に記載する業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・実現性における類似実績の明示については、業務名及びその概要を記載するものとする。 ・その他留意事項は入札説明書（個別事項）に記載する。
--	---

9. 実施方針及び評価テーマに関するヒアリング

- (1) ヒアリングの詳細は入札説明書（個別事項）に記載する。

10. 入札方法及び入札・開札の日時並びに開札場所

(1) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合、入札書を持参することもできる（郵送等又はFAXによる提出は認めない）。

入札書を持参する場合の提出場所は、入札説明書（個別事項）に記載する。

(3) 入札書の締切日時は入札説明書（個別事項）に記載する。

(4) 開札日時は入札説明書（個別事項）に記載する。

(5) 開札場所は入札説明書（個別事項）に記載する。

11. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

12. 開 札

(1) 立ち会い

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

ただし、電子入札システムにより提出した場合は、立ち会い不要とする。

(2) 再度入札

第1回目の入札において落札者がいない場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札システムによる場合と紙による持参の場合が混在していることがあるため、発注者から指示する。

開札時間から30分後を目処に発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

(3) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじへ移行する。

(4) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13. 入札の無効

(1) 手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び別冊近畿地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(2) (分任) 支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時において上記3. に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

(3) 上記7. (2) 5) に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追加資料

の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

1 4. 参加表明書及び技術提案書の無効

- (1) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。
 - ・ 参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ・ 参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
 - ・ 他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
 - ・ 白紙である場合
 - ・ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ・ 発注者名に誤りがある場合
 - ・ 発注案件名に誤りがある場合
 - ・ 提出業者名に誤りがある場合
 - ・ その他未提出又は不備がある場合

1 5. 参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更

- (1) 参加表明書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (2) 落札者決定後、配置予定技術者の配置ができない場合、契約を結ばないことがある。
- (3) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、落札決定後の配置技術者の変更については、下記に該当する場合等やむを得ない場合に限り変更を認める。
 - ・ 病気により技術者としての職務が遂行できないと判断された場合
 - ・ 当該技術者が死亡した場合
 - ・ 当該技術者が退職した場合
 - ・ 当該技術者が出産、育児等をした場合
 - ・ 当該技術者が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
 - ・ 発注者の責により履行期間延期となった場合
 - ・ その他の理由による場合

技術者を変更する場合は、本業務の入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件を満足し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、変更後の技術者のテクリスへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。

1 6. 手続における交渉の有無 無

1 7. 契約書作成の要否

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

なお、別冊契約書案における第5条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、落札決定後に以下の手続を取るものとする。

- (1) 別冊契約書案第5条第3項及び第4項の使用を希望する落札者は、落札決定の日から2日以内（休日を除く。）にその旨を申し出なければならない。
- (2) (1)の申出があった場合、(分任)支出負担行為担当官は落札者が契約を確実に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。
- (3) 落札者は調査の実施に協力し、落札決定の日から5日以内（休日を除く。）に必要な書類を提出すること。
- (4) (2)の調査の結果、業務委託料債権がこの契約の履行以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、別添契約書案から第5条第3項及び第4項を削除して契約を

締結するものとする。

18. 支払条件

入札説明書（個別事項）による。

19. 火災保険付保の要否 否

20. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内（分任）支出負担行為担当官に対して、非落札理由について、次に従い説明を求めることができる。（様式自由）
- (2) 書面は持参または郵送等により提出するものとし、FAXによるものは受け付けない。
- (3) （分任）支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (4) 非落札理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、説明に係る書面を受け取った日から7日（休日を除く。）以内に書面により苦情を申し立てることができる。
- (5) 非落札理由の説明書請求の受付場所、受付時間は入札説明書（個別事項）による。

21. 苦情申し立て

入札説明書（個別事項）に記載するとおり苦情の申し立てを行うことができる。

22. 関連情報を入手するための照会窓口

入札説明書（個別事項）による。

23. 本業務を受注した場合の制限

本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）及び、本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当することをいう。

(1) 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。2)において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。2)において同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、1)については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- (c) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- (d) 組合の理事
- (e) その他業務を執行する者であつて、(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2.4. その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊近畿地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、別冊近畿地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- (4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非指名通知を受けた者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (5) 参加表明書、技術提案書及び履行確実性の審査のための追加資料の作成及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術評価点の算定以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 電子入札システムは休日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合及び稼動時間を延長する場合は、「国土交通省電子入札システムホームページ」「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先
国土交通省電子入札システムヘルプデスク 電話 03-3505-0514
国土交通省電子入札システムホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>
 - ・ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得しているICカードの認証機関
 - ・ 申請書類、入札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合の問い合わせ先
入札説明書（個別事項）による。
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以降の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。
- (10) 入札手続を開始する業務において、予決令第 8 5 条の基準を適用する場合の調査基準価格について
測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の調査基準価格は次のとおりとする。
ただし、引き渡ししが令和元年 9 月 30 日までの業務については、次の 1) から 5) 中「100 分の 110」は「100 分の 108」とし、次の 1) から 5) 中「110 分の 100」は「108 分の 100」とする。

1) 測量業務

直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額を予定価格で除して得た割合が10分の8.2を超える場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8.2を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とし、その割合が10分の6に満たない場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の6を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とする。

2) 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費の額、特別経費の額、技術経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額を予定価格で除して得た割合が10分の8を超える場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とし、その割合が10分の6に満たない場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の6を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とする。

3) 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費の額、直接経費（積上げ部分）の額、その他原価（直接経費（積上げ部分除く）及び間接原価）の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額を予定価格で除して得た割合が10分の8を超える場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とし、その割合が10分の6に満たない場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の6を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とする。

4) 地質調査業務

直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額を予定価格で除して得た割合が10分の8.5を超える場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8.5を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とし、その割合が3分の2に満たない場合は、予定価格の110分の100に相当する額に3分の2を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とする。

5) 補償関係コンサルタント業務

直接人件費の額、直接経費（積上げ部分）の額、その他原価（直接経費（積上げ部分除く）及び間接原価）の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額を予定価格で除して得た割合が10分の8を超える場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の8を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とし、その割合が10分の6に満たない場合は、予定価格の110分の100に相当する額に10分の6を乗じたうえで、100分の110を乗じた額とする。

(11) 品質確保基準価格について

予定価格が500万円を超え1000万円以下の業務について、品質確保基準価格を下回る価格で受注した場合は、予定価格が1000万円を超える業務において調査基準価格を下回る価格で受注した業務と同様の取り扱いとする。

ただし、「予決令第86条の調査」は対象外とする。

なお、品質確保基準価格は、つぎのとおりとし、業種区分については入札説明書（個別事項）による。

業 種 区 分	予定価格に対する割合
土木関係建設コンサルタント業務	75%
測量	78%
地質調査業務	82%
補償関係コンサルタント業務	79%

総合評価落札方式

入札説明書（個別事項）

近畿地方整備局 近畿技術事務所の路面下空洞探査業務に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、入札説明書（共通事項）（様式を含む）及びこの入札説明書（個別事項）によるものとする。

本業務は、電子契約システム対象案件である。

なお、本業務は入札手続きの合理化を図るため、入札契約手続きの一部の窓口について分任支出負担行為担当官とは異なる事務所にて集約化を行う「事務集中化の対象業務」です。

なお、入札説明書（共通事項）（様式及び質問様式を含む）については、近畿地方整備局HPに掲載（http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/consultant/ol9a8v000000q4dv.html）している。ただし、様式については本入札説明書（個別事項）に添付している様式によるものとする。

1. 契約担当官、業務の概要等

入札説明書（共通事項）1. ～ 3. に記載する詳細は次のとおりとする。

入札説明書 （共通事項）	項目	詳細内容
入札契約方式		簡易公募型総合評価落札方式（1：3）
試行対象		—
契約担当官等		分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 達家 養浩 〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11番1号
業務の概要	業務名	路面下空洞探査業務 （電子入札対象案件） （電子契約対象案件）
	履行期間	契約締結日の翌日から令和4年10月31日
	業務の目的	本業務は、近畿地方整備局が管理する道路の路面陥没・損傷を防止して道路構造の保全および安全で円滑な道路交通の確保を図ることを目的として、路面下空洞探査を実施する業務である。
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一次調査（道路調査車） ・一次調査（小型探査機） ・二次調査（小型探査機） ・二次調査（ボーリング調査） ・調査結果の解析
	評価テーマ	本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。 評価テーマ：近畿地方整備局管内において非破壊による空洞探査車両による路面下空洞探査の実施
	主たる部分	本業務における「主たる部分」は土木設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。
	成果物	成果物は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子媒体 3部

	担当部局	担当部局① 〒573-1191 大阪府枚方市新町2-2-10 近畿地方整備局 総務事務センター 大阪分室 電話072-843-6591 Mail: kkr-osaka-soumujimu@mlit.go.jp 担当部局② 〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11番1号 近畿地方整備局 総務課 電話072-856-1941 Mail: kkr-kyaku-kingi@mlit.go.jp
--	------	--

2. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

1) 基本的要件

項目	詳細内容
一般競争（指名競争）参加資格にかかると業種区分	近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格。 令和3年4月1日時点において、当該資格の認定を受けていること。
設計共同体の認定の有無	有 「競争参加者の資格に関する公示（設計共同体）」（令和2年12月1日付け近畿地方整備局長）に示すところにより、近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての認定を受けていること。

(2) 参加表明書の提出に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件

項目	詳細内容
同種又は類似業務等の実績	期間 平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）（令和2年度までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、令和2年度までに完了しなかった場合、当該業務は令和2年度までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。また、評価項目のうち、「同種・類似業務の成績」は、テクリス評点がない場合と同様の評価とする。）
	同種業務 地中レーダーを用いた路面下空洞調査業務
	類似業務 地中レーダーを用いた空洞調査業務
業務成績	期間 平成30年度・令和元年度に完了した業務
	業種区分 土木関係建設コンサルタント業務

2) 配置予定技術者に対する要件

項目		詳細内容	
配置予定管理技術者	資格等	<p>下記のいずれかの資格を有する者。</p> <p>[1] 技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目又は応用理学部門の選択科目（地質）に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。</p> <p>[2] 技術士（建設部門又は応用理学部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。</p> <p>[3] R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。</p> <p>[4] 土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者</p> <p>[5] 博士（専攻分野：工学）</p> <p>[6] 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（以下、「国土交通大臣認定者」という。）</p>	
	同種又は類似業務等の実績	期間	平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）（令和2年度までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、令和2年度までに完了しなかった場合、当該業務は令和2年度までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。また、評価項目のうち、「同種・類似業務の成績」は、テクリス評点がない場合と同様の評価とする。）
		同種業務	地中レーダーを用いた路面下空洞調査業務
		類似業務	地中レーダーを用いた空洞調査業務
		建設コンサルタント登録規程第3条の一に該当する部門	道路部門、地質部門又は土質及び基礎部門
		地質調査業者登録規程第3条の一に該当する技術管理者	該当無し
	手持ち業務量		入札説明書（共通事項）による。 指定日は、令和3年4月1日現在とする。
	業務成績	期間	平成28年度から令和元年度までに完了した業務
業種区分		土木関係建設コンサルタント業務	

配置予定担当技術者	要件の有無		有
	同種又は類似業務等の実績	期間	配置予定管理技術者に求める要件と同じとする。
		同種業務	
		類似業務	
マネジメントした実務経験			
業務成績	期間	配置予定管理技術者に求める要件と同じとする。	
	業種区分		
配置予定照査技術者	要件の有無		無

- (3) 入札参加者を指名するための基準
詳細は、別紙－1. による。

3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 作成方法

入札説明書（共通事項）に記載するものによるほか留意事項は以下のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
配置予定技術者の経歴等 配置予定管理技術者【様式－2－1】 配置予定担当技術者【様式－2－2】	・当該地域の業務実績について記載すること (令和2年度までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」に基づき一時中止等を行ったことにより、令和2年度までに完了しなかった場合、当該業務は令和2年度までに完了したものとし、実績として認める。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。)

4. 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

- 1) 入札説明書（共通事項）7. (2)2)に記載する価格評価点の配分点は20点とする。

(2) 技術評価点を算出するための基準

技術資料の内容についての評価項目、判断基準並びに評価の配点は、別紙－2による。
なお、「別紙－2②評価テーマに関する技術提案（発見技術・的中率）」は、公道上での空洞探査車両の走行による調査結果をもとに評価する。評価テーマの技術提案に関わる留意事項は、別添1のとおりとする。

5. 技術提案書の提出等

(1) 作成方法

入札説明書（共通事項）に記載するものによるほか以下のとおりとする。

既存資料の閲覧

技術提案書の作成に当たり、以下の資料を別紙－3に定める期間において閲覧することができる。

なお、閲覧を希望する場合は、事前に 11. に示す窓口に連絡するものとする。

・資料名：路面下空洞探査業務 報告書（令和元年度）

(2) 評価テーマ

上記 1. 業務内容に示した、評価テーマについて記載すること。探査車両による路面下空洞探査の調査結果の記載にあたっては、「様式－8」に空洞の可能性のある箇所の一覧を作成し、記載した空洞の可能性のある箇所 1 箇所につき A4 版 1 枚で「様式－9」を作成すること。

6. 支払条件

前払金 無

部分払 令和 3 年度 4 回 令和 4 年度 2 回

7. 苦情申し立て

(1) 入札説明書（共通事項）5. (3)及び20. (3)に不服がある者は、当該回答に係る書面を受け取った日から 7 日（休日を含まない）以内に、書面により近畿地方整備局長に対して苦情の申し立てを行うことができる。苦情申し立てについては、入札監視委員会にて審議を行う。

1) 苦情申し立ての受付窓口及び受付時間

2) 受付窓口

近畿地方整備局 主任監査官

〒540-8586 大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館

電話 06-6942-1141(代表)

3) 受付時間

休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

8. その他の留意事項

(1) 本業務は令和 3 年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により本業務を取りやめる場合がある

(2) 申請書類等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合の問い合わせ先は下記のとおりとする。

1) 申請書類に関する問合せ先 上記 1. の担当部局①

2) 入札等に関する問合せ先 上記 1. の担当部局②

(3) 品質確保基準価格について

入札説明書（共通事項）24. (11)に記載する品質確保基準価格の業種区分については土木関係建設コンサルタント業務とする。

(4) 見積りの徴取

本業務は、業務委託費算出の参考とするため、見積りの徴取を行う業務である。

見積り依頼があった場合には、見積りを提出すること。

なお、見積りが提出されない場合でも入札参加者の指名及び技術評価点の算出には影響しないが、別途、見積り提出の依頼を行う場合がある。

9. 入札説明書（共通事項）に記載する各期間

別紙－3のとおりとする。

10. 契約書の作成

(1) 本件は、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

(2) 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続を希望する者は、紙契約方式承諾願を提出しなければならない。

(3) 紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案によるものとし、記名押印のう

え、2通を分任支出負担行為担当官に提出すること。

1 1. 入札説明書（共通事項）に記載する窓口、各種書類等の受付（提出）場所、閲覧場所等

・書面又は紙による持参・郵送等による提出場所及び質問又は説明請求の受付場所	上記1. の担当部局①
・入札書の提出場所、問合せ先	上記1. の担当部局②
・質問に対する回答の閲覧場所	大阪府枚方市山田池北町11番1号 近畿地方整備局 近畿技術事務所 契約情報コーナー
・既存資料の閲覧をするための場所及び連絡先	大阪府枚方市山田池北町11番1号 近畿地方整備局 近畿技術事務所 総務課 TEL: 072-856-1941
開札場所	〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11番1号 近畿地方整備局 近畿技術事務所 近畿技術事務所 入札室

1 2. 入札説明書（共通事項）に対する修正事項について

入札説明書（共通事項）の下記条項については、下記内容のとおり修正するものとする。

・ 4. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項 （1）作成方法

(1) 作成方法

配布された様式を基に作成を行うものとする（様式の該当の有無及び詳細については入札説明書（個別事項）、別紙-4による）。電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- 1) 文字サイズは10ポイント以上とする。
- 2) 保存するファイル形式は、次のいずれかとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word2016 以下 (*.doc, *.docx)
Microsoft Excel	Excel2016 以下 (*.xls, *.xlsx)
その他アプリケーション	PDF ファイル (Acrobat で作成のもの) 画像ファイル (JPEG 形式又は GIF 形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- 3) 複数の申請書類は、3MB 以内で1つのファイル（圧縮ファイルでもよい。この場合、LZH 形式又は ZIP 形式のものに限る。）にまとめるものとする。契約書の写し等の添付書類については、スキャナーで読み込み本文に貼り付けるか、申請様式とともに1つの圧縮ファイルにまとめること。

圧縮してもファイル容量が3MB以内に納まらない場合は、申請書様式のみ電子入札システムで提出し、その他の添付資料については、紙又は電子媒体（CD-R、DVD-Rのいずれか）により「持参」または、「郵送等」により提出すること。なお、FAXは受け付けない。

持参または郵送等による場合は、持参または郵送等による資料の種類を記載した

書類（様式自由）を電子入札システムで提出すること。

- 4) 参加表明書表紙の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので、不要である。
- 5) 参加表明書は、印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、印刷は白黒で行う。

・ 7. 総合評価に関する事項 (2) 3) 技術評価点の算出方法

3) 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記①、②の評価項目ごと及び本業務の予定価格が500万円を超える場合には、③の評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。

- ① 配置予定技術者の経験及び能力
- ② 評価テーマに対する技術提案
- ③ 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (①に係る評価点) + (技術提案評価点) × (③の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 (②に係る評価点) = (発見技術) + (的中率)

・ 7. 総合評価に関する事項 (3) 技術評価点を算出するための基準

(3) 技術評価点を算出するための基準

技術資料の内容についての評価項目、判断基準並びに評価の配点は、入札説明書（個別事項）のとおりとし、以下について評価する。

- 1) 配置予定技術者の経験及び能力
- 2) 評価テーマ【様式-8、9】

・ 「7. 総合評価に関する事項 (5) 技術提案書に基づく業務の実施」については、削除するものとする。

・ 8. 技術提案書の提出等 (4) 評価テーマ

(4) 評価テーマ

該当の有無及びテーマについて、入札説明書（個別事項）に定めがある場合、定められた評価テーマについて記載すること。その記載にあたっては、入札説明書（個別事項）によるものとする。

・ 「8. 技術提案書の提出等 (6) 技術提案書の内容に関する留意事項」については、削除するものとする。

・ 「9. 実施方針及び評価テーマに関するヒアリング」については、削除するものとする。

・ 12. 開札 (3)

(3) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、評価テーマ（発見技術・的中率）の点数の高い者を落札者とする。評価値と評価テーマ（発見技術・的中率）の点数も同点の者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

・ 24. その他の留意事項 (6)

(6) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術評価点の算定以外に提出者に無断で使用しない。

ただし、提出された技術提案書等の空洞情報は、空洞調査データベースの登録に使用するものとする。

入札参加者を指名するための基準

①参加表明者(企業)の評価

評価項目				評価の着目点	評価点	配点	
				判断基準			
参加表明者へ企業Vの経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等【様式-5】	下記の順位で評価する。 なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。	5	5
					① 当該業務に関する部門の登録（建設コンサルタント登録の道路部門、地質部門又は土質及び基礎部門）が有る者、又は、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。	5	
					② 上記以外	0	
参加表明者へ企業Vの経験及び能力	専門技術力	成果の確実性	同種又は類似業務等の実績の内容【様式-5、6】	下記で評価する。 なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。	① 平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）で同種業務の実績が2件以上ある。	10	10
					② 平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）で同種業務の実績がある。	5	
					③ 平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）で類似業務の実績がある。	0	
					なお、同種又は類似業務等の実績がない場合は指名しない。	指名しない	
成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	平成30・令和元年度に完了した業務の成績	国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注の平成30・令和元年度に完了した土木関係建設コンサルタント業務のテクリス評点の平均を下記の順位で評価する。 なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を下記の順位で各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。	① 84点以上	20	20
					② 82点以上84点未満	17.5	
					③ 80点以上82点未満	12.5	
					④ 78点以上80点未満	10	
					⑤ 76点以上78点未満	7.5	
					⑥ 74点以上76点未満	2.5	
					⑦ 60点以上74点未満	0	
					⑧ 60点未満	指名しない	
					なお、平成30・令和元年度の100万円以上の国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合は近畿地方整備局における平成30・令和元年度業務成績評定の土木関係建設コンサルタント業務の平均値の評価の1ランク下の評価とする。		

		平成30・令和元年度に完了した業務の表彰の有無【様式-5】	近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の平成30・令和元年度に完了した土木関係建設コンサルタント業務の優良工事等施工者(建設コンサルタント等)表彰の経験について、下記の順位で評価する。各地方整備局等に共通する業務を代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。 なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。	5
			① 局長表彰の実績あり又は平成30・令和元年度に完了した業務で両年度に部長・事務所長表彰の実績あり	5
			② 部長・事務所長表彰の実績あり	3
			③ 表彰の実績なし	0
小計				40

②配置予定技術者の評価

評価項目				評価の着目点	評価点	配点
	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	判断基準		
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容【様式-2-1】	下記の順位で評価する。		5
				① ・技術士(総合技術監理部門:建設部門の選択科目又は応用理学部門の選択科目(地質)に限る) ・技術士(建設部門又は応用理学部門(地質)に限る) ・博士(専攻分野:工学)	5	
② ・RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) ・土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者 ・国土交通大臣認定者	0					
				③ 上記以外の場合は指名しない。	指名しない	
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容【様式-2-1】	下記の順位で評価する。(再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。) また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。		10
				① 平成23年度以降に完了した業務(令和2年度完了見込みを含む)において同種業務の実績又は同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験(※)のうち、いずれか2件以上ある。	10	
				② 平成23年度以降に完了した業務(令和2年度完了見込みを含む)において同種業務の実績又は同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験(※)がある。	5	
				③ 平成23年度以降に完了した業務(令和2年度完了見込みを含む)において類似業務の実績又は類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験(※)がある。	0	
				なお、同種又は類似業務等の実績がない場合は指名しない。	指名しない	

情報 収集 力	地域 精 通 度	平成23年度以降 に完了した業務 (令和2年度完了 見込みを含む)に おける当該事務 所、周辺での業務 実績の有無 【様式-2-1】	下記の順位で評価する。(再委託による業 務及び照査技術者の実績は認めない。)ま た、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長 期休暇期間に相当する期間を加えることが できる。	5
			① 近畿地方整備局管内(福井県、滋賀県、京都 府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)で の同種又は類似業務実績あり。	5
			② 上記に該当しない場合	0
成 績 ・ 表 彰	専 門 技 術 力	平成28・29・30・ 令和元年度に完了 した国土交通省等 発注業務の業務成 績	国土交通省(港湾空港関係を除く)発注及 び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空 港関係を除く)発注の平成28年度から令和元 年度までに完了した土木関係建設コンサル タント業務のテクリス評点の平均を下記の順 位で評価する。 また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、 長期休暇期間に相当する期間を加えることが できる。	15
			① 84点以上	15
			② 82点以上84点未満	13
			③ 80点以上82点未満	9.5
			④ 78点以上80点未満	7.5
			⑤ 76点以上78点未満	5.5
			⑥ 74点以上76点未満	2
			⑦ 60点以上74点未満	0
			⑧ 60点未満	指名し ない
			なお、平成28年度から令和元年度までに完 了した100万円以上の国土交通省(港湾空港関 係を除く)発注及び内閣府沖縄総合事務局開 発建設部(港湾空港関係を除く)発注業務の 業務実績がないため、業務成績を評価できな い場合は、近畿地方整備局における平成30・ 令和元年度業務成績評定の土木関係建設コン サルタント業務の平均値の評価の1ランク下 の評価とする。	
			同種・類似業務の 成績 【様式-2-1】	国土交通省(港湾空港関係を除く)発注及 び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空 港関係を除く)発注の平成23年度以降公示日 までに完了した同種又は類似業務のテクリス 評点を下記の順位で評価する。(再委託によ る業務及び照査技術者の実績は認めない)ま た、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長 期休暇期間に相当する期間を加えることが できる。
① 84点以上	20			
② 82点以上84点未満	17.5			
③ 80点以上82点未満	12.5			
④ 78点以上80点未満	10			
⑤ 76点以上78点未満	7.5			
⑥ 74点以上76点未満	2.5			
⑦ 60点以上74点未満	0			
⑧ 60点未満	指名し ない			

				評価は、提案のあった2件について、各々のテクリス評点で評価点を算出し、その平均で評価を行う。なお、同種と類似業務による区別は行わない。 提出された同種・類似業務にテクリス評点がないため、業務成績を評価できない場合は、近畿地方整備局における平成30・令和元年度業務成績評定の土木関係建設コンサルタント業務の平均値の評価の1ランク下の評価とする。また、2件目の提出が無い場合、2件目の評価点は0とする。		
			平成28・29・30・令和元年度に完了した業務の技術者表彰等の有無 【様式-2-1】	近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の平成28年度から令和元年度までに完了した土木関係建設コンサルタント業務の優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者(建設コンサルタント等)表彰の経験について、下記の順位で評価する。(照査技術者の実績は認めない。) 各地方整備局等に共通する業務を代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。		5
				① 局長表彰の実績あり又は平成28年度から令和元年度までに完了した業務のうち年度の異なる2ヶ年に部長・事務所長表彰の実績あり	5	
				② 部長・事務所長表彰の実績あり	3	
				③ 表彰の実績なし	0	
	資格・実績等	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)	入札説明書(共通事項)3.(2)2)の配置予定管理技術者の手持ち業務を満たしていない場合は指名しない。	数値化しない	—
	配置予定担当技術者の経験及び能力	専門技術力	業務執行技術力	同種又は類似業務等の実績の内容	入札説明書(共通事項)3.(2)2)の同種又は類似業務等の実績を満たしていない場合は指名しない。	数値化しない
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	平成28・29・30・令和元年度に完了した国土交通省等発注業務の業務成績	入札説明書(共通事項)3.(2)2)の業務成績を満たさない場合は指名しない。	数値化しない
小計						60

③業務実施体制

評価項目	評価の着目点		配点
	判断基準		
業務実施体制	業務実施体制の妥当性 【様式-4】	下記項目に該当する場合には指名しない。 ・ 主たる部分が再委託予定となっている	—

合計	100
----	-----

(※)マネジメントした実務経験とは、入札説明書(共通事項)3.(2)2)(a)ロ[2]に掲げるいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

技術評価点を算出するための基準

①配置予定技術者の経験及び能力

評価項目		評価の着目点			評価点	配点		
資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格	判断基準				
				配置予定技術者の経験及び能力			技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。
①	・技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目又は応用理学部門の選択科目（地質）に限る） ・技術士（建設部門又は応用理学部門（地質）に限る） ・博士（専攻分野：工学）	4						
					②	・RCCM（技術士部門と同様の部門に限る） ・土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者 ・国土交通大臣認定者	2	
専門技術力	業務執行技術力	同種又は類似業務等の実績の内容 【様式-2-1、2-2、3】	下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。） また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。			6		
			①		平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）において同種業務の実績又は同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験（※）のうち、いずれか2件以上ある。		6	
			②		平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）において同種業務の実績又は同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験（※）がある。		3	
			③		平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）において類似業務の実績又は類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験（※）がある。		1.5	
担当技術者	専門技術力	業務執行技術力	同種又は類似業務等の実績の内容 【様式-2-1、2-2、3】		下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。） また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。 なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。		4	
					①	平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）において同種業務の実績又は同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験（※）のうち、いずれか2件以上ある。		4
					②	平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）において同種業務の実績又は同種業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験（※）がある。		2
				③	平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）において類似業務の実績又は類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験（※）がある。	1		
				④	同種又は類似業務等の実績がない場合	0		

管理技術者	情報収集力	地域精通度	平成23年度以降に完了した業務（令和2年度完了見込みを含む）における当該事務所、周辺での業務実績の有無【様式-2-1、2-2】	下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。） また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。	4
			① 近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）での同種又は類似業務実績あり。	4	
			② 上記に該当しない場合	0	
			担当技術者	下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。） また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。 なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。	2
① 近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）での同種又は類似業務実績あり。	2				
② 上記に該当しない場合	0				
成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注の平成28年度から令和元年度までに完了した土木関係建設コンサルタント業務のテクリス評点の平均を下記の順位で評価する。 また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。	16
				① 84点以上	16
				② 82点以上84点未満	14
				③ 80点以上82点未満	10
				④ 78点以上80点未満	8
				⑤ 76点以上78点未満	6
				⑥ 74点以上76点未満	2
				⑦ 60点以上74点未満	0
				なお、平成28年度から令和元年度までに完了した100万円以上の国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合は、近畿地方整備局における平成30・令和元年度業務成績評定の土木関係建設コンサルタント業務の平均値の評価の1ランク下の評価とする。	
				国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注の平成28年度から令和元年度までに完了した土木関係建設コンサルタント業務のテクリス評点の平均を下記の順位で評価する。 なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を下記の順位で各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。	8
				① 84点以上	8
② 82点以上84点未満	7				
③ 80点以上82点未満	5				
④ 78点以上80点未満	4				
⑤ 76点以上78点未満	3				
⑥ 74点以上76点未満	1				
⑦ 60点以上74点未満	0				
担当技術者					

			<p>なお、平成28年度から令和元年度までに完了した100万円以上の国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合は、近畿地方整備局における平成30・令和元年度業務成績評定の土木関係建設コンサルタント業務の平均値の評価の1ランク下の評価とする。</p>	
	管理技術者	平成28・29・30・令和元年度に完了した業務の技術者表彰等の有無 【様式-2-1、2-2】	<p>近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の平成28年度から令和元年度までに完了した土木関係建設コンサルタント業務の優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者(建設コンサルタント等)表彰の経験について、下記の順位で評価する。(照査技術者の実績は認めない。)</p> <p>各地方整備局等に共通する業務を代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。</p>	4
			① 局長表彰の実績あり又は平成28年度から令和元年度年度までに完了した業務のうち年度の異なる2ヶ年に部長・事務所長表彰の実績あり	4
			② 部長・事務所長表彰の実績あり	2
			③ 上記に該当しない場合	0
	担当技術者		<p>近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の平成28年度から令和元年度までに完了した土木関係建設コンサルタント業務の優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者(建設コンサルタント等)表彰の経験について、下記の順位で評価する。(照査技術者の実績は認めない。)</p> <p>各地方整備局等に共通する業務を代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。</p> <p>なお、設計共同体の場合は構成員の評価点を各々で算出し、平均したものを設計共同体の評価点とする。</p>	2
			① 局長表彰の実績あり又は平成28年度から令和元年度年度までに完了した業務のうち年度の異なる2ヶ年に部長・事務所長表彰の実績あり	2
			② 部長・事務所長表彰の実績あり	1
			③ 上記に該当しない場合	0
小計				50

②評価テーマ【様式-8、8-2】

評価項目	評価の着目点		配点
	評価項目		
評価テーマに関する技術提案	発見技術	<p>・調査対象路線内の空洞調査において発見した空洞の個数により点数を計算し、空洞を発見する総合的な技術力を100点満点で評価する。 評価点=100×(各参加者の空洞発見個数/探査車両での調査により発見された全空洞個数)</p> <p>※各参加者の空洞発見個数とは、各参加者が探査車両による非破壊探査を実施し、作成した空洞調査調書から空洞の可能性があるとされた個数のうち、ボーリング調査(スコープ調査)の結果により空洞と確認された個数をいう。</p> <p>※探査車両での調査により発見された全空洞個数とは、空洞と確認された全参加者の空洞の総数をいい、複数の参加者が同じ箇所を空洞と確認された場合は、その空洞は1個とカウントする。</p> <p>※空洞発見箇所数の評価点数は、既知空洞は0.5個、新規空洞は1個と評価する。</p> <p>※発見された空洞の深度が1.5mより深い場合は、カウントしない。</p> <p>※発見された空洞が厚さ10cm未満の場合は、カウントしない。</p> <p>※評価点の算出は、有効桁数を小数点第2位までとし、小数点第3位を四捨五入する。</p>	最大 100
	的中率	<p>・道路上において空洞内部状況確認調査(ボーリング調査(スコープ調査))を行った箇所のうち、実際に空洞であった数の割合(的中率)により測定した信号データの解析力を50点満点で評価する。 評価点=50×(各参加者の空洞発見個数/各参加者の探査車両による非破壊調査による異常信号個数)</p> <p>※(各参加者の空洞発見個数/各参加者の探査車両による非破壊調査による異常信号個数)が0.5未満(評価点が25点未満)の技術提案書提出者は、契約の相手方として特定しない。</p> <p>※空洞発見箇所数の評価点数は、既知空洞は0.5個、新規空洞は1個と評価する。</p> <p>※発見された空洞の深度が1.5mより深い場合は、カウントしない。</p> <p>※発見された空洞が厚さ10cm未満の場合は、カウントしない。</p> <p>※的中率の算出は、有効桁数を小数点第2位までとし、小数点第3位を四捨五入する。</p>	最大 50
			150
合計			200

※の評価方法は5段階評価とし、付与する配点は、評価に応じた割合(100%・80%・60%・40%・0%)を配点に乗じた値とする。

(※)マネジメントした実務経験とは、入札説明書(共通事項)3.(2)2(a)ロ[2]または、(2)2(b)に掲げるいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

簡易公募型競争入札方式(総合評価落札方式)
路面下空洞探査業務

手続き開始の公示	令和3年2月12日(金)		
参加表明書に関する質問の受付期間	電子入札システムによる受付期間	令和3年2月12日(金)から9時00分	令和3年2月16日(火)までの休日を除く毎日、18時00分まで ただし最終日は正午まで
	紙入札方式による受付期間	令和3年2月12日(金)から9時00分	令和3年2月16日(火)までの休日を除く毎日、16時00分まで ただし最終日は正午まで
参加表明書に関する質問の回答の閲覧期間	電子入札システムによる場合	令和3年2月18日(木)から9時00分	令和3年2月22日(月)までの休日を除く毎日、18時00分まで
	書面による場合	令和3年2月18日(木)から9時00分	令和3年2月22日(月)までの休日を除く毎日、16時00分まで
参加表明書の提出期限	電子入札システムによる提出期間	令和3年2月12日(金)から9時00分	令和3年2月22日(月)までの休日を除く毎日、18時00分まで ただし最終日は正午まで
	紙入札方式による受付期間	令和3年2月12日(金)から9時00分	令和3年2月22日(月)までの休日を除く毎日、16時00分まで ただし最終日は正午まで
指名通知の予定日	令和3年3月4日(木)		
非指名理由の説明請求	電子入札システムによる場合	受付時間	通知をした日の翌日から5日(休日を除く)まで 9時00分 から 17時00分 まで
	書面による場合	受付時間	9時00分 から 17時00分 まで
技術提案書に関する質問の受付期間	電子入札システムによる受付期間	令和3年2月12日(金)から9時00分	令和3年3月17日(水)までの休日を除く毎日、16時00分まで ただし最終日は正午まで
	紙入札方式による受付期間	令和3年2月12日(金)から9時00分	令和3年3月17日(水)までの休日を除く毎日、16時00分まで ただし最終日は正午まで
既存資料の閲覧期間 令和3年3月4日(木)から 令和3年3月26日(金)までの 休日を除く毎日	電子入札システムによる場合	令和3年3月24日(水)から9時00分	令和3年3月29日(月)までの休日を除く毎日、18時00分まで
	書面による場合	令和3年3月24日(水)から9時00分	令和3年3月29日(月)までの休日を除く毎日、16時00分まで
技術提案書の提出期限	電子入札システムによる提出期間	令和3年3月5日(金)から9時00分	令和3年3月29日(月)までの休日を除く毎日、18時00分まで ただし最終日は正午まで
	持参、郵送等による場合	令和3年3月5日(金)から9時00分	令和3年3月29日(月)までの休日を除く毎日、16時00分まで ただし最終日は正午まで
ポーリング調査及びスコープ調査の実施予定期間	令和3年4月12日(月)から 令和3年4月30日(金)の間に実施する。		
入札締切日時	電子入札システムによる場合の締切	令和3年5月20日(木)	正午
	紙により持参する場合の受領期限	令和3年5月20日(木)	正午
開札日時	令和3年5月21日(金) 10時00分		
履行確実性に関するヒアリング	追加資料を提出すべき旨の連絡予定日時	開札後、 令和3年5月26日(水) 16時00分までに連絡する。	
	追加資料の提出期限(予定)	令和3年5月31日(月)	正午まで
落札者の決定通知	非落札理由の説明請求	電子入札システムによる場合	通知をした日の翌日から5日(休日を除く)まで 受付時間 9時00分 から 17時00分 まで
		書面による場合	受付時間 9時00分 から 17時00分 まで
履行開始予定時期※	令和3年6月上旬		

注) 休日とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日のことをいう。

※ 履行開始予定時期は調査基準価格に満たない者の履行確実性の審査に要する期間を含んでいない場合を想定しており、技術提案作成の目安としている。このため、契約上の着手時期を指定しているものではない。また技術提案提出期限日以降の手続きに変更が生じた場合であっても通知等は行わない。

注) 郵送等による提出の場合においては、期限日必着分までを有効とし、時間については問わない。

提出様式該当一覧

種類	様式No	概要	提出対象
参加表明書の様式	様式-1	参加表明書	○
	様式-1-2	参加を希望する業務等一覧	-
	様式-2-1	配置予定管理技術者の経歴等	○
	様式-2-1(2)	配置予定管理補助技術者の経歴等	-
	様式-2-2	配置予定担当技術者の経歴等	○
	様式-2-3	配置予定照査技術者の経歴等 の経歴等	-
	様式-3	配置予定技術者(管理技術者・管理補助技術者・担当技術者)の過去10ヶ年における同種又は類似業務実績等	○
	様式-4	業務実施体制	○
	様式-5	企業の実績等	○
技術提案書の様式	様式-6	企業の過去10ヶ年における同種又は類似業務実績等	○
	様式-7	技術提案書	○
	様式-7-2	技術提案提出一覧	-
	様式-8	評価テーマに対する技術提案 (探査車両による空洞の可能性のある箇所(異常信号)の調査結果一覧)	○
様式-9	評価テーマに対する技術提案 (異常信号箇所調査)	○	

評価テーマの技術提案の評価に関わる留意事項

1. 空洞調査対象路線は、本業務（路面下空洞探査業務）で実施する調査予定範囲のうちから設定する予定であり、測線長（＝路線延長×車線数）約4kmとする。調査区間および調査区間の埋設物に関する情報（占用台帳等）は、技術提案書等の提出者としての選定結果と併せて通知する。
2. 探査車両による空洞調査は、指名・非指名の通知後、探査車両による技術提案書（調査結果）の提出期限である令和3年3月29日（月）までにすべて実施すること。なお、技術提案書作成（探査車両による空洞調査）時においては、ハンディ調査の実施を行ってはならないものとする。また、ハンディ調査の実施が判明した場合は、契約の相手方として特定しないものとする。
3. 探査車両による非破壊調査は、令和3年3月29日（月）までに実施し、技術提案書（調査結果）を提出すること。なお、探査車両による空洞調査結果（技術提案書）提出後の調査結果の追加・変更は認めない。
4. ボーリング調査及びスコープ調査は、令和3年4月12日（月）から令和3年4月30日（金）の間の夜間（22:00～6:00）で実施予定とするが詳細な実施日時等については、技術提案書等の提出後に発注者より通知するものとする。
5. ボーリング調査及びスコープ調査の実施にあたっては、調査予定日等を決めるための事前説明を電子メールにて行う。
6. 評価項目「発見技術」及び「的中率」を評価するためのボーリング調査及びスコープ調査は、各社個別に行い、発注者が立ち会うものとする。ボーリング調査及びスコープ調査は、各社が申告した箇所を申告した者が行うものとする。なお、ボーリング調査実施に伴う集合場所等は別途技術提案書等の提出者に通知する。
7. ボーリング調査及びスコープ調査を行う際に必要となる交通規制については、発注者が実施するものとする。
8. ボーリング調査及びスコープ調査を行う際に必要となる調査区間内の埋設物の管理者（占有者等）との協議については、技術提案書等の提出者が実施するものとする。
9. 本業務手続きにおいて対象とする『空洞』とは、深度が1.5m以内にあり、厚さが0.1m以上のものを対象とし、縦横の広がりは問わない。ただし、縦横の大きさがボーリング径より小さいものは対象外とする。なお、複数者による同一箇所の申告か否かを確認するため、様式—9には縦横の大きさを記入することとし、同一箇所の申告か否かの判断は発注者が行う。（近接した空洞同士（ボーリング中心位置間）の離隔が1.0～1.5m程度である場合は、全参加者事業者の空洞の総数の集計においては、1個の空洞として取り扱う。）
10. 空洞が近接して存在する可能性があるとして申告した場合は、近接した箇所が同一でないことを明らかにすることを発注者が求める場合がある。

11. 空洞の広がり調査が調査区間外にまたがる空洞については、ボーリング及びスコープ調査箇所が調査範囲外となっても評価の対象として扱うものとする。ただし、そのボーリング及びスコープ調査箇所が調査区間内の空洞からの広がり内であることを明らかにすることを発注者が求める場合がある。
12. 各社が実施したボーリング調査及びスコープ調査の空洞の判定結果について、後日技術提案書等の提出者と発注者で相互の確認を行う。
13. スコープ調査を実施した場合は、画像結果を発注者に提出するものとする。
14. 参加表明書、技術提案書等及びその他必要書類の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。
15. ボーリング調査及びスコープ調査（調査実施に必要な器具（照明等）類（交通規制に必要なものは除く）含む）に要する費用は、技術提案書等の提出者の負担とする。
16. 技術提案に関連して取得した情報等については、発注者に帰属するものとする。
17. 参加表明者が1社の場合でも特定テーマによる実測評価を行うが、評価項目「的中率」が50%に満たない（25点未満）技術提案書等提出者は、契約の相手方として特定しない。
18. ボーリング調査及びスコープ調査実施時に地下埋設物等の発見があった場合、発注者に報告するものとし、調査継続するか否かの判断は発注者の指示に従うものとする。なお、継続不可能となった場合は、今回の評価対象箇所から削除し、評価対象外とする。上記報告を怠って地下埋設物等を損傷させた場合は、該当する技術提案書等の提出者が、その損傷により発生した損害を補償しなければならない。
19. 空洞調査の実施において、第三者に損害を及ぼした場合は、該当する技術提案書等提出者がその損害を補償しなければならない。
20. 空洞調査にあたっては、周辺の交通状況や歩行者等に影響や危険が及ばないように、安全管理上等の十分配慮するものとする。

令和3年3月4日

路面下空洞探査業務 競争参加者 様

分任支出負担行為担当官
近畿地方整備局
近畿技術事務所長

「路面下空洞探査業務」技術提案を求める評価テーマに係る調査区間について（通知）

令和3年3月4日付けで選定通知を行いました「路面下空洞探査業務（令和3年2月12日付け公示）」における技術提案を求める評価テーマに係る調査区間について、「入札説明書（個別事項）別添1 第1項」に基づき下記のとおり通知します。

記

1. 調査区間

○区間長 0.9 km

○測線長 3.6 km

○区間

国道1号

・539.100kp ~ 540.000kp（上下線）

（大阪市）

2. 添付資料

①調査区間の道路附図

②調査区間の埋設物に関する情報（占用台帳など）

（埋設物情報に関しては添付資料を参考として、各占用企業者に確認を行うこと）

③過年度に確認された異常信号箇所の調査記録データ等

3. その他

- 提出される技術提案書（調査結果）のボーリング及びスコープ調査の実施希望日について、3案程度作成し、下記のとおり提出してください。

提出期限：令和3年3月31日（水） 正午まで

提出方法：メール

提出先：[\[redacted\]@mlit.go.jp](mailto: [redacted]@mlit.go.jp)

（近畿技術事務所 [redacted]）

[\[redacted\]@mlit.go.jp](mailto: [redacted]@mlit.go.jp)

（近畿技術事務所 施工調査・技術活用課 [redacted]）

[\[redacted\]@mlit.go.jp](mailto: [redacted]@mlit.go.jp)

（近畿技術事務所 施工調査・技術活用課 [redacted]）

※ボーリング及びスコープ調査の実施時間帯（規制準備、撤去時間含む）は、夜間（10:00～5:00）を想定してください。

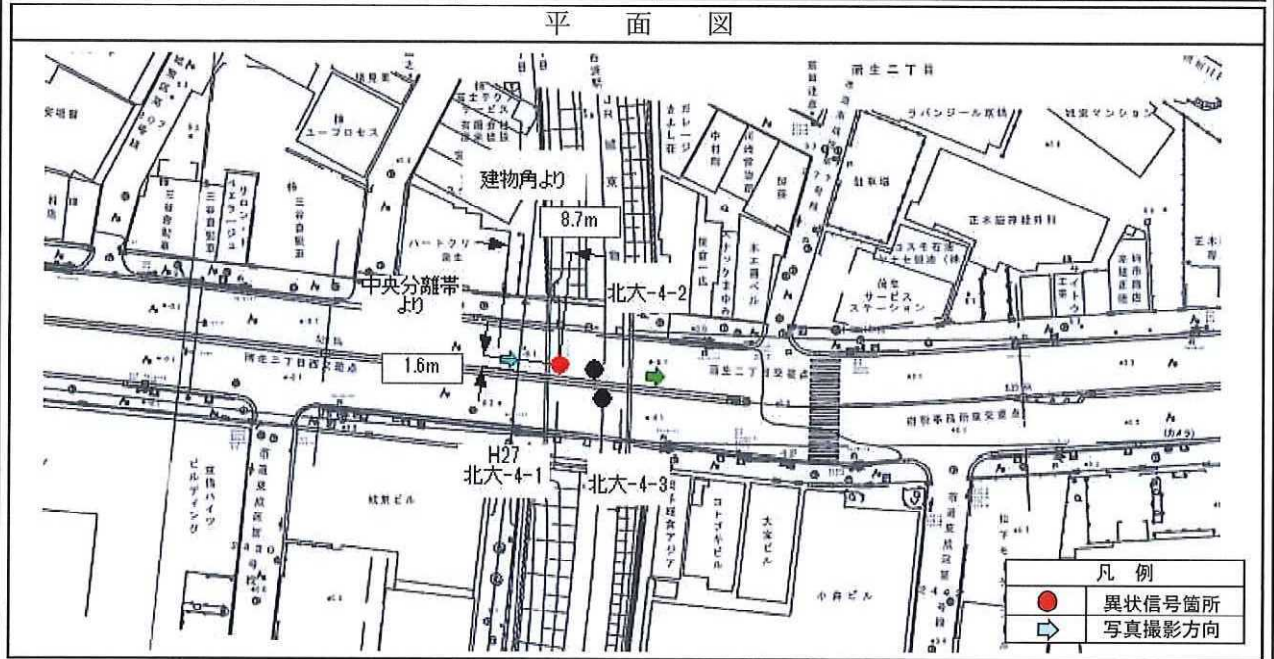
番号	対応区分	事務所	出張所	路線名	上下方向	KP	歩車道	車線	地先名	調査年度	概略深度(m)	概略縦断(m)	概略横断(m)	対応	調査最終判定	発生深度(m)	厚さ(m)	縦断(m)	横断(m)	
①	経過観察	大阪国道事務所	北大阪 維持出張所	国道1号	下り	539.533	車道	第2車線目	大阪市城東区蒲生3丁目	H27	0.5	1.2	0.8	経過観察	空洞の可能性あり					
②	経過観察				下り	539.539	車道	第2車線目	大阪市城東区蒲生2丁目	H27	0.4	1.2	1.1	経過観察	空洞の可能性あり					
③	経過観察				上り	539.540	車道	第2車線目	大阪市城東区蒲生2丁目	H27	0.3	1.0	1.0	経過観察	空洞の可能性あり					
④	経過観察				下り	539.800	車道	第2車線目	大阪市城東区蒲生1丁目	H30	0.8	7.8	0.8	経過観察	空洞の可能性あり					
⑤	経過観察				下り	539.809	車道	第2車線目	大阪市城東区蒲生1丁目	H30	1.0	12.6	0.9	経過観察	空洞の可能性あり					

コンベエ実施区間：R1 539.1～540.0 KP (区間長：0.9 km、測線長：3.6 km)
過去異常信号：5箇所

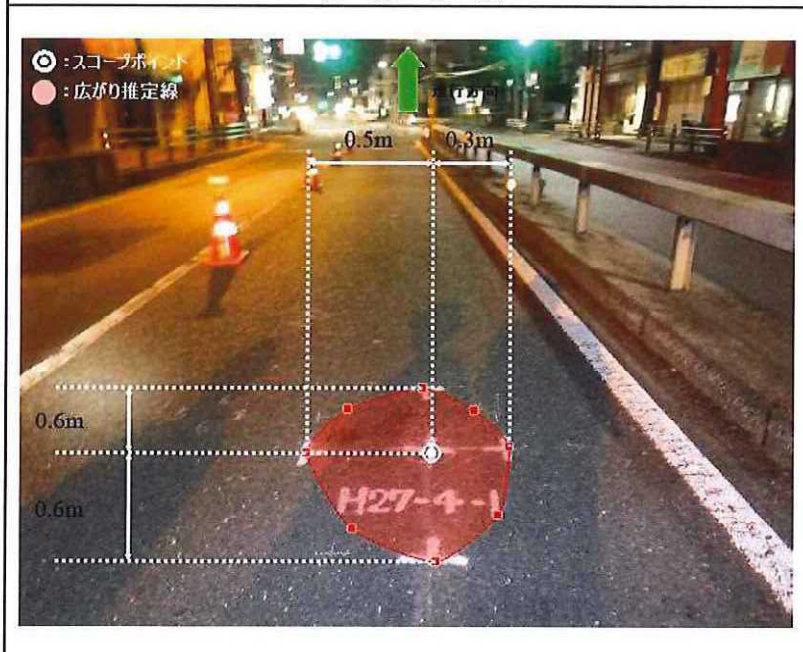
※調査実施後、補修されたかどうかは明示しない。

調査記録データ					整理番号		
事務所	大阪国道事務所 北大阪維持出張所		地先名	大阪市城東区蒲生2丁目			
路線名	国道1号	上下	下り	KP (台帳)	539K533	探査距離	666m
一次調査	平成27年6月21日	判定	異状あり	車線	路肩より第2車線目		
二次調査	平成27年11月19日	判定	空洞	位置	中央		
陥没危険度	C			異状箇所No.	H27北大-4-1		
周辺埋設物	上水道	下水道	電気	ガス	NTT	情報BOX・CAB	
	○	-	-	-	-	-	

空洞規模						
縦 (進行方向)	横 (横断方向)	厚さ	深さ	面積	体積	
1.2m	0.8m	0.07m	0.73m	0.96 ²	0.070 ³	



状況写真



ドロースコップ撮影記録

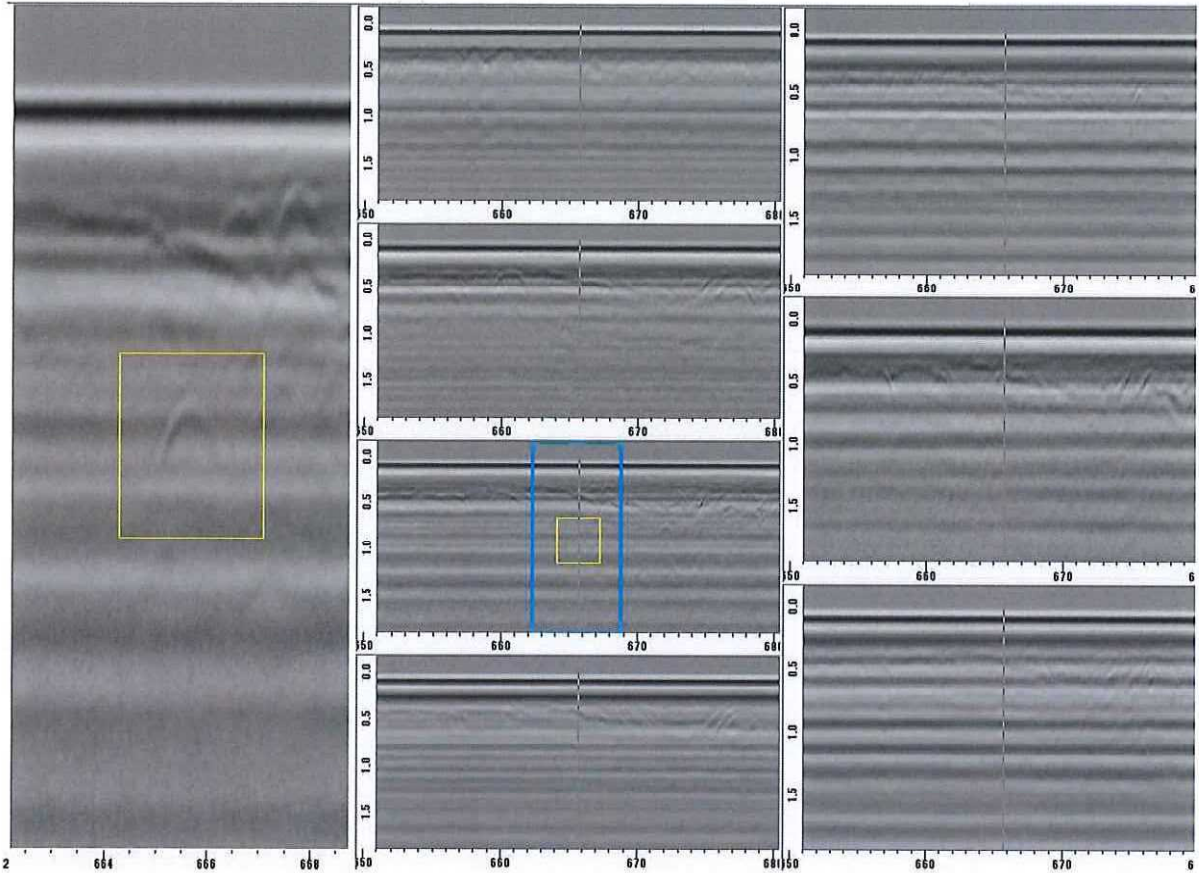
ドロースコップ撮影記録			
貫入箇所No. H27 北大-4-1	撮影深度0.00~0.80(m)	構成/層厚(m)	深 度(m)
	10	アスコン 0.29	0.29
	20		
	30	砕石 0.14	0.43
	40		
	50	砂 0.30	0.73
60			
70	空洞 0.07	0.80	
80			

特記事項 城東共同溝区間のため先行調査
 空洞下部に滞水あり
 周辺埋設物あり

調査記録データ

異状箇所No. H27北大-4-1

一次調査画像



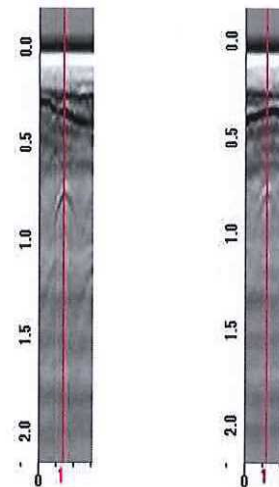
FileNo.GS4096-H27北大-4-D5_0115_3

ポジショニング写真



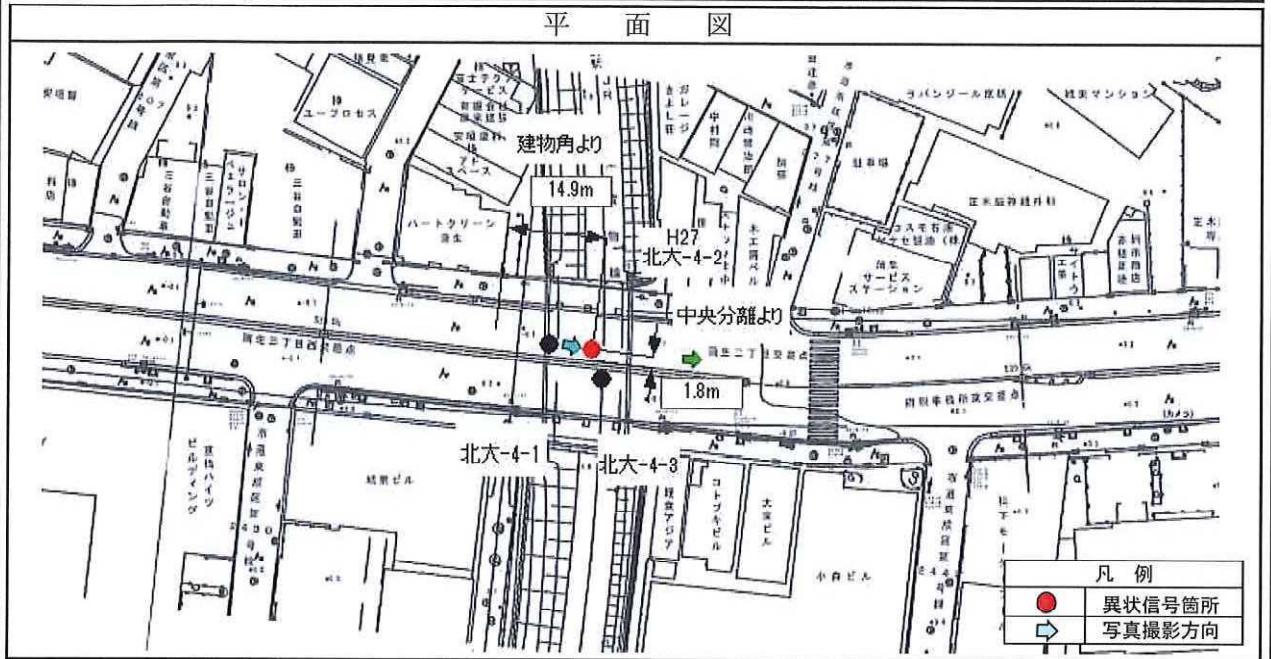
信号位置特定画像

縦断方向 異状信号位置 横断方向 異状信号位置

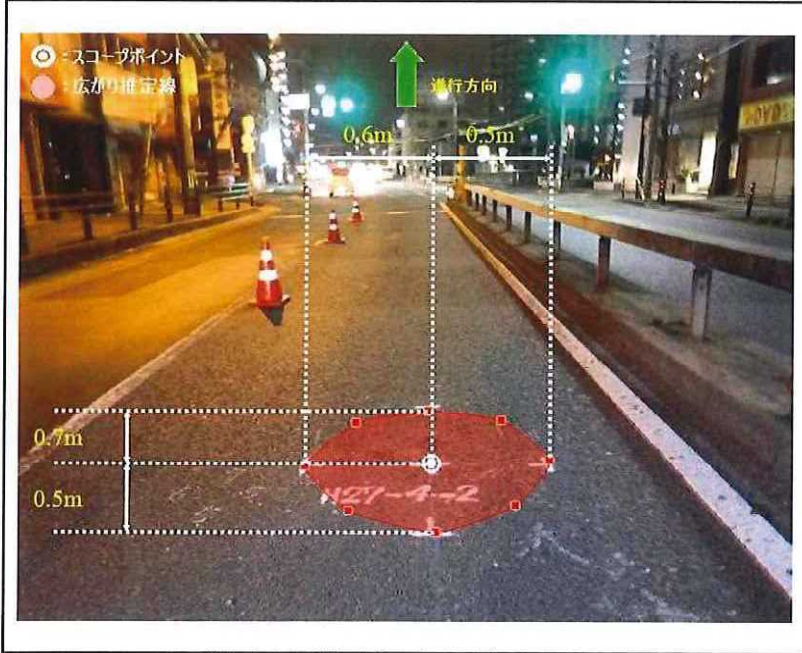


調査記録データ					整理番号		
事務所	大阪国道事務所	北大阪維持出張所	地先名	大阪市城東区蒲生2丁目			
路線名	国道1号	上下	下り	KP (台帳)	539K539	探査距離	672m
一次調査	平成27年6月21日	判定	異状あり	車線	路肩より第2車線目		
二次調査	平成27年11月19日	判定	空洞	位置	中央		
陥没危険度	C			異状箇所No.	H27北大-4-2		
周辺埋設物	上水道	下水道	電気	ガス	NTT	情報BOX・CAB	
	○	-	-	-	-	-	

空洞規模						
縦 (進行方向)	横 (横断方向)	厚さ	深さ	面積	体積	
1.2m	1.1m	0.05m	0.46m	1.32m ²	0.070m ³	



状況写真



ドローンスコープ撮影記録

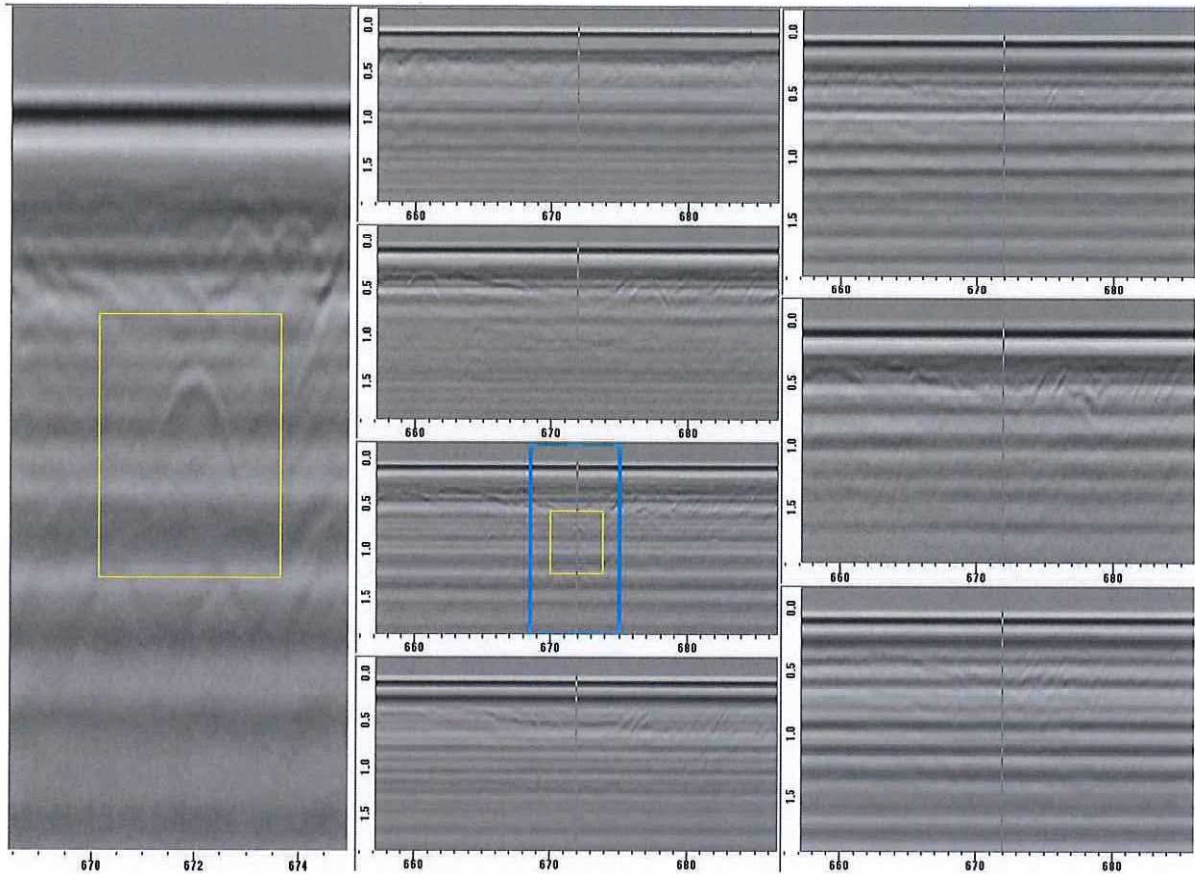
ドローンスコープ撮影記録			
異常箇所No.107 北大-4-2	撮影深度0.00~0.51(m)	構成/層厚(m)	深さ(m)
10	アスコン 0.30		
20			
30	砕石 0.06		0.30
40			0.36
50	砕石 0.10		0.46
			0.51
空洞0.05			

特記事項 城東共同溝区間のため先行調査
 空洞下部に滞水あり
 周辺埋設物あり

調査記録データ

異状箇所No. H27北大-4-2

一次調査画像



FileNo.GS4096-H27北大-4-D5_0115_5

ポジショニング写真



信号位置特定画像

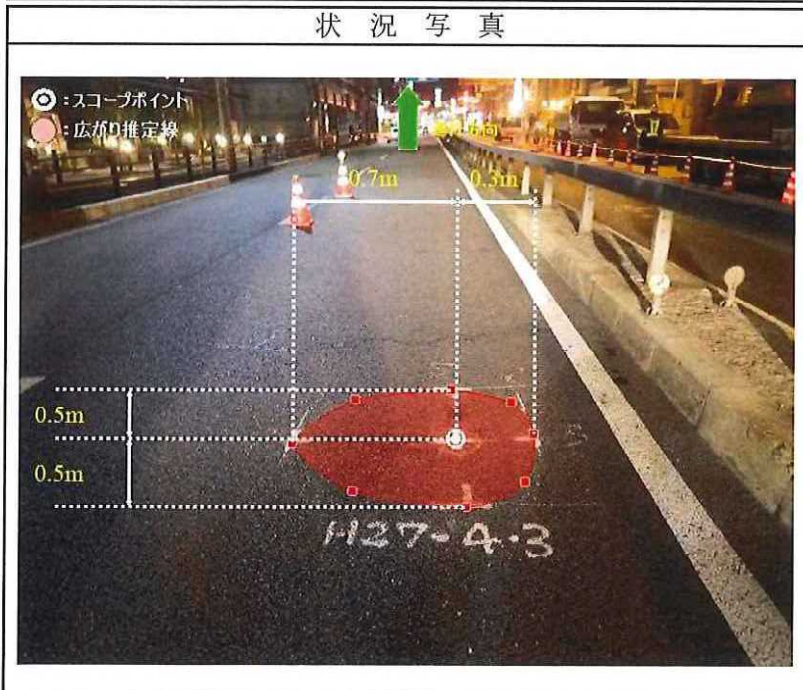
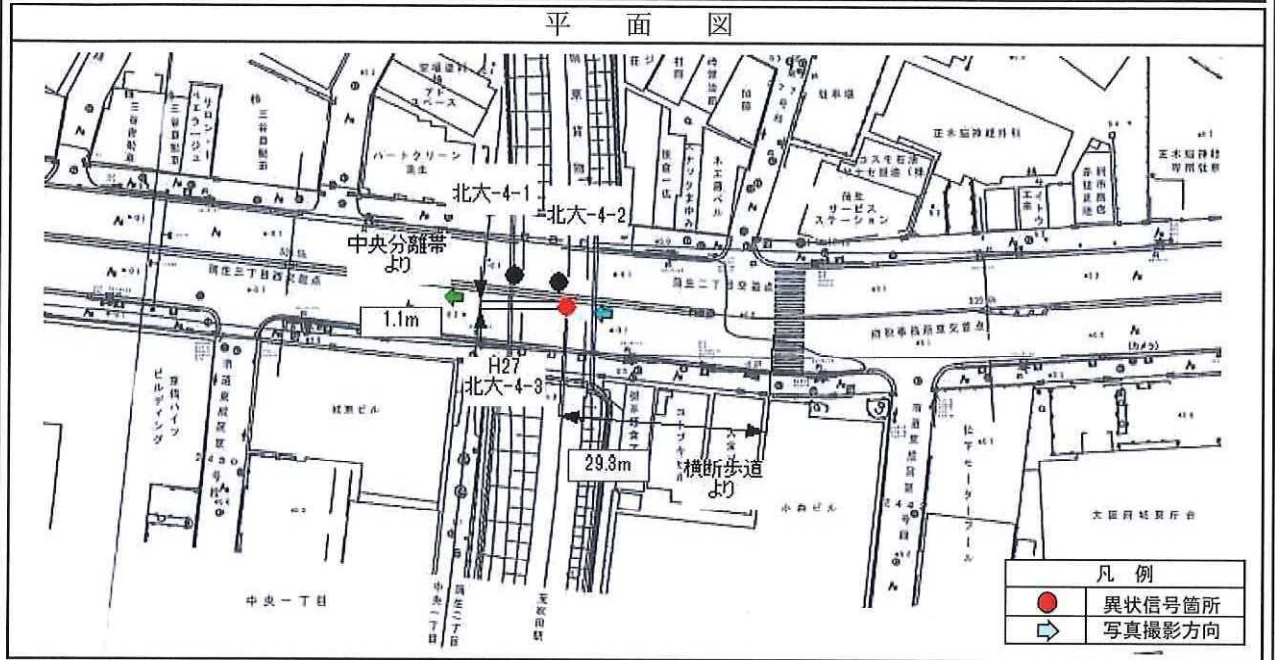
縦断方向
異常信号位置

横断方向
異常信号位置



調査記録データ					整理番号		
事務所	大阪国道事務所	北大阪維持出張所	地先名	大阪市城東区蒲生2丁目			
路線名	国道1号	上下	上り	KP (台帳)	539K540	探査距離	1893m
一次調査	平成27年6月21日	判定	異常あり	車線	路肩より第2車線目		
二次調査	平成27年11月24日	判定	空洞	位置	右側		
陥没危険度	C			異常箇所No.	H27北大-4-3		
周辺埋設物	上水道	下水道	電気	ガス	NTT	情報BOX・CAB	
	-	-	-	-	-	-	

空洞規模						
縦 (進行方向)	横 (横断方向)	厚さ	深さ	面積	体積	
1.0m	1.0m	0.06m	0.74m	1.00m ²	0.060m ³	



ドロースコップ撮影記録

ドロースコップ撮影記録			
異常箇所No	撮影深度	構成/層厚(m)	深さ(m)
H27北大-4-3	0.00~0.59(m)	アスコン 0.28	0.28
		砕石 0.26	0.54
		砂	

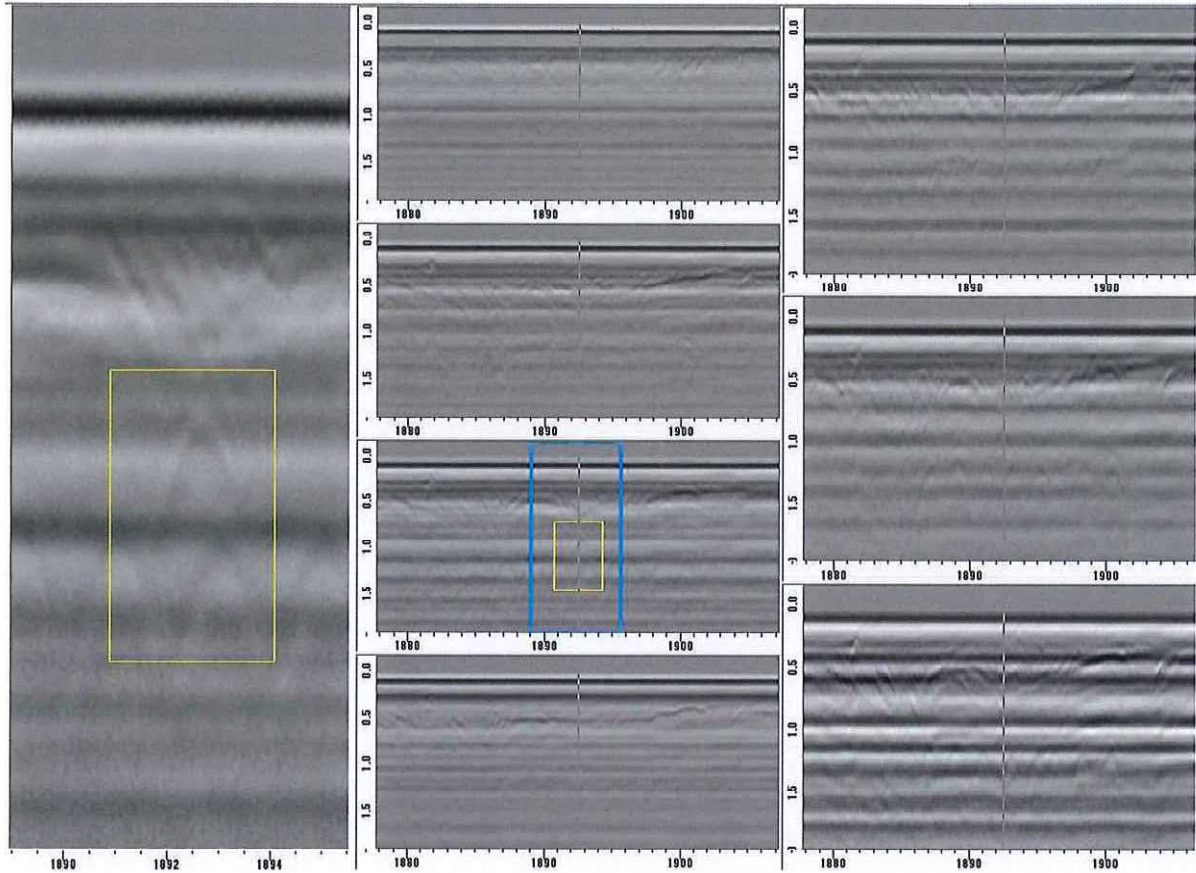
0.0~0.5mの深さは調査により空堀の掘削箇所を確認済み有り

特記事項	城東共同溝区間のため先行調査
------	----------------

調査記録データ

異常箇所No. H27北大-4-3

一次調査画像



FileNo.GS4096-H27北大-4-D5_0114_7

ポジショニング写真



信号位置特定画像

縦断方向
異常信号位置

横断方向
異常信号位置



同一箇所異状信号比較調査

異状箇所No.H30北大-6-5

管理事務所名	大阪国道事務所	路線名	国道1号	現道	車線	路肩より第2車線目
管理出張所名	北大阪維持出張所	上下区分	下り	キロポスト	539K800	地先名 大阪府大阪市城東区蒲生1丁目

位置図		H30年度調査データ	
撮影日時	2018/11/13 3:53	測定距離	894
レーダーデータ名	GS5467-H30北大-6-D14_0046		

異状信号の概略規模		前回調査データ: H27年度	
<p>発生深度: 0.8 m</p> <p>縦断方向の広がり: 7.8 m</p> <p>横断方向の広がり: 0.8 m</p>			
撮影日時	2015/6/21 23:59	測定距離	890
レーダーデータ名	GS4096-H27北大-4-D5_0115		
異状信号の整理	経年変化、空洞の拡大 陥没危険度	発生しやすい要件	
新規検出信号	-	大型地下構造物	一般共同溝(城東共同溝) ・比較的発生深度が深い ・周辺に空洞の成長を促す要因がみられない
		受注者による評価(案)	最終評価(事務所との調整結果)
		経過観察	経過観察

同一箇所異状信号比較調査

異状箇所No.H30北大-6-6

管理事務所名	大阪国道事務所	路線名	路線より第2車線目
管理出張所名	北大阪維持出張所	上下区分	下り
国道1号	下り	道路区分	キロポスト
現道	539K809	車線	地先名
			大阪府大阪市城東区蒲生1丁目

位置図		H30年度調査データ	
	ポーションング写真		信号画像
撮影日時	2018/11/13 3:53	測定距離	903
レーダーデータ名	GS5467-H30北大-6-D14_0046		

異状信号の概略規模		前回調査データ: H27年度				
<p>発生深度: 1.0 m</p> <p>縦断方向の広がり: 12.6 m</p> <p>横断方向の広がり: 0.9 m</p>	ポーションング写真		信号画像			
	撮影日時	2015/6/21 23:59	測定距離	939		
レーダーデータ名	GS4096-H27北大-4-D5_0115					
異状信号の整理	経年変化、空洞の拡大	陥没危険度	発生しやすい要件	所見	受注者による評価(案)	最終評価(事務所との調整結果)
新規検出信号	-	C	大型地下構造物	<ul style="list-style-type: none"> 一般共同溝(縦貫共同溝) 比較的発生深度が深い 周辺に空洞の成長を促す要因がみられない 	経過観察	経過観察

令和 3 年 6 月 21 日

分任支出負担行為担当官
近畿地方整備局 近畿技術事務所長
達家 養浩 殿

ジオ・サーチ株式会社
代表取締役社長
富田 洋

「路面下空洞探査業務」の落札者の決定結果に関する説明の要望

弊社の調査結果およびボーリング期間後の現地の削孔状況から落札できると考えていたが落札できなかったため、「公募型又は簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）入札説明書（共通事項）の 20. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明」の手続きに従い、以下について説明を求めますので、ご回答願います。

1. 全参加者の評価点の合計値と技術評価点の内訳
（予定技術者の資格及び実績、予定技術者の成績及び表彰、評価テーマ 1 および 2）
2. 全参加者の評価テーマ発見技術における、発見された全空洞個数と新規空洞および既知空洞の内訳
3. 既知空洞箇所での複数ボーリング箇所の評価結果（別紙 1 参照）
4. 審査範囲外における他参加者によるボーリング箇所の評価結果（別紙 2 参照）
5. 近接した複数者によるボーリング箇所の評価結果（別紙 3 参照）
6. 過去の調査で非空洞を確認しているボーリング箇所の評価結果（別紙 4 参照）

別紙 1

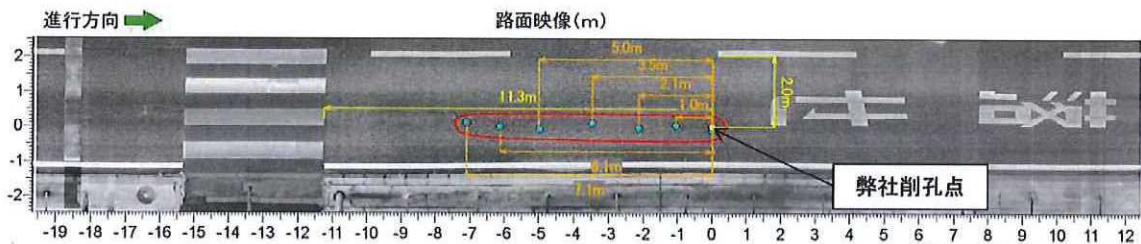
既知空洞箇所での複数ボーリング箇所の評価結果

現地にて、一つの既知空洞箇所の範囲内で、他参加者による複数のボーリング箇所を確認しています。他参加者の点数は何点と評価されているのかについての説明を求めます。

また、近接している空洞箇所について、別々の空洞と認定した場合、どのような手法で確認されましたでしょうか。確認手法と結果についての説明を求めます。

箇所No. 1-25 (既空洞④)

国道1号 下り 539.800kp センターラインより第1車線目 大阪府大阪市城東区蒲生1丁目

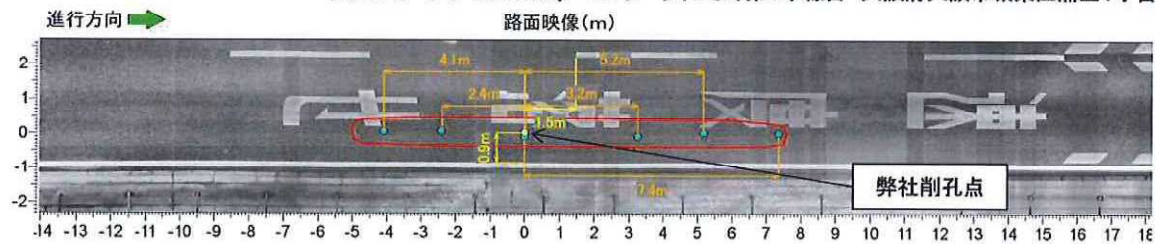


弊社スコープ調査後に現地確認を実施したところ、既空洞④の広がり範囲内(平成30年度業務報告書の添付資料-5-161の広がりと同じ)において、削孔点を7箇所確認しています。

弊社の削孔点	○
弊社の報告した広がり	○
現地で確認した削孔点	●

箇所No. 1-26 (既空洞⑤)

国道1号 下り 539.809kp センターラインより第1車線目 大阪府大阪市城東区蒲生1丁目



弊社スコープ調査後に現地確認を実施したところ、既空洞⑤の広がり範囲内(平成30年度業務報告書の添付資料-5-162の広がりと同じ)において、削孔点を6箇所確認しています。

弊社の削孔点	○
弊社の報告した広がり	○
現地で確認した削孔点	●

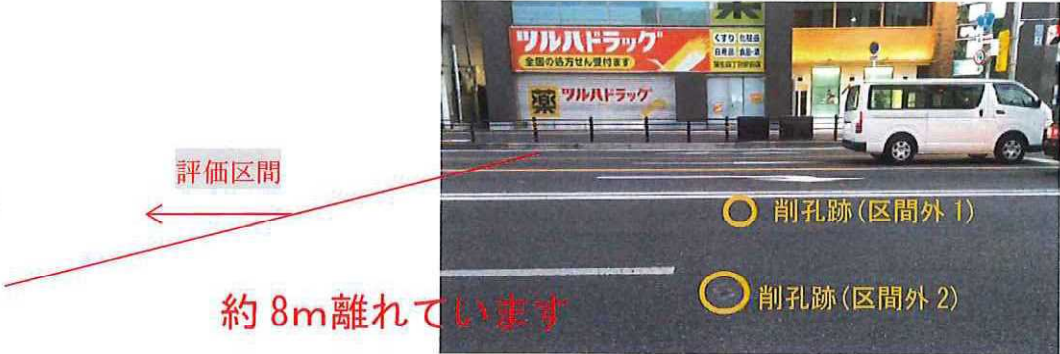
別紙 2

審査範囲外における他参加者によるボーリング箇所の評価結果

現地にて、評価区間から大きく外れた地点でボーリング箇所を2箇所確認しています。
令和3年3月4日に通知のあった『「路面下空洞探査業務」技術提案を求める評価テーマに係る調査区間について(通知)』には平面図に線を引き調査範囲が明示されております。
該当箇所の削孔理由および評価結果についての説明を求めます。

ボーリング削孔跡

【写真】




評価区間

削孔跡(区間外1)

削孔跡(区間外2)

約8m離れています

【評価区間との位置関係】
(航空写真)

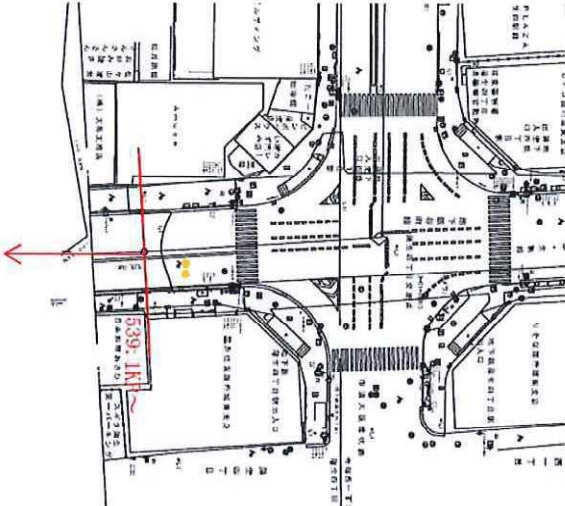


評価区間

区間外1

区間外2

(発注者提供資料(評価区間始点))



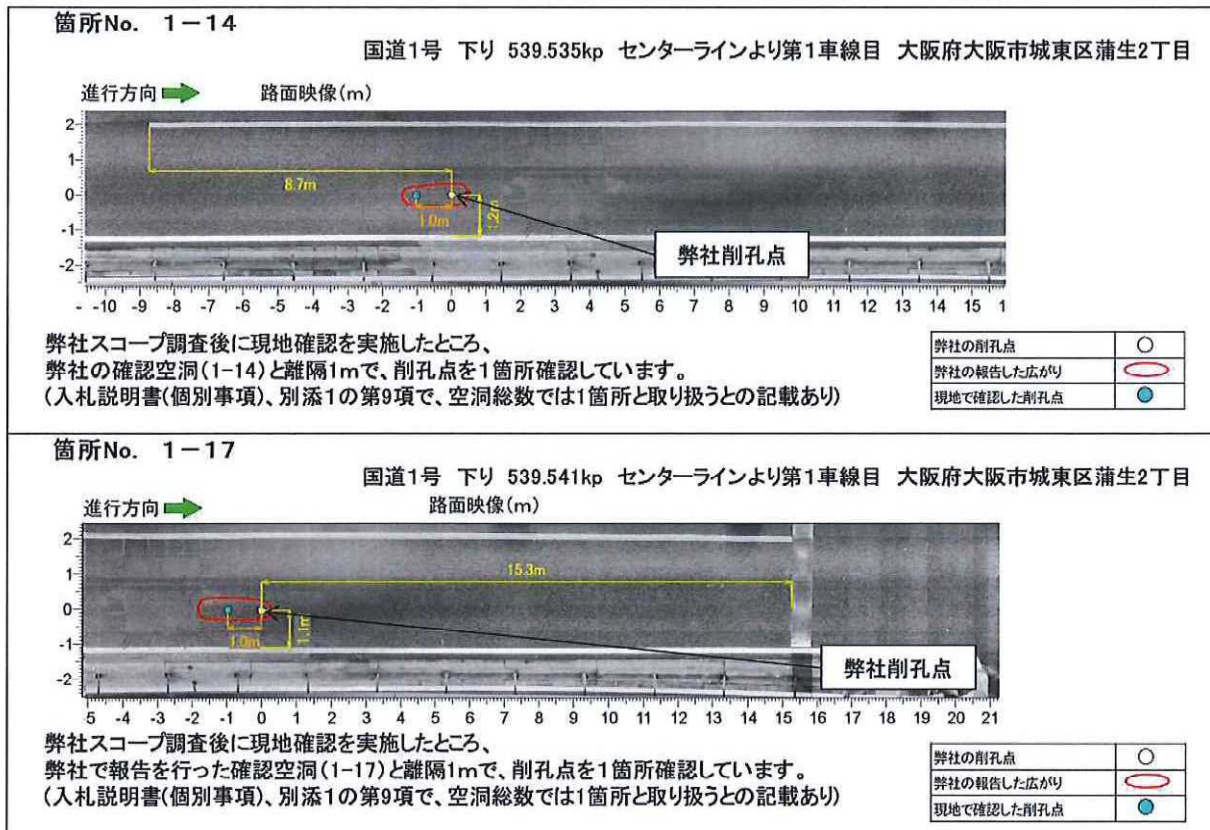
339-1A

別紙 3

近接した複数者によるボーリング箇所の評価結果

弊社のボーリング箇所と 1.0m で近接するボーリング箇所を確認しています。入札説明書(個別事項)別添 1 の第 9 項では、「近接した空洞同士(ボーリング中心位置間)の離隔が 1.0m ~ 1.5m 程度である場合は 1 個の空洞として取り扱う」となっています。該当箇所の評価結果についての説明を求めます。

また、近接している空洞箇所について、別々の空洞と認定した場合、どのような手法で確認されましたでしょうか。確認手法と結果についての説明を求めます。



別紙 4

過去の調査で非空洞を確認しているボーリング箇所の評価結果

ボーリング調査およびスコープ調査の予定期間後に新たなボーリング孔を確認しています。その箇所は過去のスコープ調査で非空洞が確認されている箇所(H30 北大-6-4)です。予定期間後に追加削孔された理由と該当箇所の評価結果についての説明を求めます。

(場所：上り線、第二通行帯、京阪電車ガード下の停止線上)



拡大



平成 30 年度にスコープ調査
で非空洞を確認
今年度の信号に変化なし

今回ボーリング跡
確認箇所

☐ 【近畿技術】 路面下空洞探査業務の

落札について (回答)

★ トップに出す

<< 前へ | 次へ >>

日時 : 2021/6/28(月) 13:22

差出人 :  <[redacted]@mlit.go.jp>  アドレス帳に登録する

宛先 :  <[redacted]@geosearch.co.jp>

ジオ・サーチ株式会社
大阪事務所 副所長 [redacted] 様

路面下空洞探査業務についての説明要望への回答
について、別添のとおり送付しますので宜しくお願
い致します。

〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11-1

国土交通省 近畿地方整備局

近畿技術事務所 総務課 専門職 [redacted]

TEL 072-856-1941 (755-220)

FAX 072-856-5287 (755-229)

Mail [redacted]@mlit.go.jp

[路面下空洞探査業務.pdf](#)

「路面下空洞探査業務」の落札者の決定結果に関する説明の要望」に対する回答

業務名：路面下空洞探査業務

番号	質問	回答
1	全参加者の評価点の合計値と技術評価点の内訳 (予定技術者の資格及び実績、予定技術者の成績及び表彰、評価テーマ1および2)	全参加者の評価点の合計値と技術評価点の内訳については近畿技術事務所との契約情報コーナーで閲覧できます。
2	全参加者の評価テーマ発見技術における、発見された全空洞個数と新規空洞および既知空洞の内訳	全参加者の発見された全空洞個数と新規空洞および既知空洞の内訳は、他社の技術提案書(調査結果)に関する情報であり、これを公にすると当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が害される恐れがあることからお示しすることは出来ません。また、技術提案書は選定及び技術評価点の算定以外に使用しないことを入札説明書(個別事項)12.その他の留意事項(6)にも記載しております。
3	既知空洞箇所での複数ボーリング箇所の評価結果	ご質問の箇所の範囲内での他参加者の点数を何点と評価しているかの情報は、他者の技術提案書(調査結果)に関する情報であり、これを公にすると当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が害される恐れがあることからお示しすることは出来ません。また、技術提案書は選定及び技術評価点の算定以外に使用しないことを入札説明書(個別事項)12.その他の留意事項(6)にも記載しております。近接している空洞箇所を別々の空洞と認定した場合の確認手法は、削孔した穴に光を差し込み、近接の穴から光が漏れないことを確認することで確認しています。確認にあたっては、空洞を十分に清掃したうえで実施しております。
4	審査範囲外における他参加者によるボーリング箇所の評価結果	ご質問の評価範囲から大きく外れた地点のボーリング箇所は、評価範囲外ですので評価しておりません。削孔理由については、空洞があるとの報告があったため、維持管理上(安全上)の理由から確認を行ったものです。
5	近接した複数数者によるボーリング箇所の評価結果	ご質問の箇所の評価結果は、他者の技術提案書(調査結果)に関する情報であり、これを公にすると当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が害される恐れがあることからお示しすることは出来ません。また、技術提案書は選定及び技術評価点の算定以外に使用しないことを入札説明書(個別事項)12.その他の留意事項(6)にも記載しております。評価手法については、削孔した穴に光を差し込み、近接の穴から光が漏れないことを確認することで別々の空洞と確認しています。確認にあたっては、空洞を十分に清掃したうえで実施しております。
6	過去の調査で非空洞を確認しているボーリング箇所の評価結果	予定期間後に追加削孔した理由は平成30年度に実施したボーリング孔を今回貴社が先行して実施したボーリング孔として当所職員が誤認したことから予定期間内に該当箇所の調査を実施していませんでしたが、後日、誤認が判明し、他社の提案内容を確認するため、削孔が必要となったことから、予定期間後に削孔を実施したものです。該当箇所の評価結果については、他社の技術提案書(調査結果)に関する情報であり、これを公にすると当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が害される恐れがあることからお示しすることは出来ません。また、技術提案書は選定及び技術評価点の算定以外に使用しないことを入札説明書(個別事項)12.その他の留意事項(6)にも記載しております。

■ジオ・サーチの説明要望に関する近畿技術回答に対する確認やりとり（6/29 電話にて）

（参加者）

ジオ・サーチ(株) : A

近畿技術事務所 電話受付 : 総務課 B
技術的回答 : 技術活用・人材育成課 C

2021.6.29 16:02 A 携帯電話で総務課に電話

A : 本日、B さんはいらっしゃいますでしょうか。

受付 : (聞き取れず)

A : ジオ・サーチの A と申します。

受付 : はい、お世話になります。

A : お世話になります。
本日、B さんはいらっしゃいますでしょうか。

受付 : はい、B でございますね。

A : はい。

受付 : はい、少々お待ちください。

A : お願いします。

B : お電話変わりました。総務課 B です。

A : もしもし、私、ジオ・サーチ株式会社の A です。

B : あ、お世話になります。

A : お世話になります。あの昨日あの、弊社の説明要望に対していただいた回答

についてですね、ま、社内の方で確認しまして、えーちょっとあの質問追加で確認させていただきたいことがあるのですが。

B : どの部分でしょうか。

A : 今からよろしいでしょうか。

B : はい。

A : はい、えっと番号が1から6番までありまして、まる1とまる1番ですね。これはあの現地を見にいきましたので点数がわかりました。まる2番もですね。表示されていた点数から逆算してわかりましたので、だいぶ推測出来たところです。で、3つ目なのですが、

B : 3つ目ですね。

A : はい。基本的には結果については、あの他社の技術提案書の内容に関する情報であれば公示できないというふうな形で示されてるのですが、

B : はい。

A : あの結果ではなく、考え方についてですね、教えていただきたいと思っ
まして。

B : 考え方ですか？

A : はい。

B : 結果ではなくて。

A : はい。要はですね、今回の調査結果、弊社現地確認にいった結果ですね、あのあらかじめ、えー、空洞って分かっているところがあって、弊社は事前通知の一ヶ所通りで整理してるんですけども。

B : 一ヶ所ではい。

A : たぶん他社さんは、その1箇所に対して、複数でボーリングをして、たぶんその本当だったら1箇所で評価されるところが、たぶん広がりの中かですね、あのたくさん穴を掘っているんで、そのたくさん掘った1箇所ずつが評価されているのじゃないかなと推測したのですが、今後も同じような形で、えー発注が違った場合に我々もその過去空洞の対応とかをですね、ちょっとあの整理しておかないといけないというところで、考え方をちょっと知りたいなということです。

B : 一ヶ所じゃなくて複数ですかということですね。少々おまち下さい。

A : はい。

C : もしもし。

A : はい。

C : あ、お電話変わりました。 C です。

A : あ、 C 様ですか、お世話になっております。ジオ・サーチの A です。

C : あどうもお世話になっております。すみませんはい。今お聞きして、3番のほうですかね。

A : 3番のところ、そうです。

C : はい、で。3番のところ、評価の結果ではなくて、考え方ということですかね。

A : 考え方、そうです。

C : はい、えーと考え方についてはね、まあ評価の結果は、ここに書いてあるとおりちょっと提示というのはできないような状況なんです。

A : はい。

C : はい、で、考え方につきましては、あの現地で一緒にジオ・サーチさんとも

実際実施したと思うんですけど。

A : はい。

C : あの一つの空洞かどうかというのが、それとも連続した空洞か、一つで、ひとつの穴になんぼか開いているのかどうなんか、それとも独立してるかどうか一つのポイントになりますので、お伝えしているとおりの光を当ててという確認をして、別々、光を通さないということが分かれば、一つの一つの穴としてカウントというんですかね、評価をしているということになります。

A : 例えばですね。1つの異状信号でのがまあ通知があって、たぶん弊社はそこで1箇所穴を掘ってると思うんです。

C : はいはいはい。

A : で。そこがまあ0.5点という形で過去空洞の評価をされていると思うんですけども。

C : はい。

A : たとえば、近接して掘った穴は、そこは1点になっているんですか。

C : はい。近接して掘っている穴。えーとそれが過去空洞と違うとなればですね1点という考え方になります。

A : それはその過去空洞の広がりの中でも1点ということですか。

C : えっとね、過去空洞というのはあれですよ、あのうちのほうからお示した形の過去空洞ですよ。

A : そうです。そうです。

C : あの過年度に、えー調査結果になりますよね。過年度の調査結果の区分については、まあまあ広がりという報告は出してもらっているんですけど、まあ年度が経っていることと、あとその、あれ掘ってからの確認はしてないんですよ。確か削孔してからの確認は。

A : あー当時はそうですね。

C : そうですね。ということちょっとやっぱそういうような状況というか、資料、データとしてお渡しをしてるので、実際そういう提案があったらあの掘ってみてですね、別の穴と確認できればですね、あの通常のその1点、1点というか1個ですよ。評価としては。

A : ですんで、たぶんその中で我々と重複しているところが1箇所あって、そこは0.5点ずつなんですか。

C : そうですね、はい。それはそうです。

A : で、他のところはプラスで他社さんが例えば6箇所プラスで掘ったとすれば、プラス1点、1点、1点、1点で6.5とかそういう形になるってことですか。

C : そうそうそうそう。

A : はあはあ、これちなみになんですけども。まあ過去まあ近畿技術さんの公示案件でも過去空洞の過去異状信号の取り扱いで、まあ過去空洞と同じ0.5点と取り扱うような質問の回答があってるんですけども。

C : はい。

A : その場合でも今、Cさんが仰ってたように、過去に穴を掘ったか掘らないかという話は適用されるんですか？

C : えっとね、まずはうちの方が回答をしたっていうのは、今回の業務発注について回答してるんですか。

A : その質問はですね、あの過去の業務の時点ですらですね。

C : そうするとちょっとね、私もそこまでは調べていないんですけど。あの把握していないですが、あの今の段階というかあの、既設の穴というのは調書結果として出ています。で、それと別穴となればそれは新規という判断をしてくださる。新規ということで1点ということにしています。

A : ああそうなんですね。そしたらちなみにその場合ですね。えーとまあ過去の異状信号が 0.5 点、新規が 1 点で、過去の既知空洞は 0.5 点という形で、まあ事前から事前情報がある空洞、すでに発見されている空洞は配点が低いんですけども。

C : はいはい。

A : 今回のように複数点穴をあければ、そのほんとはあらかじめわかっている空洞なんですけども、ものすごい新規の空洞よりもはるかに高い点数になってしまうじゃないですか。

C : はい。あ、それは、あの、、、

A : それは問題ないとお考えですか。

C : えっとね。そこの部分についてはあの回答であの書かしていただいたように、1 つの穴、ま光が通って一つの穴ならば当然、例えば 2 個も、3 個も、4 個も開けてもですね、あの 0.5 点ということになります。その例えば 2 個なり、3 個なりですね。で、今回、光が通らなかったということで、個別の空洞として評価をしていると。

A : そういう評価をされたということですね。

C : はい。結果ではなくそういう評価ということですね。そういう仕方というか審査の仕方というか。

A : ちなみにそうすると、過去の過去データの異状信号の広がり、例えば縦方向に七てん何mとかそういうふうな表示があったんですけども。

C : はい。

A : そのへんは提供資料ではあったんですけども、弊社としてはそれは無視してよかったということなんですかね。

C : えっとね。あとはそのデータの信号の出方とかになると思うんですけど。あ

のそういうふうに出たから、そう出したんということになりますね。

A : はい。過去と同じ信号の変化がなかったですので、その通知のあった値と同じだったので、それ通りに整理してあのまとめているんですよ。

C : はい。うちの課のあの中では、あの評価の仕方としては、そういう個別としてデータが出て、実際掘ってみて、個別であったということであれば、個別、いわば、既設のところは1個あるので、そこは0.5点ですけど、新たなところは1点1点1点というような評価になっていると。

A : はい。ですのでその、当初通知の有った広がりというのはほぼ無関係になってしまったということですね。

C : そうです。そうです。はい。

A : それ、それって、あのなんですか、なんというかそのとき質問して欲しかったとかそういうふうになるかもしれないですけども、なんというか普通に考えたら広がりが例えば7.6mとかだったら、7.6mで1個で整理するのが普通の考え方かな思うんですけども。そうではない、そうとは考えていないということですね。

C : そうですね、はい。あの実態として、穴があるという提案が、提案というかもしそういう提案があって、実際に掘ってみて、別の穴と確認できれば別の穴にすると。

A : その別の穴というのは、光を見てるってということなんですね。

C : そうそうそう。はいはい。

A : 例えばそれはあれですか、来年以降も同じような発注形態で、既知空洞があった場合にもそういうような取り扱いがされるということなんですかね。

C : えっとね、来年の部分については、また来年の条件があので説明書に記載されると思うので、その条件によつての審査になると思います。

A : そうなんですね。

C : 来年がどうなのというのは、ちょっと私もまだ全然やってないので、何とも
言えないですけど、来年の説明書ですかね、あのその発注関係資料をみてい
ただいて、その評価っていうんですかね、審査の仕方の記載を見ていただく
ことになります。

A : すみません、今 C さんから説明がいただいたまあ既知空洞で、同じところ
だったら 0.5 点で、その広がりの中で追加ボーリングしてそこはそれぞれ新規
掘いというようなところなんですけども。

C : はい。

A : その考え方は今年の説明書のどこかに表示されてますか。

C : えっとね、その考え方自体はされていないですね。

A : されていないのですね。

C : はい。ただ、あの新規になったときについては、あの 1 点というのは記載さ
れています。

A : うんうん。まあ新規はまあ、そうですね新規は 1 点ですよ。ここはまあ既
知空洞の広がりの中なので、この議論になっているんですよ。

C : はい。

A : あとちなみにこの考え方をして、たぶん我々あの現地見に行つて、点数を見
に、まあ現地を見に行つて、点数も確認にいつて、逆算すると大体弊社が空
洞が何個、他社さんが大体何個、重複が何個ってのがわかるんですけども。
例えば今回この 1 つの広がりの中で、えーねえ新規で例えば 6 個掘ったら、
で 6 点が、我々が 0.5 点のところ一個の既知空洞 0.5 点に対して、6.5 とかそ
のような形に増幅するんですけども。その結果、本当の新規のところを発見
できなかった業者さんが特定されている結果になっているんですけども、そ
こはあまり違和感を感じられないんですか。

C : えっと、もう一回お願いします。

A : えーとこの既知空洞が一つありまして。弊社はその通知文通りに1箇所整理するので、既知空洞0.5点。他社さんはその1箇所の既知空洞のなかで、まあ複数穴を掘ってですね、えーまあその0.5点であるべきところが新規のボーリングということで、えー6.5、数詳細にはですので、6.5とか、あのなってますよね。

C : はい。

A : その分既知空洞の1箇所がものすごく高評価になった結果、その元来評価されるべき新規に見つけた空洞を見逃した業者さんとかがですね。えー高得点になっているというような印象があるのですが、それはいかがですか。

C : えー、それはあの公表しているルール通り、に行ったということなので、違和感があるかないかは私は個人的には一応ちょっと言うことはできないんですけど。えー一応ルール通りに評価した結果、ということで、えーお示しをしたということになってます。

A : あ、そういうことですね。あ、わかりました。そしたらえーとですね、我々が聞きたかったのは主にこの、あのあれですね、考え方が聞きたかったので、今お聞きした結果でまあ、既知空洞の中で新規空洞扱いで追加で1点ずつ評価したということが分かりましたので。

C : はい、評価したという結果としては、私たちはあの出せないんですけど。

A : それは、分かりました。考え方としてですね。

C : そうそうそうそうそう。だから、通常の0.5というのは、1点示しているのかなと思うんですけど、それとは別穴ということが、現地で確認ができたということなので、つながっていないと確認できたので新規として、そういう場合は新規として取り扱うという考え方、というのをお示ししたということですね。

A : わかりました。ちなみになのですが、今これもう契約とかどんどん進んでいる状況なんですかね。

- C : はい。
- A : その状況ですね。
- C : はい。
- A : わかりました。あとちなみに、ちょっと今の回答をもとに、あのご説明いただいた結果をもとに、弊社もまた社内でもみ、もむってというか相談とか、内容を共有してですね。今後、例えば書類にあるようにですね、あぼ手続きとしては苦情を申し立てのようなどができるようなところが、あるんですけども。これちょっとすみません、事務手続きのお話になるんですが、弊社7月1日で代表者が交代になるんですよ。
- C : えーっとね、その部分については、ちょっと経理のほうがいいですかね。
- A : 経理のかた、そちらの詳しければ、じゃあ Bさんのほうがよろしいですかね。
- C : それと、あれですかね、それと今のお話をお聞きすると。さらに今、私がお答えした内容で、またこれに関連して確認事項っていう質問があれば、また受けることは可能ですけど。
- A : そうなんですね。
- C : もう苦情の方にかかれていただいてもいいとは思いますが。
- A : ちょっとまた社内検討いたします。また対応、確認させていただくタイミングあるということですね。
- C : はい。新たな追加の質問というのはたぶんお受けすることが一応、もう期限がきてるので、できないと思うんですけど。えーといただきました質問に対する部分の確認事項ですかね。
- A : 分かりました。回答事項に対する、今みたいな確認事項ってことですね。
- C : そうそうそうそう。それはあの今でなくてもですね、あのまたおそらく疑問

とかがでてこられると、ある可能性があるんですよ。

A : そうですね。はい。

C : はい、そういうことについては、またそのお答えできる範囲になりますけど、あのいつでもやらしていただいても構わないですけど。で、それをお伝えして、そしたら、経理の方に苦情の申し立てについて代わりましょうか。

A : はい。お願いします。

C : ならちょっとかわります。

B : もしもしお電話代わりました。 B です。

A : お世話になります。すいません、まだですね苦情申し立てをするかしらないかまた別なんですけども。念のためちょっと確認しておきたいところがございます。実は弊社の方なんですけども、7月1日では代表者が交代になるんですよ。で、実は電子入札とかのは、今の代表者のカードがとかがあるので、切り替えとかをしないといけないと思っているんですけども。やっぱその登記してから写しをもらったりとか、そのあたりで時間がかかってしまうんですよ。たとえばこれ、あの苦情申立とかで書類を出すときに、まあ会社の代表者の名前を書く必要があるかと思うんですけども。これ新しい代表者の名前とさせてもらって、なんかその新しい代表者である証明する、そういうものって、何かを、何を添付すればいいですかね。

B : あの、通常ですね、法人登記されるタイミングで何か出されるんですかね。

A : そうですね。はい。

B : はい。それを添付していただければ結構かと思います。

A : あ、登記、そういうことですね。

B : はい。

A : それをつけながら新しい代表者名で、書類を作って出せばいいんですね。

B : はい

A : 登記、登記そのものは間に合わないけども、登記を申請する際に提出する資料ということですね。

B : はい。何月何日付でこの方に変わりますということで、たぶん出されると思いますので、はい、その内容であの提出いただければ結構かと思いますが。

A : 分かりました。ちょっとすいません。あの社内のね、私もちょっとあまり詳しくないので、今の B さんからお聞きした内容で、ちょっとあの準備できるかちょっと確認いたしますので。

B : はい。

A : また、この先の手続きについてもまたちょっと社内でまたちょっともまない、共有しないといけないのですね。まだわからないですけども。はい。

B : はい。

A : はい。またもし、先ほど C さんのほうから、まあ回答に対して、確認事項がある場合はまだ受け付けられるというような話をいただいたので、また B さんに、またちょっとあの結局あれですね、あの B さんと C さんのご都合のいい時間をお聞きしてから質問させていただくということですよね。また。

B : そういうことになりますね。

A : 分かりました。じゃあちょっとまた、事前にもし、確認事項がある場合は、あのアポイントのほうを取らせていただこうと思いますので。

B : はい。

A : はい。すいません、お忙しいところありがとうございます。今、今時点で確認したいことはできましたので。

B : はい。そうですかね。

A : はい、ありがとうございます。

B : はい。

A : はい失礼します。

B : えーと特に。

A : あ、今時点は、はい。大丈夫です。

B : はい。あ、ちょっとお待ちくださいね。

A : はい。

B : お待たせしました。そうしましたら、またご連絡につきましては、あのこちらのほうにご連絡いただいてから、はいあの技術的なところはちょっと C のほうでないと分かりませんので。

A : 分かりました。ちょっとまた調整の可能性ありますので、はいまたお願いします。

B : はい、よろしく願いいたします。

A : はい失礼します。

B : はい失礼いたします。

■ジオ・サーチの説明要望に関する近畿技術回答に対する確認やりとり (6/30 電話にて)

(参加者)

ジオ・サーチ(株) : A

近畿技術事務所 技術的回答 : 技術活用・人材育成課 C

2021.6.30 9:31 A 携帯電話で対応

A : もしもし、あの A です。

C : もしもし、技術事務所の C です。

A : はいお世話になっております。

C : 今お時間よろしいでしょうか。

A : はい、大丈夫です。

C : すいません、昨日はありがとうございました。

A : いえ、とんでもないです。

C : でね、昨日お話しした内容で。

A : はい。

C : いろいろ資料整理してみてですね、(聞き取れず) というか、ちょっと思いと違う方向に伝わってるんじゃないかという風な思いがあって、で再度ちょっと電話させてもらったんです。

A : そうなんですか。はい。

C : はい。で補足で説明という形でさせていただいてよろしいですかね。

A : はい、大丈夫ですよ。はい。

C : すみません。その時にそういうニュアンスでいえばよかったですけど、ちゃんと伝わっているかどうかというところが、ちょっと心配になってですね。はい、今よろしいです？

A : はい、大丈夫です。

C : あ、すみません。えっと質問がありました既知空洞箇所。

A : 既知空洞。そうです。はい。空洞箇所。はい。

C : その部分のいわゆる評価の仕方というか、点数の取り方というか、5個とか1個とかいう話で、1個が0.5個、あと、その他が1個でいってますよというような表現をしたんですけど。

A : はい。

C : そもそもその結果的なことを私たちは言うことが出来なくて、そこに至る評価の仕方について、ご説明するのがちょっとすっぱり抜けていたのかなということで、ご説明、補足をということで、電話させてもらったんです。

A : はい。

C : で、評価の仕方についてはその0.5とか1個というのがありきで評価をしてる、というようななんか表現になって、しゃべって、僕はそうではなかったんですけど、なんかあとあと思い返してみると、そういう風に伝わったのかなと思ってですね。で、そもそもそのそれが0.5か1個かというのは、あの技術提案書の異状信号画像とかですね、あとは2次調査の結果から、1個1個評価をしていると、いう評価の仕方をお伝えるのがちょっとすっぱり抜けたのかなと思ってですね。

A : あーはい。いずれにせよあれですよ。あの過去の広がりの中で複数点まあ穴を掘ったものが、えー0.5プラス、まあまあ現地で個別の現地状況とか判断しながらなんですけども、0.5点以上に膨れ上がっているというのは変わらないですよ。あの点数が上がっているってことは。

C : それは異常画像を見ながらですね、あとは現地での削孔の結果。

A : 穴を掘って、空洞があるのを確認して、まあ光を、連続する空洞光を入れて見ているということですね。

C : そうそう。あの連続しない、するかしないかってのは評価の一つのポイントになるので。

A : はい。

C : はい。そういうことで評価をしていると、評価の仕方について、ちょっとすっぱりとご説明が抜けてたかなと。結果としてあの、あの0.5点とか1点というのは、その結果、そうであれば、そういう点数をつけるだけの話で。

A : まあそう、そうですね。なんて言うんですかね。えー1つの広がりがあって、まあ1箇所まあ、既知の空洞でも1箇所、弊社と重複するところが有って、まあそれは0.5点ということで、あとは複数の穴の一個一個をみていきながら、連続しているかどうかで、その近畿技術さんのおっしゃるそのルールに基づいてまあ0.5点ですんで、新規であれば1点という形で、あの評価してきたということですよ。

C : そうです。はい。ていうのですいません。ちょっとそこが昨日漏れてた、と、私を感じたので、電話させていただきました。

A : そういうことですね。あれですね、弊社もやっぱり考えているのが、その、なんていうんですかね、その1個1個の評価の仕方っていうのはルールに基づいてもらってもいいと思うんですけど、やっぱりその、もともと1個だったものがその点数が高くなっているところ、そのなっているんで、この辺がちょっとあの話を聞いて、不思議だなど思いながら聞いているところがありますね。

C : ジオさんが不思議だというのは、既知空洞、まあ既知空洞といってあれ確定ではないんですけど、異状信号の結果ということで、出させていただけますよね、最初はね。

A : 最初はそうですね、ちゃんとそこには発生深度と広がり縦横もきちんと出

てるものをいただいていますね。

- C : ですね。そこについて、えー1個ではなくて、複数個取っているのがちょっとジオさんとしては引っかけるところですか
- A : そうですね。あの頂いた通知の分には5箇所というふうな形で、整理された数字も出てたので。
- C : はい。
- A : 当然その5箇所は5箇所だろうということで、はい（聞き取れず）は1箇所1箇所ですね、この形で整理しているの、その辺がちょっとあの、えールール、ルールではないところだったのですね。
- C : はい。なるほど。確かにあの仕様書には、そこらへんはどう見るかっていう記載はないですね。
- A : はい、そうですね。
- C : あの1個は1個と、あの実はね0.5というのはあるんですけど。
- A : 実は0.5。あともう一個あの、この審査区間にあるのは5箇所という数字もありますので。
- C : はい。あのその5箇所の既知があるということですね。
- A : そうそうそうなんですよ。
- C : あの、1箇所は確か、これも工事後でしたので。既知ではないということ。
- A : 5箇所あって2箇所は補修済みなんですよ。
- C : 補修済み、補修済みやったですよ。
- A : で、現地でパッチも確認しているので。

C : はい。

A : 今、信号もないので。無いなってところなんですけど。残りの3箇所はですね、もう過去のデータと同じだったので、まあその、近畿技術さんの方もですね、あの平成30年のレーダデータですか、あれを我々もデータで納めて、その一連で管理とかされていると思って、その資料が数値があったので、確認あわせたところが、今のこういう状況になっているので、この考え方とかちょっとそうですね、弊社でも今考えているところではありますね。

C : なるほど。うちの方もただ単に1箇所が、1箇所のところ5箇所できたから5、あかんかったから5という（聞き取れず）なしに、異状信号とがあの画像とかですね、そういうことをトータルで一応その、検査をしてるということなのでですね。

A : でも異常信号はでも同じですよ。過去のデータと。

C : あー。内容はちょっと、お答えすることができない。（聞き取れず）

A : 我々も当日、レーダ転がしてまして、同じだというのはみめますので。わかりました。えーと、今そのCさんが仰りたかったのは、その現地ではレーダとか、えー穴の通りとか見ながら、えー評価をしていたということですよ。

C : そうです。機械的になんかなんかこう穴があったから、ということではないということ。そういうなんか説明に受け取られているかもしれないなあということ、ちょっとあの終わってからですね、ちょっと思ったんで、ちょっと補足といくことで電話させていただきました。

A : わかりました。その内容もちょっと社内で共有いたしますので。そうですね。

C : あとですね、あのまたその、今回のことについて追加の確認事項、あの関連するところですね。新たな全然全く新しい追加っていうのはちょっとお答えすることはできないなんですけど。

A : はいそれは大丈夫ですね。

C : はい、で、もしありましたら、また経理課のほうにお電話をいただけたらな。

A : わかりました。経理課の B さんに電話して、まあ技術的なところは C さんが対応されるということなので、まその、お二人の日程の合う時間帯で、ですね。

C : できるだけ合わそうと思うので、いついつ何時からと言っていたらそれに合わせよう（聞き取れず）するので。

A : はい、わかりました。

C : それとね、あともし今回ちょっとそういうこともあったので、えーまあ対面でも構へんかなと思っとるんです。

A : 対面。はい。

C : コロナの関係で、あの、会わないでおこうということですけど、でもなんか電話でやり取りするところ、なんかちゃんと伝わっているどうかっていう後で心配、今回あったんですね。

A : あー、そういうことですね。ちょっとすみません。これまで、あのほんと私だけじゃなくてですね、弊社の東京のほうとも連携しているので、もし対面可能であれば、はいちょっとあのそうですね、あの調整させてもらって、えーお願いする可能性もありますね。はい。

C : はい。なるほど、なるほど。

A : 対面、そうですね、わかりました。

C : その方が、なんかお互い誤解がないと思います。

A : そう、そうですね、はい。

C : ちょっとなかなか電話だとでしたら、そうですかで終わってしまうとあれなんで。

A : はい、わかりました。
じゃあまたご連絡させていただきます。

C : はい、すみません。お願いします。

A : はい、失礼します。

C : 失礼します。